

# 東神楽町地域防災計画

(資料編)

東神楽町

## 資料編 目次

1	条例等	
1-1	東神楽町防災会議条例	1
1-2	東東神楽町防災会議運営規程	2
1-3	東神楽町災害対策本部条例	3
2	協定等	
2-1	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	4
2-2	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目	6
2-3	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	8
2-4	北海道広域消防相互応援協定	10
2-5	北海道広域消防相互応援協定覚書	13
2-6	北海道広域消防相互応援協定覚書に基づく申し合わせ事項	15
2-7	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	18
2-8	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	19
2-9	ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	24
2-10	ドクターヘリのヘリポートとしての使用に関する協定書	32
2-11	旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	34
2-12	旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書	35
2-13	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	36
2-14	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則	38
2-15	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書覚書	39
2-16	災害発生時における東神楽郵便局と東神楽町の協力に関する協定	40
2-17	東神楽町の災害時における応急対策業務に関する協定書（東神楽町建設業協会）	42
2-18	東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（ホクレン商事）	46
2-19	東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（ふじ）	51
2-20	東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（西條）	56
2-21	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書（北海道コカ・コーラ）	61
2-22	災害等の発生時における東神楽町と北海道エルビーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	63
2-23	災害救助用米穀等引渡協定書	65
2-24	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	71
2-25	日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	75
2-26	災害時における物資の供給に関する協定書（セブンイレブン）	77
2-27	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定（セイコーマート）	80
2-28	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目（セイコーマート）	82
2-29	災害時における物資の供給に関する協定書（ローソン）	86
2-30	災害時における物資の供給に関する協定書（イトーヨーカドー）	89

2-31	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書（北海道生協連合会）	91
2-32	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定についての確認書（同上）	93
2-33	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定（イオン北海道）	97
2-34	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目（イオン北海道）	99
2-35	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定（北海道コカ・コーラ）	103
2-36	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目（同上）	105
2-37	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定（サントリーフーズ）	109
2-38	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目（同上）	111
2-39	災害時における帰宅者支援に関する協定書（壺番屋）	115
2-40	災害時における帰宅者支援に関する協定書（サークルKサンクス）	117
2-41	災害時における帰宅者支援に関する協定書（セブンイレブンジャパン）	119
2-42	災害時における帰宅者支援に関する協定書（北海道ファミリーマート）	121
2-43	災害時における帰宅者支援に関する協定書（モスフードサービス）	123
2-44	災害時における帰宅者支援に関する協定書（ローソン）	125
2-45	災害時における交通誘導業務等に関する協定	127
2-46	災害時における交通誘導業務等に関する細目協定	129
2-47	災害時における葬祭用品の供給に関する協定（北海道葬祭業協同組合）	131
2-48	災害時における葬祭用品の供給に関する協定実施細目（同上）	133
2-49	災害時における葬祭用品の供給に関する協定（全日本冠婚葬祭互助協会）	134
2-50	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	136
3	基準・様式	
3-1	被害通報委受理書	138
3-2	災害情報報告（北海道）	139
3-3	災害発生時の直接即報について（国）	151
3-4	火災・災害等即報要領（国）	153
3-5	放送を活用した避難勧告等情報伝達に関する北海道ガイドライン	170
3-6	自衛隊派遣要請の様式	177
3-7	水防関係様式等	179
3-8	安否情報様式等	182
3-9	警報及び注意報の種類と発表基準	189
3-10	気象庁震度階級関連解説表	197
3-11	被害状況の判断基準	202
3-12	災害救助法による救助の種類及び概要	206
3-13	被災者生活再建支援法に基づく支援	208
4	災害対策資料	
4-1	町の気象等の概況	209
4-2	町の人口・世帯等	220
4-3	町の過去の災害	225

4-4	災害危険箇所	226
4-5	山地災害危険地区	231
4-6	河川	238
4-7	ハザードマップ（浸水想定区域図）	240
4-8	防災関係基準・観測所等	241
4-9	重要水防箇所	248
4-10	水防倉庫・資機材等	251
4-11	消防施設及び消防体制	252
4-12	東神楽町防火管理対象施設	253
4-13	災害対策に係る施設配置計画	254
4-14	備蓄物品・資機材一覧	255
4-15	災害時要援護者関係施設	257
4-16	避難所・避難場所一覧	258
4-17	避難路	259
4-18	防災行政無線	261
4-19	除雪機械現有数	262
4-20	緊急車両等の確認及び事前届出事務手続き等	263
4-21	緊急時備蓄衣料品等の供給フロー	272
4-22	医療機関	273
4-23	災害時医療救護隊の出動	275
4-24	関係機関連絡先一覧	277
4-26	東神楽町全図	280

## 1-1 東神楽町防災会議条例

### 東神楽町防災会議条例

昭和 37 年 10 月 28 日  
条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、東神楽町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東神楽町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は 12 名以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 北海道知事の部門の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指定する者
- (4) 東神楽町教育委員会教育長
- (5) 大雪消防組合東消防署長及び東神楽消防団長
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) その他町長が特に認めた者

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 22 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(東神楽町水防防災会議条例の廃止)

2 東神楽町水防防災会議条例（昭和 62 年条例第 21 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 東神楽町防災会議運営規程

### 東神楽町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 東神楽町防災会議条例(昭和37年東神楽町条例第20号。以下「条例」という。)第7条の規定により、東神楽町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議を招集するときは、防災会議の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、防災会議を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成22年3月25日から施行する。

1-3 東神楽町災害対策本部条例

東神楽町災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 28 日  
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、東神楽町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-1 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

## 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び、生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及び、あっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び、応援場所への経路
- (6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。  
(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。  
(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。  
(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係るこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道  
北海道知事  
北海道市長会  
北海道市長会長  
北海道町村会  
北海道町村会長

別表

(別表は14支庁の市町村)

## 2-2 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

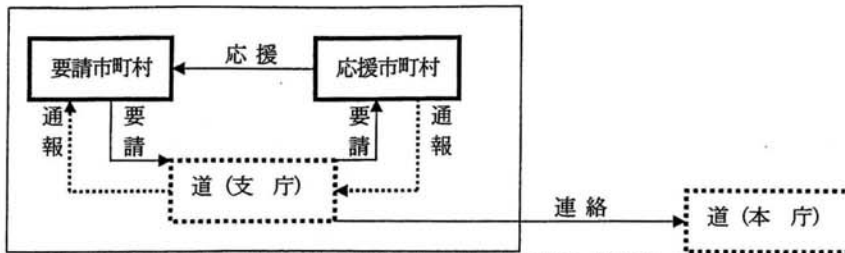
別表第1 連絡担当部局(略)

別表第2

別表第2

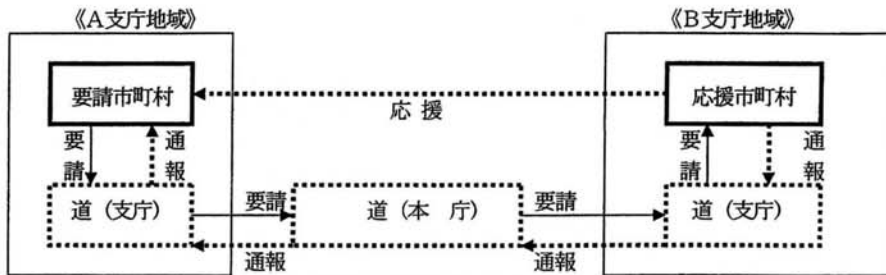
連絡系統図

第1要請（同一支庁の市町村への要請）  
《A支庁地域》



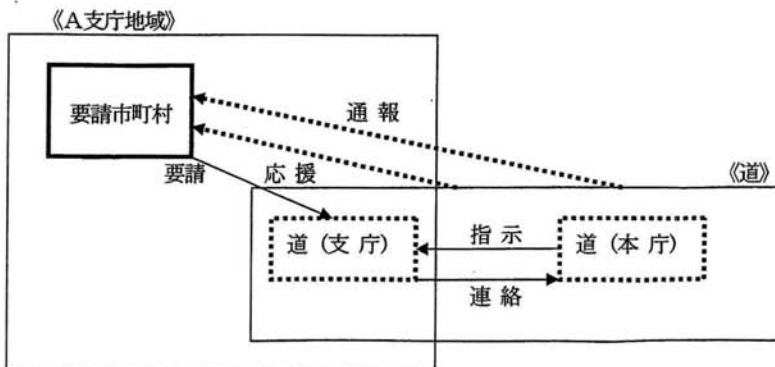
（注）支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁にその旨連絡するものとする。

第2要請（他支庁の市町村への要請）



（注）支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁のその旨連絡するものとする。

第3要請（道への要請）



## 2-3 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

## 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、東神楽町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

## （目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

## （定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

## （応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

## （応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

## （応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

## （費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

## （相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月28日から適用するものとする。

平成22年5月28日

甲 北海道開発局長

乙 東神楽町長

## 2-4 北海道広域消防相互応援協定

## 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑にするため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援。
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援。

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の名号の区分により行う。

- (1) 陸上応援要請

## ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

## イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

## ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

## (2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては、要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長の応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、第2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

別表 道北地域の構成市町等

旭川市、増毛町、留萌消防組合、上川北部消防事務組合、稚内地区消防事務組合、富良野広域連合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、北留萌消防組合、南宗谷消防組合、上川中部消防組合、利尻礼文消防事務組合

《道南地域、道央地域、道西地域、道東地域の構成市町等は略》

## 2-5 北海道広域消防相互応援協定覚書

## 北海道広域消防応援協定覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、北海道広域消防相互応援協定(以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定)

第2条 協定第4条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表1に定める消防本部とする。

(応援隊等の登録)

第3条 協定第6条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表2に掲げるとおりとする。

(応援要請の方法)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 航空隊の着陸可能な場所及び給油体制
- (5) 航空隊の誘導方法
- (6) 災害現場付近の気象状況

(応援隊派遣の通知の方法)

第5条 応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 応援隊の最高指揮者の職・氏名
- (2) 応援隊の出発時刻及び到着予定時間
- (3) 応援隊の派遣経路

(総括代表消防機関及び道知事への連絡)

第6条 地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 第2要請の要請があった場合
- (2) 第2要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

2 総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 前項第1号に規定する要請の連絡及び第3要請の要請があった場合
- (2) 前項第2号に規定する派遣の通知の連絡及び第3要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

3 航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 航空応援要請を受けた場合
  - (2) 航空隊を派遣する場合
- (応援隊到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動中の消防隊等の隊数及び活動概要
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務
- (5) 使用無線周波数
- (6) 安全管理上の注意事項

(応援隊引揚げ時の報告)

第8条 応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 隊員の負傷の有無
- (3) 車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無  
(応援活動の報告)

第9条 応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書(様式1)により要請側の消防長に報告しなければならない。

(経費の請求)

第10条 応援側の長が協定第10条第3項の規定により応援に要した経費を請求するときは、応援経費請求書(様式2)により行うものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附 則

この覚書は、平成3年4月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別表1(第2条関係)

地域代表消防機関及び総括代表消防機関消防本部

1 地域代表消防機関

地域	地域代表消防機関
道西地域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会区長所在消防本部
道南地域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会区長所在消防本部
道央地域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会区長所在消防本部
道北地域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会区長所在消防本部
道道地域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会区長所在消防本部

2 総括代表消防機関

総括代表消防機関	全国消防長会北海道支部支部長所在消防本部
----------	----------------------

## 2-6 北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項

旭川市・大雪消防組合 北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項

北海道広域消防相互応援協定（平成3年4月1日施行。以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、相互応援の実施に関する必要事項について、次のとおり申合せする。

### 1 応援の区棋及び方法

協定第7条の規定によるほか、次のとおりとする。

普通応援

#### (1) 火災出動

別表1に定める区域内に発生した火災事象を受報又は覚知したときは、当該行政管区の消防隊のほか、応援側から消防隊が出動するものとする。

#### (2) 救急出動

別表2に定める区域内に発生した救急事象を受報又は覚知したときは、応援側から救急隊が出動するものとする。

#### (3) 救助出動

別表2に定める区域内に発生した救助事象を受報又は覚知したときは、応援側から救助隊が出動するものとする。

#### (4) 特命出動

別表1に定める区域及びその他の区域において特命出動の事象を受報又は覚知したときは、応援側から特命隊が出動するものとする。

2 上記出動に伴う応援経費の負担、その他の当該申合せに必要な項目は、協定及び同覚書を準用する。

### 3 申合せ外事項

この申合せ事項の成立を証するため本書を2通作成し、記名押印のうえ各1通を確保するものとする。

平成20年4月1日

旭川市消防本部  
消防長  
大雪消防組合  
消防長

別表 1

旭川市側の応援区域	大雪消防組合側の応援区域
1 美瑛消防団第3分団の区域(旭地区) 2 美瑛消防団第4分団の一部の区域(横牛地区・朗根内地区) 3 美瑛消防団第5分団の一部の区域(下字莫別地区) 4 東川消防団第1、第2、第3、第4分団の区域の区域(西2号から西12号「市街地名:東町・西町・南町・北町」) 5 東神楽消防団第1分団の区域(中央地区・市街地区) 6 東神楽消防団第2分団の区域(ひじり野地区・東聖地区) 7 東神楽消防団第4分団の区域(中央地区の一部・稲荷地区・八千代地区)	1 旭川市消防団第7分団の区域(東旭川町忠別、旭正及び日ノ出の一部) 2 旭川市消防団第8分団の一部の区域(東旭川町日ノ出及び倉沼の一部) 3 旭川市消防団第13分団の一部(西神楽1線から4線までの8号の一部、西神楽1線から4線までの9号から13号まで、西神楽1線から3線までの14号、西神楽4線14号の一部、西神楽北各条各丁目、西神楽南各条各丁目、西神楽南13号及び14号、西神楽南15号及び16号の一部、新開) 4 旭川市消防団第14分団の区域(西神楽4線14号の一部、西神楽1線から4線までの15号から22号まで、西神楽5線の18号から22号まで、西神楽南15号及び16号の一部、西神楽南17号) 5 旭川市消防団第15分団の区域(西神楽1線の23号から32号まで、西神楽2線から4線までの23号から34号まで、西神楽5線の23号から29号まで)

別表 2

旭川市側の応援区域	大雪消防組合側の応援区域
1 東川消防団第1、第2、第3分団の区域の区域（西2号から西12号「市街地名：東町・西町・南町・北町」） 2 東神楽消防団第1分団の区域（中央地区・市街地区） 3 東神楽消防団第2分団の区域（ひじり野地区・東聖地区）	1 旭川市消防団第7分団の区域（東旭川町忠別、旭正及び日ノ出の一部） 2 旭川市消防団第8分団の一部の区域（東旭川町日ノ出及び倉沼の一部） 3 旭川市消防団第13分団の一部（西神楽1線から4線までの8号の一部、西神楽1線から4線までの9号から13号まで、西神楽1線から3線までの14号、西神楽4線14号の一部、西神楽北各条各丁目、西神楽南各条各丁目、西神楽南13号及び14号、西神楽南15号及び16号の一部、新開） 4 旭川市消防団第14分団の区域（西神楽4線14号の一部、西神楽1線から4線までの15号から22号まで、西神楽5線の18号から22号まで、西神楽南15号及び16号の一部、西神楽南17号） 5 旭川市消防団第15分団の区域（西神楽1線の23号から32号まで、西神楽2線から4線までの23号から34号まで、西神楽5線の23号から29号まで）

## 2-7 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

## 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道の市、町及び消防事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室（以下「防災航空室」という。）に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により消防防災ヘリコプターの要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、総務部防災航空室航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊員の指揮)

第5条 第3条の規定に基づく要請に対し、応援を行う場合において、災害現場における防災航空室防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(応援要請に係る特例)

第6条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、知事への応援要請をもって発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、北海道及び市町等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から施行する。

この協定を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成8年6月25日

(注 北海道知事及び道内72消防機関の長が記名押印 略)

## 2-8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

## 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理委託要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等から生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 医療機関への転院搬送

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危険が及ぶと医師が判断し、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ウ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

#### (4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

#### (5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部防災消防課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係支庁長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時:	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		FAX					
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材			現地の資材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現在付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮官	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法	(周波数)				Hz				
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告

総括管理者

北海道総務部長 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 ( ) 時 分									
災害発生場所										
派遣区域										
離着陸場										
使用した 資 機 材										
傷病者の 搬 送 先										
消 防 災 害 ヘリコプター に 係 る 活 動 内 容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)             </div>									
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                 消防防災ヘリコプターによる活動内容             </div>									
災害発生状況 ・ 措置状況										
その他参考 となる事項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備	考

## 2-9 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

## ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道防災救急ヘリコプター運航要綱第8条・北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続きは、次によることとする。

## (1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

## (2) 市町村等（消防署を含む。）

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係支庁にその旨を連絡するものとする。

なお、防災救急ヘリコプターが運航する場合にあっては、所轄警察署へその旨を連絡するものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

## (3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係支庁にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保

安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第 4 条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として 1 名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第 2 号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

第 報  
( )

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名				電話	FAX
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名				電話	
所在地					
担当者(医師名)	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電 話			FAX		
受け入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな					
患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
ふりがな	体重	kg		職業	
住 所					
ふりがな					
病 名	現状				
経過					
5 付添搭乗者	(医師、看護師の所属；依頼病院 ・ 受入れ医療機関)				
氏名	医師			年齢	歳 体重 kg
	看護師			年齢	歳 体重 kg
	付添人			年齢	歳 体重 kg
6 運航上の必要事項					
(1)患者に装備されている医療機関の状況					
①点滴 (規格 × 、重量 g) ②保育器 (規格 × × 、重量 g)					
③酸素吸入器 (規格 × 、重量 g)					
④その他 (名称 、規格 × 、重量 g)					
(2)積載される機器の種類、重量、規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地 離着 陸場				メモ	

注1) 市町村は、No.1~No.6の項目を記載の上申請すること。

救急患者の緊急搬送処理票

(北海道防災航空室)

確認事項 気象・丘珠空港・着陸地(管制・CAB・空港施設)・救急車(現地到着地)・給油				
7	フライト決定	年 月 日 時 分		
		運航機関名		機種
8 ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村 年 月 日 時 分 【伝達方法;電話(伝達先氏名 )・FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達 総括管理者(防災消防課) 《 231-4111 EX22-711》 《FAX 231-4314 EX22-711》 支庁(電話伝達先氏名 ) 《 231-4111 EX22-711》 《FAX 231-4314 EX22-711》 道警察航空隊(電話伝達先氏名 ) 《 231-4111 EX22-711》 《FAX 231-4314 EX22-711》 札幌消防航空隊(電話伝達先氏名 ) 《 231-4111 EX22-711》 《FAX 231-4314 EX22-711》 陸上自衛隊総監部(電話伝達先氏名 ) 《 231-4111 EX22-711》 運用室運用課 《FAX 231-4314 EX22-711》 航空自衛隊第2(電話伝達先氏名 ) 《 231-4111 EX22-711》 航空団防災課 《FAX 231-4314 EX22-711》 第一管区海上保安(電話伝達先氏名 ) 《 231-4111 EX22-711》 本部設置課 《FAX 231-4314 EX22-711》				
10 ヘリコプター等の発着時間				
	救急車		ヘリコプター	
	場所	時刻	場所	時刻
現 地	(病院等)	(発) : :	給油	(着) : (発) :
	(ヘリポート)	(着) : :	(現地)	(着) : :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) : :	(現地)	(発) : :
	(病院等)	(着) : :	(目的地)	(着) : :
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				
メモ				

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載すること。

様式第2号

年 月 日

北海道警察本部長  
北海道総務部長 様

住所

氏名

誓 約 書

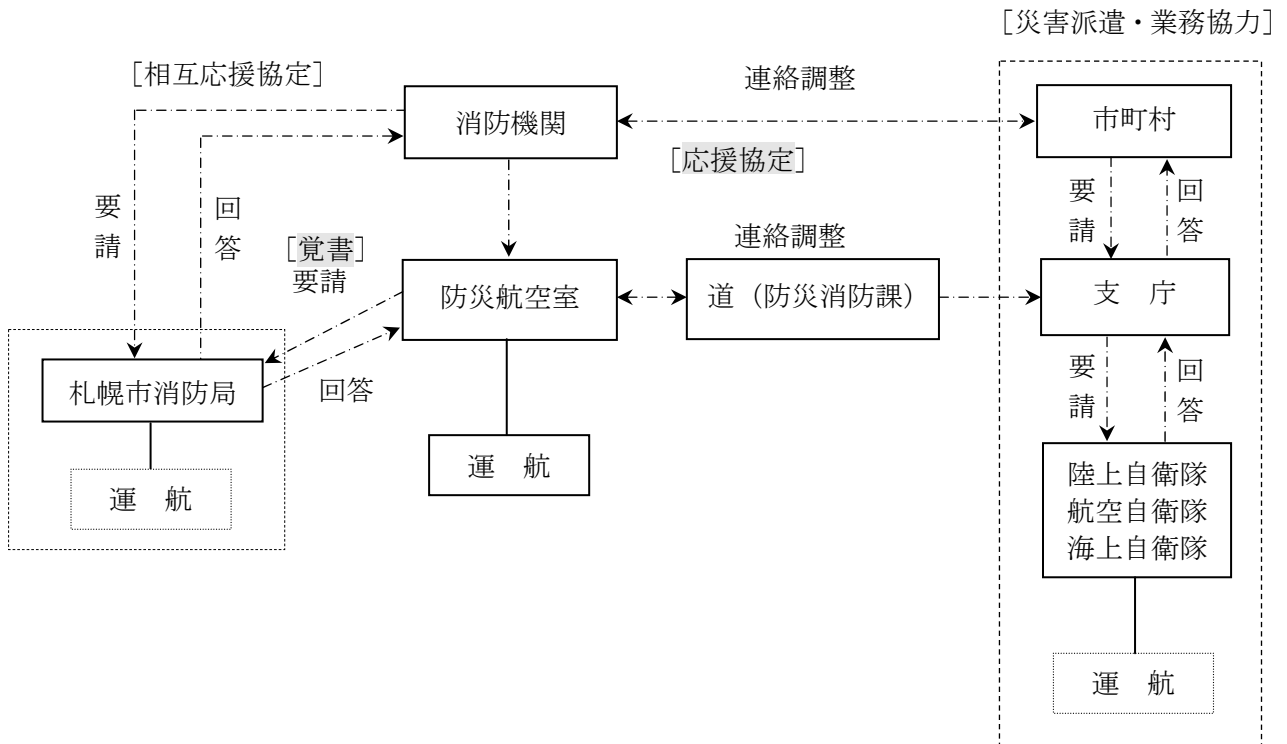
私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす・はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

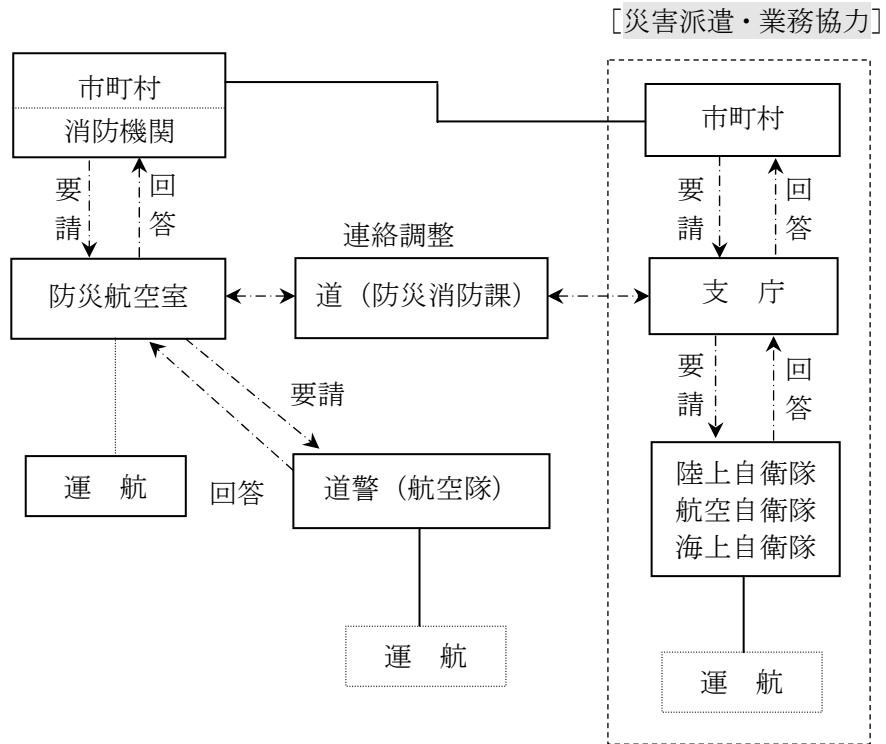
- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において、責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべての指示に従います。

消防防災ヘリコプターの運航系統

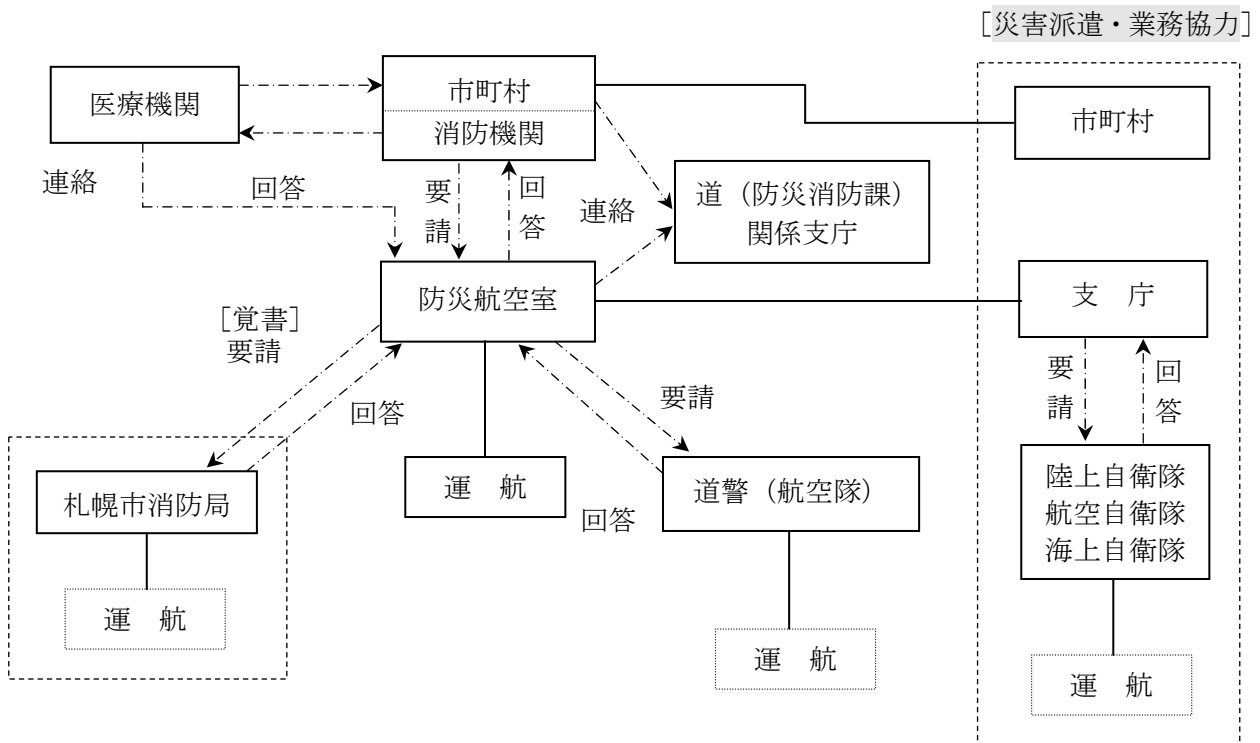
◇消防関係業務



◇防災関係業務

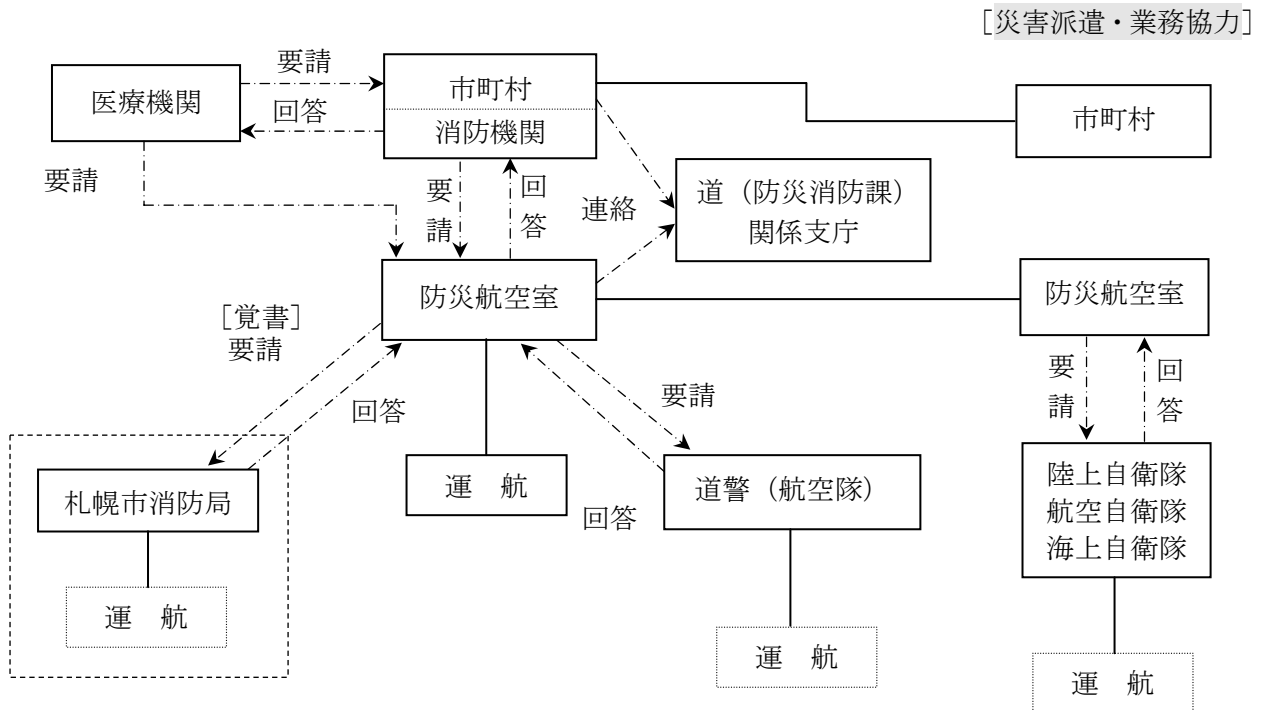


◇救急患者の搬送



ヘリコプター（はまなす）の運行系統

◇救急患者の搬送



## 2-10 ドクターヘリのヘリポートとしての使用に関する協定書

### ドクターヘリのヘリポートとしての使用に関する協定書

東神楽町(以下「甲」という。)と大雪消防組合(以下「乙」という。)とは、救命救急搬送を行うヘリコプター(以下「ドクターヘリ」という。)が甲の所有地を緊急場外離着陸地(以下「ヘリポート」という。)として使用することについて、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が所有管理する広場等(以下「広場等」という。)をドクターヘリのヘリポートとして使用することにより、傷病者の治療を救急の現場から開始するとともに救急搬送時間を短縮し、救命率の向上や後遺障害の軽減に寄与することを目的とする。

(使用目的)

第2条 この協定に基づくヘリポートの使用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ドクターヘリによる救命救急活動
- (2) 前号に掲げる活動に係る訓練及び調査活動  
(ヘリポートとして使用する広場等)

第3条 ヘリポートとして使用する広場等は、別紙のとおりとする。

(使用通知)

第4条 乙は、この協定に基づいて広場等をヘリポートとして使用するときは、次の各号に掲げるとおり、甲に事前に通知するものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する目的に使用するとき電話等で通知し、承諾を得た後に使用する。
- (2) 第2条第2号に規定する目的に使用するとき使用する日の20日前までに甲へ文書で通知し、承諾を得た後に使用する。

(使用条件)

第5条 乙は、この協定に基づいて広場等をヘリポートとして使用するときは、職員を配置し、当該広場等及びその周辺の安全確保を行うものとする。

(原状回復)

第6条 乙は、この協定に基づいて広場等をヘリポートとして使用したことにより生じた当該広場等の損傷については、原状に復する責を負うものとする。この場合の費用は、ドクターヘリ運行責任者が負うものとする。

(事故発生時の対応)

第7条 乙は、この協定に基づいて広場等をヘリポートとして使用したことにより生じた事故等の対応については、誠意をもってその対応及び解決に努めるものとする。この場合に生じた費用は、ドクターヘリ運行責任者が負うものとする。

(使用料)

第8条 この協定に基づく広場等のヘリポートとしての使用料は、無償とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有し、甲又は乙が協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

甲並びに乙は、ドクターヘリ運行に係るこの協定の目的を尊重してヘリポートを使用することを証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年10月9日

甲 東神楽町長(教育委員会教育長)  
乙 大雪消防組合管理者

## 別紙（町長所管施設）

## ドクターヘリのヘリポートとして使用する広場等

広場等の名称	広場等の所在地	所管課
東神楽町義経公園	東神楽町南 1 条東 1 丁目	建設課
東神楽町大雪霊園	東神楽町東 1 線 12 号	住民福祉課

## 別紙（教育委員会所管施設）

広場等の名称	広場等の所在地
東神楽町立東神楽小学校グラウンド	東神楽町南 3 条東 1 丁目 2 番
東神楽町立東神楽中学校グラウンド	東神楽町南 1 条西 3 丁目 6 番
東神楽町立東聖小学校グラウンド	東神楽町ひじり野南 1 条 2 丁目 1 番
東神楽町立忠栄小学校グラウンド	東神楽町 19 号南 5 番地
東神楽町立志比内小学校グラウンド	東神楽町志比内
東神楽町ふれあい交流館	東神楽町ひじり野北 1 条 1 丁目 1 番 6 号
東神楽町稲荷公民館	東神楽町東 4 線 17 号
東神楽町聖台公民館	東神楽町東 1 線 8 号
東神楽町忠栄公民館	東神楽町 19 号南 2 番地

## 2-1-1 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

## 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と大雪消防組合（以下「乙」という。）との間に旭川空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災、もしくは空港におけるその他の火災、又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し被害の防止、又は軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定に基づく空港及びその周辺とは次のとおりとする。

- (1) 空港とは、空港の管理区域内をいう。
- (2) 空港周辺とは、緊急事態により空港に影響を及ぼす範囲をいう。

（活動区分）

第3条 空港における緊急事態の消火活動は、甲が第一次的にあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第4条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対し、すみやかに通報するものとし、また空港周辺に緊急事態が発生した場合は、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は次の事項について、電話・その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 発生場所・時刻
- (3) 航空機の機種及び搭乗人員
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（通知）

第5条 甲又は乙が単独で消火活動を行ったときは、てんまつを相互に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 消火救難活動に要した費用の負担は別に両者協議のうえ定めるものとする。

（調査に対する協力）

第7条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場におけるこん跡その他、火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意すること。

（訓練）

第8条 甲及び乙は緊急事態における消火、救難活動に対処するため協議をして総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第9条 甲及び乙は空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は甲と乙が協議して定める。

第11条 本協定を証するために本書2通を作成し、甲・乙両者記名なつ印のうえ、各自1通を保有する。

昭和57年7月12日

甲 旭川市長  
乙 大雪消防組合管理者

## 2-1-2 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書

### 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書

この覚書は、旭川市（以下「甲」という。）と大雪消防組合（以下「乙」という。）との間に締結した「旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」（以下「協定」という。）第4条に基づき協定の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

（出動区分）

第1条 協定書第3条の活動区分中甲又は乙が必要に応じて出動する場合の決定は、空港における緊急事態の場合は甲が、空港周辺における緊急事態の場合は乙が行うものとし、緊急事態の規模により、第1次出動、第2次出動の応援要請を行うものとする。

2 第1次、第2次出動の区分は次のとおりとする。

(1) 大雪消防組合

第1次出動

東消防署及び東神楽消防団

第2次出動

大雪消防組合の各機関及び消防団

(2) 旭川空港

第1次出動

旭川空港消防隊

第2次出動

旭川|空港消防隊並びに消火救難隊

（供用時間外の出動）

第2条 旭川空港の供用時間外において甲又は乙が空港及びその周辺における緊急事態を認知したときは、前各項に規定する出動の要請がなくともただちに出動するものとする。

2 前項の出動は甲又は乙からの要請があったものとみなす。

（費用の負担）

第3条 協定書第6条による費用の負担で、受援側が行うものは次のものとする。

(1) 機械・器具の破損修理費

(2) 消火薬液剤

(3) 機関燃料費

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に疑義を生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定める。

第5条 本覚書を証するため、本書2通を作成し甲・乙両者記名なつ印のうえ各自1通を保有する。

昭和57年7月12日

甲 旭川市長

乙 大雪消防組合管理者

## 2-1-3 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

## 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、上川支庁管内の各町村長から協定の締結について委任を受けた上川支庁管内町村会(以下「甲」という。 )と社団法人旭川歯科医師会(以下「乙」という。 )とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲を構成する各町村が地域防災計画に基づき行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲を構成する町村は、各町村の地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により町村から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要するものと判断し、救護班を派遣した場合は、速やかに班を派遣した町村に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により承認を得た場合は、第1項の規定による要請により派遣されたものとみなす。

5 第2項及び第3項に規定する救護班の編成は、乙の会員、歯科技工士、歯科衛生士、その他の職員により構成するものとする。

6 乙は、災害が激甚で救護班に危害を及ぼし、又はその恐れがあると判断した場合は、派遣の要請を拒むことができる。

(災害歯科医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 災害歯科医療救護計画は、乙が行う救護班の編成及び歯科医療救護活動を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、派遣を要請した町村の避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力(ただし、関係する機関からの要請の場合とする。)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、歯学医療救護活動及び救護班本部に伴う業務

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令は、乙の長が行うものとし、歯科医療救護活動に係る事務調整等については、派遣を要請した町村と乙が密に行うものとする。

(救護班の輸送)

第6条 派遣を要請した町村は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医療資器材等の提供)

第7条 派遣を要請した町村は、乙が派遣する救護班に対し、当該町村が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(医薬品の補給等)

第8条 派遣を要請した町村は医薬品及び衛生材料の補給、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、医療費を患者負担とすることが困難な事態又は支払い不能の事態が生じ、収容医療機関に損害を与えると判断したときは、当該事態が生じた町村は、乙と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

(医事紛争)

第 10 条 甲及び乙は、この協定に定める歯科医療救護活動において医事紛争が生じたときは、誠意をもって協議を行い解決のための適切な措置をとるものとする。

(費用弁償等)

第 11 条 甲を構成する町村の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、要請した町村が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷、疾病、障害又は死亡の場合の扶助金
- (4) 収容医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要した費用

(細目)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、契約締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 14 年 4 月 23 日

旭川市永山 6 条 19 丁目

甲 上川支庁管内町村会  
会長

旭川市金星町 1 丁目 1 番目号

乙 社団法人旭川歯科医師会  
会長

## 2-1-4 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

## 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

平成 14 年 4 月 23 日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第 12 条に基づく細則は、次のとおりとする。

## (歯科医療救護活動の報告)

第 1 条 社団法人旭川歯科医師会(以下「乙」という。)が、協定書第 2 条の規定により救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、「歯科医療救護活動報告書」(第 1 号様式)、「班員名簿」(第 2 号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第 3 号様式)を取りまとめ、班を派遣した町村に報告するものとする。

## (事故報告)

第 2 条 乙は、協定書第 2 条に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(第 4 号様式)により、速やかに班を派遣した町村に報告するものとする。

## (費用弁償等の請求)

第 3 条 協定書第 11 条第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」(第 5 号様式)により、班を派遣した町村に請求するものとする。

2 協定書第 11 条第 3 号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給申請書」(第 6 号様式)により、班を派遣した町村に請求するものとする。

## (費用弁償の額)

第 4 条 協定書第 11 条第 1 号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第 11 条第 2 号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第 11 条第 3 号に規定する扶助金の算定については、原則として北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例(昭和 38 年北海道条例第 56 号)の例によるものとする。

4 協定書第 11 条第 4 号に規定する費用弁償の額は、施設、設備の修復に要した費用の実費とする。

5 協定書第 11 条第 5 号に規定する費用弁償の額は、同条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

## (支払)

第 5 条 班の派遣を要請した町村は、前 2 条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

## 別表

日当	歯科医師	災害救助法施行細則(昭和 31 年北海道規則第 142 号)別表第 2 に定める額に準じた額とする。この場合において、歯科技工士、歯科衛生士は、保健師、助産師及び看護師の職務にある者の相当額に準じた額とする。
	歯科技工士	
	歯科衛生士	
	補助職員	
旅費	歯科医師	班の派遣を要請した町村職員の旅費に関する条例の例による。
	歯科技工士	
	歯科衛生士	
	補助職員	
時間外勤務手当	歯科医師	班の派遣を要請した町村職員の給与に関する条例を準用する。
	歯科技工士	
	歯科衛生士	
	補助職員	

この表において、「補助職員」とは、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士を補助し、救護班の歯科医療救護活動を行うその他の職員をいう。

## 2-15 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書覚書

### 覚 書

上川支庁管内町村会（以下「甲」という。）と社団法人旭川歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第 11 条第 3 号に関する扶助金について次のとおり覚書を交換する。

（障害補償及び遺族補償の限度額）

第 1 条 扶助金のうち障害補償及び遺族補償の限度額を次のとおり定めるものとする。ただし、その原因が災害のうち天災によるものを除くものとする。

- (1) 歯科医 100,000,000 円
- (2) 歯科技工士、歯科衛生士及び補助職員 50,000,000 円

（療養補償の額）

第 2 条 扶助金のうち療養補償については、次に定める金額を当該療養に要した日数に応じて支給するものとする。

- (1) 入院の場合の日額
  - 歯科医師 15,000 円
  - 歯科技工士、歯科衛生士及び補助職員 10,000 円
- (2) 通院の場合の日額
  - 歯科医師 10,000 円
  - 歯科技工士、歯科衛生士及び補助職員 5,000 円

（保険料の負担）

第 3 条 前 2 条の規定による扶助金は、損害保険会社における期間限定保険を活用することとし、その保険料は甲が負担する。

（名簿等の提出）

第 4 条 前条の規定により、甲が行う手続きに関し、乙が救護班の編成及び派遣を行ったときは、乙は速やかに甲に通知することとし、必要な名簿等の書類を遅滞なく甲に提出するものとする。

平成 14 年 4 月 23 日

旭川市永山 6 条 19 丁目  
甲 上川支庁管内町村会  
会長  
旭川市金星町 1 丁目 1 番目号  
乙 社団法人旭川歯科医師会  
会長

## 2-16 災害発生時における東神楽郵便局と東神楽町の協力に関する協定

## 災害発生時における東神楽郵便局と東神楽町の協力に関する協定

東神楽郵便局(以下「甲」という。)と東神楽町(以下「乙」という。)は、東神楽町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、東神楽町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供(車両配備局に限る)
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(会議)

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災に関する会議に出席することができる。

(訓練)

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加することができる。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 郵便局株式会社東神楽郵便局長

乙 東神楽町総務企画課長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年7月1日から平成25年6月30日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年6月30日

- 甲 住所 上川郡東神楽町南1条西1丁目1番1号  
郵便局株式会社東神楽郵便局長
- 乙 住所 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号  
東神楽町長

## 2-17 東神楽町の災害時における応急対策に関する協定書

## 東神楽町の災害時における応急対策に関する協定書

東神楽町（以下「甲」という。）と東神楽町建設業協会（以下「乙」という。）とは、東神楽町内において風水害、火山災害、地震災害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策の実施について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において、東神楽町地域防災計画に基づき、町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するために必要な応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるような必要な事項を定めることを目的とする。

## （応急対策の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に災害時に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 障害物の除去及び応急復旧
- (2) 公共土木施設等の応急復旧
- (3) 河川の水害防御のための応急措置
- (4) 応急対策に必要な建設資機材の調達及び輸送
- (5) その他甲が必要とする事項

## （協力の要請）

第3条 甲は、前条に規定する応急対策について、乙の会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を要請する場合は、乙に対して次の事項を明らかにした書面（別記様式第1号）をもって協力を要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請業務内容
- (2) 要請する日時、期間、場所
- (3) 現場責任者
- (4) その他必要な事項

## （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応急対策に従事した場合は、速やかに次の事項を明らかにした書面（別記様式第2号）を提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭その他の方法で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 建設資機材等の協力に従事した事業所名、建設資機材
- (2) 従事した内容
- (3) 従事した場所、期間
- (4) その他必要な事項

## （費用の負担）

第5条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の算出方法については、当該応急対策の内容に応じ、甲の算出基準に従い、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第6条 乙は、応急対策の実施に伴い、第三者等に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償をするものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応急対策に従事した乙に所属する者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ乙の会員に対する連絡体制を確立しておくものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年8月17日

甲 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号  
東神楽町長

乙 上川郡東神楽町南1条西2丁目番2号  
東神楽町建設業協会  
会長

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

## 災 害 時 応 急 対 策 要 請 書

東神楽町建設業協会  
会長 様

東神楽町長

東神楽町の災害時における応急対策に関する協定書第 3 条の規定により、次のとおり応急対策を要請します。

### 記

1. 災害の状況及び要請業務内容
  - (1) 災害の状況
  
  - (2) 要請業務内容（建設資機材等の種類、台数、従事員数など）
  
2. 要請する日時、期間、場所
  - (1) 要請日時、期間
  
  - (2) 要請場所
  
3. 現場責任者（氏名、所属先、連絡先、電話番号など）
  
4. その他必要な事項

東神楽町災害対策本部

所属： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

## 災 害 時 応 急 対 策 実 施 報 告 書

東神楽町長 様

東神楽町建設業協会  
会長

東神楽町の災害時における応急対策に関する協定書第4条の規定により、次のとおり応急対策を実施しましたので、報告します。

### 記

1. 建設資機材等の協力に従事した事業所名、建設資機材

(1) 事業所名（従事者、人数など）

(2) 建設資機材（資機材名、台数、従事員数など）

2. 従事した内容

3. 従事した場所、期間

4. その他必要な事項

東神楽町建設業協会

所属： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

## 2-18 東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

## 東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

東神楽町（以下「甲」という。）と株式会社西條（以下「乙」という。）とは、東神楽町内において風水害、火山災害、地震災害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の調達及び供給（以下「応急生活物資の供給等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において、東神楽町地域防災計画に基づき、町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するために必要な応急生活物資の供給等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

## （応急生活物資の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に災害時に協力を要請する応急生活物資は、原則として別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の応急生活物資の供給等も行うものとする。

## （協力の要請）

第3条 甲は、前条に規定する応急生活物資の供給等について、乙の会員が保有する応急生活物資の供給等を要請する場合は、乙に対して次の事項を明らかにした書面（別記様式第1号）をもって協力を要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請業務内容
- (2) 要請する日時、時間、場所
- (3) 現場責任者
- (4) その他必要な事項

## （応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

## （応急生活物資の取引）

第5条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

## （報告）

第6条 乙は、第3条および第4条の規定に基づき応急生活物資の供給等に従事した場合は、速やかに次の事項を明らかにした書面（別記様式第2号）を提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭その他の方法で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の供給等に従事した事業所名、品目名、数量
- (2) 従事した内容
- (3) 従事した場所、期間
- (4) その他必要な事項

## （費用の負担）

第7条 乙が応急生活物資の供給等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の算出方法については、当該応急生活物資の供給等の内容に応じ、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第8条 乙は、応急生活物資の供給等に伴い、第三者等に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償をするものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて応急生活物資の供給等に従事した乙に所属する者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応急生活物資の供給等を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ乙の会員に対する連絡体制を確立しておくものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町長

乙 札幌市北区北7条西1丁目2番地6

株式会社ホクレン商事

代表取締役

別表 1

<p>優 先 供給品目</p>	<p>容器入り水・飲料 パン（菓子パン・調理パン・食パン） 牛乳（LLその他） 果物（バナナ他） ★弁当類 レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>	
<p>状況に応じて供給 する品目</p>	<p>缶詰（イージーオープン） ハム・ソーセージ インスタントラーメン バター・ジャム 緑茶・コーヒー・紅茶 米 粉ミルク、ほ乳びん ●調理用具 カセット式ガスコンロ 及びボンベ 紙コップ・紙皿  ●衣服 下着・靴下 運動靴 軍手  タオル ふとん、毛布  電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター ポリバケツ 飲料用ポリタンク</p>	<p>トイレットペーパー 洗剤・石けん 紙おむつ 生理用品 ●洗面道具 濡れティッシュ ゴミ袋  かとり線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）  ●文具</p>

- (1) 印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

災 害 時 応 急 生 活 物 資 要 請 書

企業名

代表者氏名

様

東神楽町長

東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 3 条の規定により、次のとおり応急生活物資の供給等を要請します。

記

1. 災害の状況及び要請業務内容

(1) 災害の状況

(2) 要請業務内容 (応急生活物資の種類、数量など)

2. 要請する日時、期間、場所

(1) 要請日時、期間

(2) 要請場所

3. 現場責任者 (氏名、所属先、連絡先、電話番号など)

4. その他必要な事項

東神楽町災害対策本部

所属： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

災 害 時 応 急 生 活 物 資 報 告 書

東神楽町長 様

企業名

代表者氏名

東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 6 条の規定により、次のとおり応急生活物資の供給等を実施しましたので、報告します。

記

1. 応急生活物資の供給等に従事した事業所名、品目名、数量

(1) 事業所名

(2) 品目名、数量

2. 従事した内容

3. 従事した場所、期間

4. その他必要な事項

企業名 :

担当者 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

## 2-19 東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

## 東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

東神楽町（以下「甲」という。）と株式会社西條（以下「乙」という。）とは、東神楽町内において風水害、火山災害、地震災害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の調達及び供給（以下「応急生活物資の供給等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において、東神楽町地域防災計画に基づき、町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するために必要な応急生活物資の供給等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

## （応急生活物資の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に災害時に協力を要請する応急生活物資は、原則として別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の応急生活物資の供給等も行うものとする。

## （協力の要請）

第3条 甲は、前条に規定する応急生活物資の供給等について、乙の会員が保有する応急生活物資の供給等を要請する場合は、乙に対して次の事項を明らかにした書面（別記様式第1号）をもって協力を要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請業務内容
- (2) 要請する日時、時間、場所
- (3) 現場責任者
- (4) その他必要な事項

## （応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

## （応急生活物資の取引）

第5条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

## （報告）

第6条 乙は、第3条および第4条の規定に基づき応急生活物資の供給等に従事した場合は、速やかに次の事項を明らかにした書面（別記様式第2号）を提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭その他の方法で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の供給等に従事した事業所名、品目名、数量
- (2) 従事した内容
- (3) 従事した場所、期間
- (4) その他必要な事項

## （費用の負担）

第7条 乙が応急生活物資の供給等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の算出方法については、当該応急生活物資の供給等の内容に応じ、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第8条 乙は、応急生活物資の供給等に伴い、第三者等に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償をするものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて応急生活物資の供給等に従事した乙に所属する者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応急生活物資の供給等を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ乙の会員に対する連絡体制を確立しておくものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町長

乙 旭川市流通団地北1条1丁目33番地1

株式会社ふじ

代表取締役

別表 1

<p>優 先 供給品目</p>	<p>容器入り水・飲料 パン（菓子パン・調理パン・食パン） 牛乳（L Lその他） 果物（バナナ他） ★弁当類 レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>	
<p>状況に応じて供給 する品目</p>	<p>缶詰（イージーオープン） ハム・ソーセージ インスタントラーメン バター・ジャム 緑茶・コーヒー・紅茶 米 粉ミルク、ほ乳びん ●調理用具 カセット式ガスコンロ 及びボンベ 紙コップ・紙皿  ●衣服 下着・靴下 運動靴 軍手  タオル ふとん、毛布  電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター ポリバケツ 飲料用ポリタンク</p>	<p>トイレットペーパー 洗剤・石けん 紙おむつ 生理用品 ●洗面道具 濡れティッシュ ゴミ袋  かとり線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）  ●文具</p>

- (1) 印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

災 害 時 応 急 生 活 物 資 要 請 書

企業名

代表者氏名

様

東神楽町長

東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 3 条の規定により、次とおり応急生活物資の供給等を要請します。

記

1. 災害の状況及び要請業務内容

(1) 災害の状況

(2) 要請業務内容 (応急生活物資の種類、数量など)

2. 要請する日時、期間、場所

(1) 要請日時、期間

(2) 要請場所

3. 現場責任者 (氏名、所属先、連絡先、電話番号など)

4. その他必要な事項

東神楽町災害対策本部

所属： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

災 害 時 応 急 生 活 物 資 報 告 書

東神楽町長 様

企業名

代表者氏名

東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 6 条の規定により、次のとおり応急生活物資の供給等を実施しましたので、報告します。

記

1. 応急生活物資の供給等に従事した事業所名、品目名、数量

(1) 事業所名

(2) 品目名、数量

2. 従事した内容

3. 従事した場所、期間

4. その他必要な事項

企業名 :

担当者 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

## 2-20 東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

## 東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

東神楽町（以下「甲」という。）と株式会社西條（以下「乙」という。）とは、東神楽町内において風水害、火山災害、地震災害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の調達及び供給（以下「応急生活物資の供給等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において、東神楽町地域防災計画に基づき、町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するために必要な応急生活物資の供給等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

## （応急生活物資の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に災害時に協力を要請する応急生活物資は、原則として別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の応急生活物資の供給等も行うものとする。

## （協力の要請）

第3条 甲は、前条に規定する応急生活物資の供給等について、乙の会員が保有する応急生活物資の供給等を要請する場合は、乙に対して次の事項を明らかにした書面（別記様式第1号）をもって協力を要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請業務内容
- (2) 要請する日時、時間、場所
- (3) 現場責任者
- (4) その他必要な事項

## （応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

## （応急生活物資の取引）

第5条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

## （報告）

第6条 乙は、第3条および第4条の規定に基づき応急生活物資の供給等に従事した場合は、速やかに次の事項を明らかにした書面（別記様式第2号）を提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭その他の方法で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の供給等に従事した事業所名、品目名、数量
- (2) 従事した内容
- (3) 従事した場所、期間
- (4) その他必要な事項

## （費用の負担）

第7条 乙が応急生活物資の供給等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の算出方法については、当該応急生活物資の供給等の内容に応じ、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第8条 乙は、応急生活物資の供給等に伴い、第三者等に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償をするものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて応急生活物資の供給等に従事した乙に所属する者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応急生活物資の供給等を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ乙の会員に対する連絡体制を確立しておくものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号  
東神楽町長

乙 名寄市西3条南6丁目25番地  
株式会社西條  
代表取締役

別表 1

<p>優 先 供給品目</p>	<p>容器入り水・飲料 パン（菓子パン・調理パン・食パン） 牛乳（LLその他） 果物（バナナ他） ★弁当類 レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>	
<p>状況に応じて供給 する品目</p>	<p>缶詰（イージーオープン） ハム・ソーセージ インスタントラーメン バター・ジャム 緑茶・コーヒー・紅茶 米 粉ミルク、ほ乳びん ●調理用具 カセット式ガスコンロ 及びボンベ 紙コップ・紙皿  ●衣服 下着・靴下 運動靴 軍手  タオル ふとん、毛布  電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター ポリバケツ 飲料用ポリタンク</p>	<p>トイレットペーパー 洗剤・石けん 紙おむつ 生理用品 ●洗面道具 濡れティッシュ ゴミ袋  かとり線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）  ●文具</p>

- (1) 印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

災 害 時 応 急 生 活 物 資 要 請 書

企業名

代表者氏名

様

東神楽町長

東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 3 条の規定により、次  
おり応急生活物資の供給等を要請します。

記

1. 災害の状況及び要請業務内容

(1) 災害の状況

(2) 要請業務内容 (応急生活物資の種類、数量など)

2. 要請する日時、期間、場所

(1) 要請日時、期間

(2) 要請場所

3. 現場責任者 (氏名、所属先、連絡先、電話番号など)

4. その他必要な事項

東神楽町災害対策本部

所属： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

災 害 時 応 急 生 活 物 資 報 告 書

東神楽町長 様

企業名

代表者氏名

東神楽町の災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 6 条の規定により、次のとおり応急生活物資の供給等を実施しましたので、報告します。

記

1. 応急生活物資の供給等に従事した事業所名、品目名、数量

(1) 事業所名

(2) 品目名、数量

2. 従事した内容

3. 従事した場所、期間

4. その他必要な事項

企業名 :

担当者 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

## 2-2-1 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

## 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

東神楽町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

## （目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

(1) 型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。

(2) 基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

## （情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

## （商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

## （災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

## （連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

## （甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
東神楽町役場（代表）	0166-83-2111

## （乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
旭川第一販売課（代表）	0166-57-4518
旭川第一販売課（道北支店／衛星携帯）	090-6690-0859

本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）

080-1017-0138

（守秘義務）

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年12月4日

甲 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号  
東神楽町長

乙 札幌市清田区清田1条1丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長

## 2-2-2 災害等の発生時における東神楽町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

### 災害等の発生時における東神楽町と北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定

東神楽町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、東神楽町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する東神楽町災害対策本部会議、東神楽町国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用(人件費は除く。)は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年8月17日

甲 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号  
東神楽町長

乙 旭川市永山3条18丁目1-11  
北海道エルピーガス災害対策協議会  
現地本部長

## 2-23 災害救助用米穀等引渡協定書

## 災害救助用米穀等引渡協定書

北海道農政事務所長と北海道知事（以下「知事」という。）とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の緊急引渡しについて、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日18総食第294号。以下「引渡要領」という。）第2の1に基づき、下記のとおり協定するものとする。

## 記

- 1 災害を受けた市町村長（災害救助法に基づく救助又は国民保護法に基づく救援を行う市町村長をいう。以下同じ。）が、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、北海道農政事務所において倉庫を管轄する主管課長並びに北海道農政事務所地域課長又は災害救助用米穀等を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡しを要請することができるものとする。
- 2 知事は、被災市町村長が上記1により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、引渡しを受けた全数量について、所定の価格により買い受けるものとする。なお、この場合の価格とは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とする。
- 3 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置については、次のとおりとし、これに伴う担保及び金利は徴しないものとする。

## ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については原則 30 日以内とするが、次の要件を全て満たす場合においては3ヶ月以内とする。なお、これらの期間については、北海道農政事務所長と知事が協議の上決定するものとする。

- ①災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
- ②自衛隊の派遣が行われていること。
- ③知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること。

## イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、北海道農政事務所長と知事と協議の上決定する。

- 4 引渡しを行う災害救助用米穀等は正品に限るものとする。

ただし、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため、知事又は知事若しくは市町村長が指定する者（知事又は市町村長が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。）が被災地倉庫に保管されている事故品（損傷米穀）の損傷が軽微であり、災害救助用米穀等として適当と認めるときは、当該事故品

について引渡しを行うことができるものとする。

- 5 本協定による災害救助用米穀等の引渡しに係わる具体的な取扱いについては、引渡要領の第3から第5の規定によるもののほか、この定めのないものについて北海道農政事務所長と知事は必要に応じて協議を行うものとする。

上記協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、両者記名押印し、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月3日

農林水産省北海道農政事務所長  
北海道知事

別紙様式

番 号  
平成 年 月 日

北海道知事 様

市 町 村 長 名

災害時又は武力攻撃事態等における災害救助用米穀等の緊急引渡受領報告書  
このことについて、次のとおり引渡を受けましたので報告します。

記

1 引渡を受けた災害救助用米穀等

引 受 年 月 日	保管業者 及び 倉 所 名	種類	年産	銘柄	包装	量目	等級	引受 数量	引受数量の 算 出 基 礎
合 計									

別紙様式（記載例）

番 号  
平成 年 月 日

北海道知事 様

市 町 村 長 名

## 災害時又は武力攻撃事態等における災害救助用米穀等の緊急引渡受領報告書

このことについて、次のとおり引渡を受けましたので報告します。

## 記

## 1 引渡を受けた災害救助用米穀等

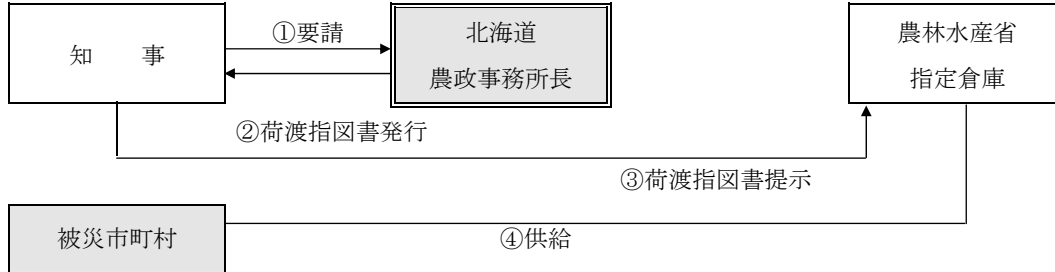
引 受 年 月 日	保管業者 及び 倉 所 名	種類	年産	銘柄	包装	量目	等級	引受 数量	引受数量の 算 出 基 礎
H19.10.1	J A道央恵 庭	水稻うるち 玄米	16	きらら 397	カミ	30	1	60	被災者 2000 人 3 日分の炊き出し用
H19.10.1	J A道央江 別	水稻うるち 玄米	16	ほしのゆめ	PA	60	1	15	被災者 1000 人 3 日分の炊き出し用
H19.10.1	J A石狩市 函館	水稻うるち 玄米	17	きらら 397	カミ	30	1	15	被災者 500 人 3 日 分の炊き出し用
H19.10.1	札幌三信倉 庫流通セン ター	水稻うるち 玄米	17	きらら 397	カミ	30	1	15	被災者 500 人 3 日 分の炊き出し用
H19.10.2	J A東旭川 旭川	水稻うるち 玄米	16	きらら 397	カミ	30	1	15	被災者 500 人 3 日 分の炊き出し用
H19.10.2	旭川通運倉 庫永山	水稻うるち 玄米	16	きらら 397	カミ	30	1	15	被災者 500 人 3 日 分の炊き出し用
合 計									

「災害救助用米穀等引取協定書」による引渡しフロー

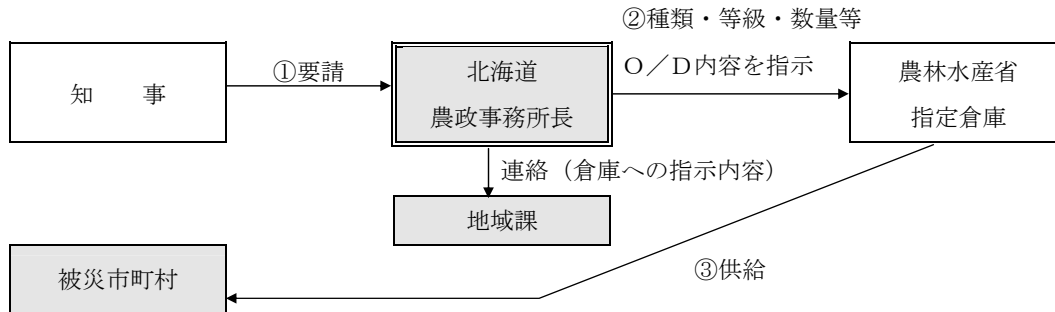
\*売却代金の納付は延納措置により行う（原則 30 日以内から条件により 3 カ月）

別記 1 知事からの要請による引渡し

荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合



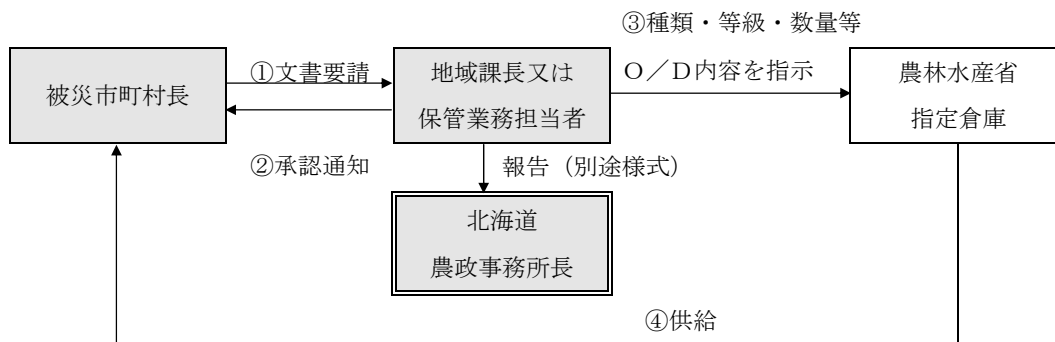
荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合であって、分任物品管理官と倉庫及び地域課との連絡がつく場合



引渡し時、倉庫責任者は知事又は引取人から受領証を必ず受取ること。また、必要に応じ、農政事務所職員を立ち合わせる。

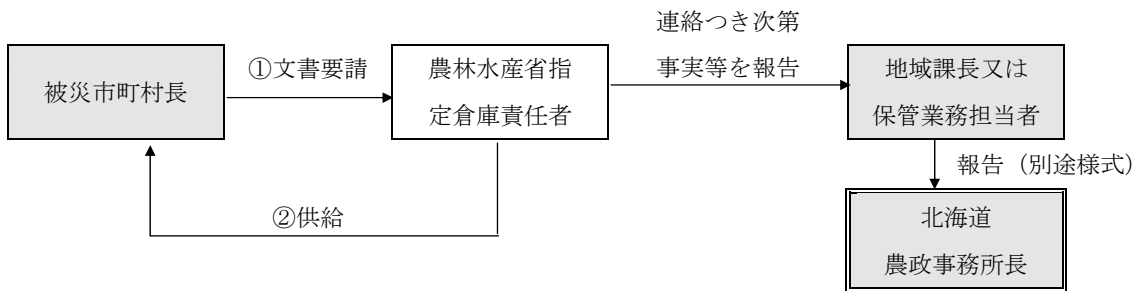
別記 2 被災市町村長（知事と連絡つかない）からの要請による引渡し

荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合であって、分任物品管理官と倉庫及び地域課との連絡がつかず、被災市町村長から地域課長に要請する場合



引渡し時、倉庫責任者は市長村長又は引取人から受領証を必ず受取ること。  
 また、保管業務担当者若しくは他の地域課職員は必ず立会すること。  
 市町村長は引取り後速やかに、知事へ日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告すること。

荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合であって、分任物品管理官と倉庫及び地域課との連絡がつかず、被災市町村長から倉庫責任者に直接要請する場合



引渡し時、倉庫責任者は市長村長又は引取人から受領証を必ず受取ること。

この場合、倉庫責任者は、トラック番号その他引渡しの事実を証する事項及び立会者名等を記録しておくこと。

市町村長は引取り後速やかに、知事へ日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告すること。

## 2-24 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号 制定

## 第 1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第 3 に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

(1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊

急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

### 第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総合第 2911 号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和 35 年 4 月 7 日付け 35 食糧第 2232 号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電

話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助

従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
  - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
  - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
  - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

## 2-25 日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定

### 日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会（以下「地区」という。）が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）から応援の要請があった場合においても地区の長（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をするものとする。

(ブロックの設置)

第3条 地区管内の各会員を第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック、第3ブロック、第4ブロック①、第4ブロック②、第5ブロックの7ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

(応援要請内容)

第4条 応援要請の手順は、次の各号による。

- (1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援する。
- (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、区長都市へ応援を要請する。
- (3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表として応援を要請し、さらに必要を認めるときは、地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第6条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第7条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

3 派遣応援要員は、会員を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第8条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第10条 会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

1 この協定は、平成11年1月8日から施行する。

2 この協定第3条の代表都市は次のとおりとし、第2ブロックの代表都市は、区長都市（旭川市）とする。

第1ブロックは稚内市、第3ブロック①は名寄市、第3ブロック②は士別市、第4ブロック①は富良野市、第4ブロック②は留萌市、第5ブロックは深川市とする。

3 この協定の細部に関しては、平成10年7月1日締結の日本水道協会北海道地方支部災害相互応援に関する指針等を準用する。

4 この協定の成立を証するため本書33通を作成し、道北地区協議会区長、ブロック代表都市及び各会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年12月1日

日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会区長  
旭川市長

## 2-26 災害時における物資の供給に関する協定書

## 災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブンイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

(1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。

(2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。

(3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第2条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第1号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第2号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡し日時及び場所

(2) 引渡し物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第14条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月24日

甲 北海道  
北海道知事

東京都千代田区二番町 8 番地 8

乙 株式会社セブンイレブン・ジャパン  
代表取締役

## 2-27 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 物資の供給
- (2) 災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (3) 甲から提供された災害情報を店舗に提供
- (4) 営業の早期再開
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 防災パンフレット等の店舗配置
- (4) その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事  
札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル  
乙 株式会社セイコーマート  
代表取締役社長

## 2-28 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

### 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

#### (目的)

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

#### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙1）」を提出するものとする。

#### (物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

#### (要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙2）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

#### (情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

#### (物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

#### (物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

#### (業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

#### (費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

のとする。

(費用の請求及び支払い)

第 10 条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては法務部法務課課長とする。

(協議)

第 12 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 12 月 22 日

甲 北海道

北海道知事

札幌市中央区南 9 条西 5 丁目パーク 9・5 ビル

乙 株式会社セイコーマート

代表取締役社長

別紙 1

平成 年 月 日

物資供給可能数量報告書

北海道知事 様

(株)セイコーマート 代表取締役社長

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第 2 条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

記

供給可能数量

発災直後		発災後 3 日以降	
品名	供給可能数量	品名	供給可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水 (お茶等)		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水 (お茶等)	
		その他	
下着類 ( ) タオル ( ) 懐中電灯 ( ) 乾電池 ( ) 軍手 ( ) ちり紙 ( ) ろうそく ( ) ウエットティッシュ ( ) カセットボンベ ( ) ※その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			

注：1 日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成 年 月 日

## 災害時における物資の供給要請書

(株)セイコーマート 代表取締役社長 様

北海道知事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 FAX 231-4314
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方 法(いずれかに ○をつける)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。</li> <li>・ 物資については、○○○○(場所)において、北海道に引き渡し願います。</li> </ul>
備考	

## 2-29 災害時における物資の供給に関する協定書

## 災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第2条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙第1号様式）」を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第1号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第2号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡し日時及び場所

(2) 引渡し物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が負担する。また、引渡し場所までの運搬に関する費用は、運搬した者が負担する。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟庖又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第14条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月21日

甲 北海道

北海道知事

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

乙 株式会社ローソン

代表取締役

## 2-30 災害時における物資の供給に関する協定書

## 災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第2条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第1号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第2号様式）をもつて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもつて要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承

諾する。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡し日時及び場所

(2) 引渡し物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月24日

甲 北海道  
北海道知事  
東京都千代田区二番町8番地8  
乙 株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役

## 2-3-1 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書

## 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互協力して円滑な救援支援活動を行い、道民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害時において応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と輸送）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

（生活物資の安定供給）

第3条 乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開をもって生活物資の高騰等の防止を図り、道民生活の早期安定に寄与するよう、道民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して道民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（ボランティア活動への支援）

第4条 乙は災害時において会員生協組合員のボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

（防民意識の向上）

第5条 乙は会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第6条 乙は北海道以外を事業区域とする他の生活協同組合（連合会）や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第7条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（被災した都府県への応援）

第8条 乙は、甲が被災した都府県に対して生活物資の供給応援を行う場合においても、乙はこの協定の精神にのっとりできる限り協力するものとし、その取扱は甲乙協議の上決定する。

（連絡員の派遣等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣す

ることができる。

(担当者の設置と連絡会議)

第 10 条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、事務担当者の連絡会議を設置する。

2 連絡会議の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。

(確認書の作成)

第 11 条 この協定の詳細については、別途確認書を定めるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 22 日

甲 北海道

北海道知事

乙 北海道生活協同組合連合会

会長理事

## 2-32 「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

### 「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認するものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは乙に対し第4条に定める応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）が保有する応急生活物資の優先供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、会員生協が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給等要請書（別に定める様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供する。

2 乙は、会員生協をして業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供するものとする。

(応急生活物資の輸送)

第7条 甲は、乙が実施する応急生活物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第9条 乙は業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 10 条 第 4 条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価の支払については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の対価については、災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた価格を参考として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第 11 条 乙は応急生活物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(協議)

第 12 条 甲が災害救助法に関する事務の一部を市町村長に委託したときは、この実施細目に関し必要な事項を甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 22 日

甲 北海道

北海道知事

乙 北海道生活協同組合連合会

会長理事

<別表>

災害時における応急生活物資[供給想定品目] 一覧

最優先供給品目(災害直後に最優先で調達・供給することが想定される物資)

品名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器入り水</li> <li>・ 容器入り飲料</li> <li>・ おにぎり・弁当</li> <li>・ パン(菓子パン、調理パン)</li> <li>・ 果物(バナナ等)</li> <li>・ 牛乳(LLその他)</li> <li>・ 育児用ミルク</li> <li>・ 缶詰(イージーオープン)</li> </ul>

状況に応じて供給する品目(状況により必要性が生じると想定される物資)

品名	品名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レトルト食品(ごはん、おかず類)</li> <li>・ 緑茶、コーヒー、紅茶</li> <li>・ 米</li> <li>・ 電池</li> <li>・ 懐中電灯</li> <li>・ タオル</li> <li>・ 軍手</li> <li>・ ポリバケツ</li> <li>・ 飲料用ポリタンク</li> <li>・ カセット式ガスコンロ及びボンベ</li> <li>・ 紙コップ、紙皿、割り箸</li> <li>・ ラップ、ホイル、ビニール袋</li> <li>・ トイレットペーパー</li> <li>・ テッシュペーパー</li> <li>・ 濡れテッシュ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗剤、石けん</li> <li>・ 紙おむつ(幼児用、大人用)</li> <li>・ 生理用品</li> <li>・ マスク</li> <li>・ ゴミ袋</li> <li>・ 粘着テープ</li> <li>・ ブルーシート</li> <li>・ 哺乳瓶</li> <li>・ 雨具</li> <li>・ 下着・靴下</li> </ul>
	<p>(冬季対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使い捨てカイロ</li> <li>・ 灯油</li> <li>・ 除雪用品</li> </ul>

上記に規定する応急生活物資以外の物資(状況により甲が特に必要と認めたもの)をその都度指定できるものとする。

(別紙)

平成 年 月 日

## 災害時における応急生活物資の供給等要請書

北海道生活協同組合連合会会長理事 様

北海道知事

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書第5条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

要請理由	
要請期間	
要請地域	
供給物資	
連絡先	電話 _____
口頭、電話等による連絡の日時	平成 年 月 日 時 分
備考	

### 2-33 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

#### 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)とイオン北海道株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

#### (協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

#### (協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 乙及び乙のグループ企業で調達可能な物資の供給
- (2) 営業の早期再開
- (3) 災害時支援ステーション～甲、乙双方からの提供情報など把握した災害情報の来店者等に対する提供(災害情報掲示板の設置等)、帰宅途上者の一時立寄支援所(トイレ、災害情報の提供、道路案内等)、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (4) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の甲に対する提供
- (5) 敷地等の一時避難所、現地対策本部等応急対策拠点用地としての提供
- (6) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報の来店者及び甲に対する提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加及び自社防災訓練の充実強化
- (5) その他可能な協力

#### (支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援及び前条第2項の協力に必要な情報の提供

#### (協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

2 災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第2条第1項に定める協力を実施するこ

とができる。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間自動更新されるものとし、以降同様とする。

2 本協定を解約する時は、甲乙双方又は一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年1月20日

甲 北海道

北海道知事

乙 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

イオン北海道株式会社

代表取締役

## 2-34 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下、「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は乙のグループ企業を含め検討のうえ受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙1）」を提出するものとする。

(物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙及び乙のグループ企業の供給可能数量並びに被害の状況に応じて決定するものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙2）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙及び乙のグループ企業が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(敷地等の提供)

第9条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)

第 10 条 協定第 2 条第 1 項第 1 号の規定により乙及び乙のグループ企業が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 前項により供給した物資の価格については、乙及び乙のグループ企業の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

3 その他協定第 2 条第 1 項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払し、)

第 11 条 乙は、物資供給業務終了後、前条第 1 項及び第 2 項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前 2 項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては管理本部総務部長とする。

(協議)

第 13 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 1 月 20 日

甲 北海道

北海道知事

乙 札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

イオン北海道株式会社

代表取締役

別紙 1

平成 年 月 日

## 物資供給可能数量報告書

北海道知事 様

イオン北海道(株) 代表

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第2条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

## 記

## 供給可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	供給可能数量	品名	供給可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水(お茶等)		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水(お茶等)	
		その他	
被災者支援セット(どんなものが求められ、対応可能か今後検討)			
生活用品の例 下着類、タオル、洗面用具、入浴用具、睡眠用品(アイマスク、耳栓)、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器、軍手、ちり紙、ウエットティッシュ、紙おむつ、粉ミルク、カセットコンロ・ボンベ、キャンプ用ウレタン敷き銀マット			
※その他			
避難生活記録用ノート、鉛筆、ブルーシート、ぬり絵・ブロック等のおもちゃ、救急セット、トイレ対策用品、冬季対策用品、寝具、使い捨てカイロ、灯油・・・			

注：1日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成 年 月 日

## 災害時における物資の供給要請書

イオン北海道(株) 代表 様

北海道知事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 FAX 231-4314
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方 法(いずれかに ○をつける)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。</li> <li>・ 物資については、〇〇〇〇(場所)において、北海道に引き渡し願います。</li> </ul>
備考	

## 2-35 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
- (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
- (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
- (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
- (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
- (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- (4) その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道

北海道知事

札幌市清田区清田一条一丁目2番1号

乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役専務

## 2-36 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

### 飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第10条 災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置

機関（道又は市町村）が行う。

（費用負担）

第 11 条 協定第 2 条第 1 項第 1 号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 12 条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第 13 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては広報部長とする。

（協議）

第 14 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 12 月 22 日

甲 北海道

北海道知事

札幌市清田区清田一条一丁目 2 番 1 号

乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役専務

(別紙)

平成 年 月 日

## 災害時における飲料等の供給等要請書

北海道コカ・コーラボトリング(株)

代表取締役社長 様

北海道知事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第5条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 FAX 231-4314
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方 法(いずれかに ○をつける)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。</li> <li>・ 物資については、〇〇〇〇(場所)において、北海道に引き渡し願います。</li> </ul>
備考	

&lt;別紙&gt;

## 災害時における主な供給飲料一覧

区分	品名 〔主な品目〕	容量 〔1箱入数〕	数量 (要請書に添付する場合に のみ記載)
・容器入り水	・ミネラルウォーター 〔オロフレ山溪水など〕	・2リットルペットボトル〔6本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
・容器入り飲料	・茶系飲料 〔爽健美茶など〕	・2リットルペットボトル〔6本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
	・スポーツ飲料 〔アクエリアス〕	・2リットルペットボトル〔6本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
	・炭酸飲料 〔コカ・コーラ、ファン タなど〕	・1.5リットルペットボトル〔8本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
	・コーヒー飲料 〔ジョージア〕	・250g 缶〔30本〕 ・190g 缶〔24本〕	
	・果汁入り飲料 〔Qoo(クー)〕	・1.5リットルペットボトル〔8本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	

## 2-37 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
- (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として乙の子会社である北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地を提供させること
- (3) 一時避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地及び倉庫を提供させること
- (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
- (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
- (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 条この協定の有効期間は平成21年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道

北海道知事

乙 東京都港区台場2-3-3

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長

## 2-38 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

### 飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第 10 条 災害対応型自動販売機は一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

（敷地等の提供）

第 11 条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

（費用負担）

第 12 条 協定第 2 条第 1 項第 1 号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、乙が負担するものとする。ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

3 無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。

4 その他協定第 2 条第 1 項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 13 条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第 14 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては北海道支社企画課長とする。

（協議）

第 15 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 12 月 18 日

甲 北海道

北海道知事

乙 東京都港区台場 2-3-3

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長

(別紙)

平成 年 月 日

## 災害時における飲料等の供給等要請書

サントリーフーズ(株)  
代表取締役社長 様

北海道知事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第5条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 FAX 231-4314
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方 法(いずれかに ○をつける)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。</li> <li>・ 物資については、〇〇〇〇(場所)において、北海道に引き渡し願います。</li> </ul>
備考	

&lt;別紙&gt;

## 災害時における主な供給飲料一覧

区分	品名 〔主な品目〕	容量 〔1箱入数〕	数量 (要請書に添付する場合に のみ記載)
・容器入り水	・ミネラルウォーター 〔南アルプス天然水〕	・2リットルペットボトル〔6本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
・容器入り飲料	・茶系飲料 〔伊右衛門・ウーロン〕	・2リットルペットボトル〔6本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
	・スポーツ飲料 〔ダカラ・ゲーターレード〕	・2リットルペットボトル〔6本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
	・炭酸飲料 〔ペプシコーラ。CCレモン〕	・1.5リットルペットボトル〔8本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	
	・コーヒー飲料 〔ボス〕	・250g 缶〔30本〕 ・190g 缶〔24本〕	
	・果汁入り飲料 〔なっちゃん・野菜カロリー計画〕	・1.5リットルペットボトル〔8本〕 ・500mlペットボトル〔24本〕	

## 2-39 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社壺番屋（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持つて協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道  
北海道知事  
乙 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号  
株式会社壺番屋  
代表取締役社長

## 2-40 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社サークルKサンクス（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズ本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズ契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。

ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 第2条に規定する支援ステーションに、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道

北海道知事

乙 東京都中央区晴海2-5-24晴海センタービル

株式会社サークルKサンクス

代表取締役社長

## 2-4-1 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブンイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道

北海道知事

乙 東京都千代田区二番町8番

株式会社セブンイレブン・ジャパン

代表取締役

## 2-4-2 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社北海道ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

## (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

## (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

## (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

## (経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道

北海道知事

乙 札幌市白石区流通センター7丁目1番45号

株式会社北海道ファミリーマート

代表取締役

## 2-43 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道

北海道知事

乙 東京都品川区大崎2-1-1

株式会社モスフードサービス

代表取締役社長CEO

## 2-4-4 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

## (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

## (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

## (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

## (経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道

北海道知事

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役

## 2-45 災害時における交通誘導業務等に関する協定

### 災害時における交通誘導業務等に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道警備業協会（以下「乙」という。）は、災害時における交通誘導業務等の実施に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施するため、緊急に必要とする交通誘導その他警備業務の遂行に関する必要な事項を定め、道民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### （業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務（以下「要請業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導業務
- (2) 被災地における防犯パトロール、避難所等の警戒活動業務
- (3) その他甲が必要と認める警備業務

#### （出動要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、北海道警察本部長を通じて、乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、甲の出動要請がなされた場合、正当な理由のない限りこれに応じなければならない。

#### （出動警備員の指定）

第4条 要請業務に従事する警備員は、別途北海道警察本部長と乙とが協議して定める者をもって充てるものとする。

#### （費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、当該業務に係る通常の実費用を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### （費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、所定の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

#### （出動警備員の災害補償）

第7条 要請業務に従事した警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者が負担する。

#### （損害賠償）

第8条 要請業務に従事した警備員が、甲又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者たる警備業者が負担する。

#### （訓練）

第9条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な訓練に努めるものとする。

#### （細目）

第 10 条 この協定を実施するために必要な事項について、北海道警察本部長と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 10 年 12 月 18 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 18 日

甲 北海道知事

乙 社団法人北海道警備業協会長

## 2-46 災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

## 災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

北海道警察本部（以下「甲」という。）と社団法人北海道警備業協会（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で締結された「災害時における交通誘導業務等に関する協定」（以下「基本協定」という。）に基づく要請業務の実施の細目について、次のとおり協定する。

（要請の方法）

第1条 基本協定に基づく出動要請をするときは、甲から乙に対し、要請業務の内容、期間及び場所並びに必要な警備員数を示した文書を交付して行うものとする。ただし、急を要するときは、電話等の方法により行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、乙の出動後における具体的業務について、要請業務の実施地域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を通じて、指示するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請に従い、乙に属する会員（以下「会員」という。）の雇用する警備員を指定の場所に出動させ、要請業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者、出動人員、出動時間等を、署長に報告するものとする。

（業務の解除）

第3条 甲は、要請業務の必要がなくなったときは、乙に対し、要請業務の解除を連絡するものとする。

2 会員は、業務解除後速やかに署長に、出動日、出動時間、業務内容等を報告するものとする。

（出動警備員の資格）

第4条 基本協定に基づく要請業務に従事する警備員は、警備員として2年以上の経験を有し、かつ、当該業務に関する専門的な知識及び技能を有する者とする。

2 会員は、この協定に基づく業務のうち交通誘導警備業務に従事する警備員を出動させる場合は、原則として「警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）」で定める検定合格者を充てるものとする。

（出動可能人員の提出）

第5条 乙は、北海道からの要請業務に応じるために、毎年4月末日までに甲に対し出動警備員の出動可能人員を提出するものとする。

（訓練の実施）

第6条 乙は、基本協定に基づく要請業務を円滑に行うために、必要な訓練の実施に努めるものとする。

2 甲は、前項の訓練の実施に当たって、乙に対し必要な指導及び協力をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成10年12月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

平成10年12月18日

- 甲 北海道警察本部長
- 乙 社団法人北海道警備業協会会長

## 2-47 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

### 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下、甲という。）と北海道葬祭業協同組合（以下、乙という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下、丙という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第3条 第2条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第4条 葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

2 甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第7条 甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成14年3月29日から適用する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成14年3月29日

甲 北海道  
北海道知事

乙 札幌市中央区南 16 条西 9 丁目 2 - 5 - 304  
北海道葬祭業協同組合  
理事長

## 2-48 災害時における葬祭用品の供給に関する協定実施細目

### 災害時における葬祭用品の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成14年3月29日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定(以下、協定という。)第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品の範囲)

第2条 協定第1条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺(衣装、納棺セット等を含む)
- (2) 骨つば等その他必要な事項

(要請手続き)

第3条 協定第2条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により、要請を行い、後日文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行ったものの職・氏名
- (2) 要請する棺等葬祭用品の品目、数量
- (3) 丙の担当者、連絡先
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

2 甲が乙に要請する文書は、別記様式1(省略)のとおりとする。

(業務計画)

第4条 乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。

(報告書)

第5条 協定第5条第1項に規定する報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。

- (1) 供給した棺等葬祭用品の品目、数量
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

2 乙が甲に報告する文書は、別記様式(省略)のとおりとする。

(経費の額)

第6条 乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

## 2-49 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

### 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下「丙」という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第3条 第2条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第4条 葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

2 甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第7条 甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成17年11月1日から適用する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成17年11月1日

甲 北海道  
北海道知事

乙 東京都港区虎ノ門3丁目  
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会長

## 2-50 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

## 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とNPO法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下「災害等」という。）が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

## （出動要請）

第1条 甲は、災害等が発生した市町村から求めがある場合など、捜索活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、様式1の要請書により、次の各号に掲げる事項を明らかにして、災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名
- (5) その他捜索活動に必要な事項

## （出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。ただし、武力攻撃災害による出動要請に関しては、事前に甲乙協議の上、出動の可否を決定するものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を様式2により甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害等の種類及び規模等を考慮し、乙の判断により決定するものとする。

## （捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害等の現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

3 乙は、前項の捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式3の報告書により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

## （費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に係る費用負担については、別途甲乙協議の上決定するもの

とする。

(賠償)

第5条 この協定に基づく活動又は搜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補填(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、申乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、申乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月16日

甲 北海道

北海道知事

乙 兵庫県伊丹市下河原2-2-13

NPO 法人日本レスキュー協会

代表者 理事長

(様式 略)

## 3-1 被害通報受理書

## 被害通報受理書

区 分	災 害 情 報				
日 時	年	月	日	時	分
発信者					
受信者					
内 容					
①いつ 日 時 分			②どこで		
③何で（誰が）			④何が（どうした）		
⑤状況					
対策の指示内容					

### 3-2 災害情報報告（北海道）

#### 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄支庁長に報告するものとする。

##### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害。

##### 2 報告の種類及び内容

###### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

###### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

###### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

###### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

###### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

###### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

##### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

支庁においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（防災消防課）に

報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

災 害 情 報				
報 告 時 限	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関		受 信 機 関		
発 信 担 当 者 (職・氏名)		受 信 担 当 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
交 通 ・ 鉄 道 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
	そ の 他			
(1) 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	(名称)	月 日 時 分 設 置		
	(設置日時)			
(2) 災 害 救 助 法 の 適 用 状 況	(名称)	月 日 時 分 設 置		
	(設置日時)			
	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員
	救助実施内容			

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難 の状況	自主 避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難 勧告				
		避難 指示				
	(4)自衛 隊派遣 要請の 状況					
	(5)その 他措置 の状況					
	(6)応急 対策出 動人員	(7)出動人員		(1)主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民 等)	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)		
人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
住家被害	全壊	棟		土 木 被 害		道路	箇所			
		世帯				橋梁	箇所			
	半壊	棟				小計	箇所			
		世帯				市町村工事	河川	箇所		
	一部破損	棟				道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所				
	床上浸水	棟			小計	箇所				
		世帯			港湾	箇所				
	床下浸水	棟			漁港	箇所				
		世帯			下水道	箇所				
計	棟	公園	箇所							
	世帯	崖くずれ	箇所							
非住家被害	全壊	公共建物	棟	水 産 被 害	漁 船	沈没流出	隻			
		その他	棟			破損	隻			
	半壊	公共建物	棟			計	隻			
	計	その他	棟		漁港施設	箇所				
		公共建物	棟		共同利用施設	箇所				
農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha	林 業 被 害	道 有 林	林地	箇所	
		畑	流失・埋没等		ha			治山施設	箇所	
	農作物	田	浸冠水		ha			林道	箇所	
		畑	浸冠水		ha			林産物	箇所	
	農業用施設	田	ha		その他			箇所		
		畑	ha	小計	箇所					
		共同利用施設	箇所	一般	林地		箇所			
		営農施設	箇所	治山施設	箇所					
		畜産被害	箇所	林道	箇所					
	計	箇所	その他	箇所	林産物		箇所			
箇所		その他	箇所	その他	箇所					
計				小計	箇所					
				計	箇所					

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
衛生被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理 し尿処理	箇所			計	箇所		
	火 葬 場		箇所		その他	鉄道不通	箇所		
計		箇所		鉄道施設		箇所			
商 工 被 害	商 業	件		被害船舶(漁船除く)		隻			
	工 業	件		空 港		箇所			
	そ の 他	件		水 道		戸			
	計	件		電 話		回線			
公立文教施設被害	小 学 校	箇所		電 気		戸			
	中 学 校	箇所		ガ ス		戸			
	高 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
	その他文教施設	箇所		都 市 施 設		箇所			
	計	箇所		計					
公共施設被害市町村数				団体	被 害 総 額				
罹災世帯数				世帯	火災発生	建 物	件		
罹災災者数				人		危 険 物	件		
消防職員出動延人数				人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数				人
災害対策本部の設置状況									
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別業で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況           ほか									

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在						
項目		支庁	件数等	被害金額(円)		項目	件数等	被害金額(円)				
人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告		道 工 事	河川	箇所				
	行方不明	人					海岸	箇所				
	重傷	人					砂防設備	箇所				
	軽傷	人					地すべり	箇所				
	計	人					急傾斜地	箇所				
住家被害	全壊	棟				土 木 被 害	道路	箇所				
		世帯					橋梁	箇所				
	半壊	棟					小計	箇所				
		世帯					市町村工事	河川	箇所			
	一部破損	棟					道路	箇所				
		世帯					橋梁	箇所				
	床上浸水	棟					小計	箇所				
		世帯					港湾	箇所				
	床下浸水	棟					漁港	箇所				
		世帯					下水道	箇所				
計	棟				公園	箇所						
	世帯				崖くずれ	箇所						
非住家被害	全壊	公共建物	棟			水 産 被 害	計	箇所				
		その他	棟				沈没流出	隻				
	半壊	公共建物	棟				破損	隻				
		その他	棟				計	隻				
	計	公共建物	棟				漁港施設	箇所				
		その他	棟				共同利用施設	箇所				
	農業被害	農地	田	流出・埋没	ha			林 業 被 害	道 有 林	林地	箇所	
				冠水	ha					治山施設	箇所	
			畑	流出・埋没	ha					林地	箇所	
				冠水	ha					林産物	箇所	
農作物		田	ha		その他	箇所						
		畑	ha		小計	箇所						
農業用施設		箇所			一般	林地	箇所					
共同利用施設		箇所			治山施設	箇所						
営農施設		箇所			林地	箇所						
畜産被害		箇所			林産物	箇所						
その他	箇所			その他	箇所							
計				小計	箇所							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
衛生被害	水 道	箇所			⑩社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所			社会福 祉施設等	公 立	箇所	
		個 人	箇所				法 人	箇所	
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所			その他	鉄道不通	箇所		—
計	箇所			鉄道施設		箇所			
商工被害	商 業	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
	工 業	件				空 港	箇所		
	そ の 他	件				水 道	戸		—
	計	件				電 話	回線		—
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所				電 気	戸		—
	中 学 校	箇所				ガ ス	戸		—
	高 校	箇所				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—
	その他文教施設	箇所				都 市 施 設	箇所		
	計	箇所			被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体		火災 発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告)									
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生日月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) <span style="float: right;">個人情報につき取扱い注意</span></li> <li>○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 <span style="float: right;">ほか</span></li> </ul> </li> </ul>									

別表 4

被害状況の判定基準

被害区分		判 断 基 準
人 的 被 害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
住 家 被 害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区		判 断 基 準
住家被害	床上 浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下 浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
	土木被害	河川 海岸 砂防

被害区分	判 断 基 準	
土木被害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他 施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
水産製品	加工品、その他の製品をいう。	
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。	
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。

被害区分		判 断 基 準
商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、
⑪社会教育施		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施 設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

### 3-3 災害発生時の直接即報について（国）

消防庁第 78 号  
平成 19 年 6 月 21 日

各都道府県知事 様

消防庁次長

#### 災害発生時の直接即報について

災害発生時における被害状況等については、「火災・災害等即報要領」（平成 16 年 9 月消防震第 66 号）により報告を求めているところですが、最近、社会的に影響度が高いと認められる事故等の直接即報が遅れている事案が見受けられます。

つきましては、消防庁として、所要の応急体制を早期に確立することから、特に「爆発」、「異臭」等の災害発生時においては、第一報を、現認後直ちに報告していただきたく、貴都道府県内の市町村・消防本部に、この旨速やかに周知願います。

なお、この種の事案については、まず、別紙内容について、電話にて報告願います。

災害発生時の直接即報（消防庁）

※特に「爆発」、「異臭」等の災害発生時に現認後直ちに消防庁に報告

【報告内容】

災害種別	
覚知時間	年 月 日 ( ) 時 分
発生場所	
その他	

(報告例)

- ・災害種別～爆発、異臭等
- ・発生場所～〇〇県〇〇市〇〇
- ・その他～その時点で把握している状況（負傷者多数等）を簡潔に報告

【報告先】

時間帯	平日 (9:30～18:30)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先	応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
消防防災無線	電話	*-7527
	FAX	*-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-7527
	FAX	*-048-500-7537
		*-7782
		*-7789
		*-048-500-7782
		*-048-500-7589

\*各団体の交換機の特番

(問い合わせ先)

消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係 (03-5253-7527)

## 3-4 火災・災害等即報要領（国）

## 火災・災害等即報要領

## 第1 総則

## 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

## 消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

## 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

## 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び（5）において同じ。）が都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する速報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項

について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 即報の区分、対象及び様式

火災・災害等即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像映像を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合について、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りでない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報……………第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故即報……………第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りでない。

###### ウ 災害即報……………第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプター伝送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できるかぎり広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡が取れるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

#### ア 火災

##### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

##### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

##### ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) 大型タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

##### エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故

- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

#### (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

#### (2) 個別基準

##### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

##### イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

##### オ 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### (3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

##### ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

##### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ)に同じ。

##### ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの  
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの  
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の安全通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

##### エ 原子力災害

第2の1の(2)のエ)に同じ。

##### オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって報道機関に取り上げられる等社会的影響度の高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。)

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

#### 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

#### 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

## ＜火災等即報＞

## 1 第1号様式（火災）

## (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

## (3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

## (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

## (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

## 1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに  
予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

## 2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

## 3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

## 4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

## (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (2) 事業所名

「事業所名」は、「（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

## (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

## (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

## (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

## (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

## (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

## (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

## (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

## (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## (12) 原子力災害の場合

- ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

#### <救急・救助事故即報>

##### 3 第3号様式（救急・救助事故）

###### (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

###### (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

###### (3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

###### (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

###### (5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

###### (6) 救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

###### (7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

###### (8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

#### <災害即報>

##### 4 第4号様式

###### 1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状

況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名  
爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)			(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)	人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損床面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> a
り災世帯数					気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他	台 台		人 人 人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種〕 〔第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等		人( 人)		
		重症	人( 人)			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材	
	使用停止命令 月 日 時 分		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人		
			その他	人		
			消防本部(署)	台	人	
			消防団	台	人	
			海上保安庁	人		
			自衛隊	人		
		その他	人			
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等  重症 中等症 軽症	人( 人)	
	計 人		人( 人) 人( 人) 人( 人)	
	不明		人( 人)	
	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊棟	一部破損棟		
		負傷者	人	計	人		半壊棟	床上浸水棟		
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)  
(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害			
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名		第	報		田	流 失 ・ 埋 没	ha	
	( 月 日 時現在)			冠 水	ha				
報 告 者 名			畑			そ	流 失 ・ 埋 没	ha	
				冠 水	ha				
区 分			被 害			の	文 教 施 設	箇 所	
							病 院	箇 所	
人 的 被 害	死 者		人			他	道 路	箇 所	
	行 方 不 明 者		人				橋 り よ う	箇 所	
	負 傷 者	重 傷	人				河 川	箇 所	
		軽 傷	人				港 湾	箇 所	
住 家 被 害	全 壊		棟			砂 防	箇 所		
			世帯			清 掃 施 設	箇 所		
			人			崖 く ず れ	箇 所		
	半 壊		棟			鉄 道 不 通	箇 所		
			世帯			被 害 船 舶	隻		
			人			水 道	戸		
非 住 家	一 部 破 損		棟			電 話	回 線		
			世帯			電 気	戸		
			人			ガ ス	戸		
	床 上 浸 水		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所		
			世帯						
			人			り 災 世 帯 数	世 帯		
火 災 発 生	床 下 浸 水		棟			り 災 者 数	人		
			世帯			建 物	件		
			人			危 険 物	件		
非 住 家	公 共 建 物		棟			そ の 他	件		
	そ の 他		棟						

区 分		被 害	災 害 対 策 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村				
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 適 用 市 町 村 助 法	計				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額		千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>応急対策の状況</p> <p>119番通報件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況</li> </ul>							

1 被害額は省略することができるものとする。

2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件590件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

### 3-5 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

#### 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

##### 第1 趣旨

このガイドラインは、災害時における避難勧告等の住民等への有効な伝達手段のひとつである「放送を活用した情報伝達」に関する放送事業者、市町村、北海道（以下「関係機関」という）における伝達体制等について、基本的事項を定めるものとする。

##### 第2 放送事業者へ提供する避難情報の種別

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告、避難指示、避難勧告解除又は市町村地域防災計画等に基づく避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）

##### 第3 情報提供を行う放送事業者

- 1 日本放送協会札幌放送局【NHK】
- 2 北海道放送株式会社【HBC】
- 3 札幌テレビ放送株式会社【STV】
- 4 北海道テレビ放送株式会社【HTB】
- 5 北海道文化放送株式会社【UHB】
- 6 株式会社テレビ北海道【TVH】
- 7 株式会社エフエム北海道
- 8 株式会社エフエムノースウェーブ

##### 第4 情報伝達ルート

各市町村から北海道、放送事業者への情報伝達ルートは、別添「放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート」とする。

##### 第5 避難勧告等の情報伝達方法

###### 1 市町村

避難勧告等を発令(解除)した場合は、直ちに次により情報提供(報告)を行う。

- (1) 別紙1「避難準備情報・勧告・指示(解除)情報」をFAX(北海道総合行政情報ネットワーク)により支庁に報告する。(本様式による避難勧告・指示(解除)に係る報告は、災害対策基本法第60条第3項に規定する報告であり、従来任意様式で報告されていたものを様式化したものである。)
- (2) 「放送を活用した情報伝達」が必要な場合は、別紙1により第3の各放送事業者(地域において地域FM局など他に情報提供が必要な放送事業者がある場合は、当該事業者を加え)に情報提供(FAX)を行い放送を依頼する。なお、特に緊急を要する場合にあっては、特記事項にその旨を記載し、併せて電話による確認等を行う。
- (3) 停電等により情報伝達が困難な場合

停電等により(2)による伝達が困難な場合は、(1)による支庁への報告時に別紙1特記

事項にその旨記載し、支庁から第3の各放送事業者への情報提供を依頼するほか、併せて北海道総合行政ネットワークによる電話連絡を行う。

## 2 北海道

### (1) 支庁

市町村から別紙1を受理した場合は、直ちに次により対応する。

ア 防災消防課へ報告する。(電話及びFAX)

イ 「北海道防災対策支援システム」への情報入力を行う。

ウ 1の(3)による連絡があった場合は、直ちに第3の各放送事業者への情報提供を行う。

### (2) 防災消防課

各支庁から別紙1を受理した場合は、直ちにその内容を確認するとともに、「北海道防災対策支援システム」情報との確認を行う。

## 3 放送事業者

放送事業者は、次により避難勧告等の情報を受理(確認)し対応する。

### (1) 別紙1の受理(確認)

### (2) 必要に応じ「北海道防災対策支援システム」情報による確認を行う。

(ホームページ又はメール(携帯電話))

※ホームページURL <http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/>

### (3) 放送の方法・内容については、放送事業者が自主的に判断する。

## 第6 連絡責任者リストの作成

関係機関は、相互の連絡体制を円滑に進めるため別紙2により連絡責任者リストを作成し、共有する。

## 第7 災害時における速やかな情報伝達への配慮

関係機関は、災害時における住民等への情報伝達の重要性・緊急性を鑑み速やかな情報伝達に配慮する。

## 避難準備情報・勧告・指示(解除)情報

市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

## 1 避難情報の別

 避難準備情報 避難勧告 避難指示 (  避難勧告より移行 ) 解除 (  避難準備情報 ・  避難勧告 ・  避難指示 ) 特記事項

## 2 発令・解除 日時

月 日 ( ) 時 分

## 3 地区名等

	対象地区名	対象世帯等	避難所名	避難所住所	電話番号	FAX
1		世帯 人				
2		世帯 人				
3		世帯 人				
4		世帯 人				

## 4 避難すべき理由

大雨により (  河川氾濫 ( 川 ) ) のおそれがあるため  
 ( ) のおそれがあるため

地震により ( 大津波警報  
 津波警報  
 津波注意報 ) が発せられたため

地震により \_\_\_\_\_ の危険があるため

その他 \_\_\_\_\_

発信者氏名	
電話	
FAX	
E-mail	

## 避難準備情報・**勧告**・指示(解除)情報

〇〇市・**町**・村

送付日時 10月30日 13時15分

### 1 避難情報の別

- 避難準備情報
- 避難勧告
- 避難指示(□避難勧告より移行)
- 解除(□避難準備情報・□避難勧告・□避難指示)

### ○ 特記事項

豪雨により広報車による伝達は困難な状況。  
至急の放送をお願いします。

### 2 **発令**・解除日時

10月30日(金) 13時00分

### 3 地区名等

No.	対象地区名	対象世帯等	避難所名	避難所住所	電話番号	FAX
1	〇〇地区	5 世帯 15 人	〇〇小学校	〇〇町△	××-×××	××-×××
2		世帯 人				
3		世帯 人				
4		世帯 人				

### 4 避難すべき理由

- 大雨により
 

<input checked="" type="checkbox"/> 河川氾濫 ( 〇〇 川 ) ( 例:〇〇川洪水警報発令 )	)のおそれがあるため
<input checked="" type="checkbox"/> 例:土砂災害発生	)のおそれがあるため
  
- 地震により
 

<input type="checkbox"/> 大津波警報 <input type="checkbox"/> 津波警報 <input type="checkbox"/> 津波注意報	)が発せられたため
---	-----------
  
- 地震により \_\_\_\_\_ のおそれがあるため
  
- その他 \_\_\_\_\_

発信者氏名	〇〇町総務課防災係長 北海太郎
電話	1234-56-7890
FAX	1234-56-7891
E-mail	××@××

## 避難準備情報・勧告・指示 **解除** 情報

〇〇 市・**町**・村

送付日時 10 月 30 日 16 時 15 分

### 1 避難情報の別

- 避難準備情報
- 避難勧告
- 避難指示(□避難勧告より移行)
- 解除(□避難準備情報・避難勧告・□避難指示)

特記事項

### 2 発令・**解除** 日時

10 月 30 日 (金) 16 時 00 分

### 3 地区名等

	対象地区名	対象世帯等	避難所名	避難所住所	電話番号	FAX
1	〇〇地区	5 世帯 15 人	〇〇小学校	〇〇町△	××-×××	××-×××
2		世帯 人				
3		世帯 人				
4		世帯 人				

### 4 避難すべき理由

- 大雨により
 

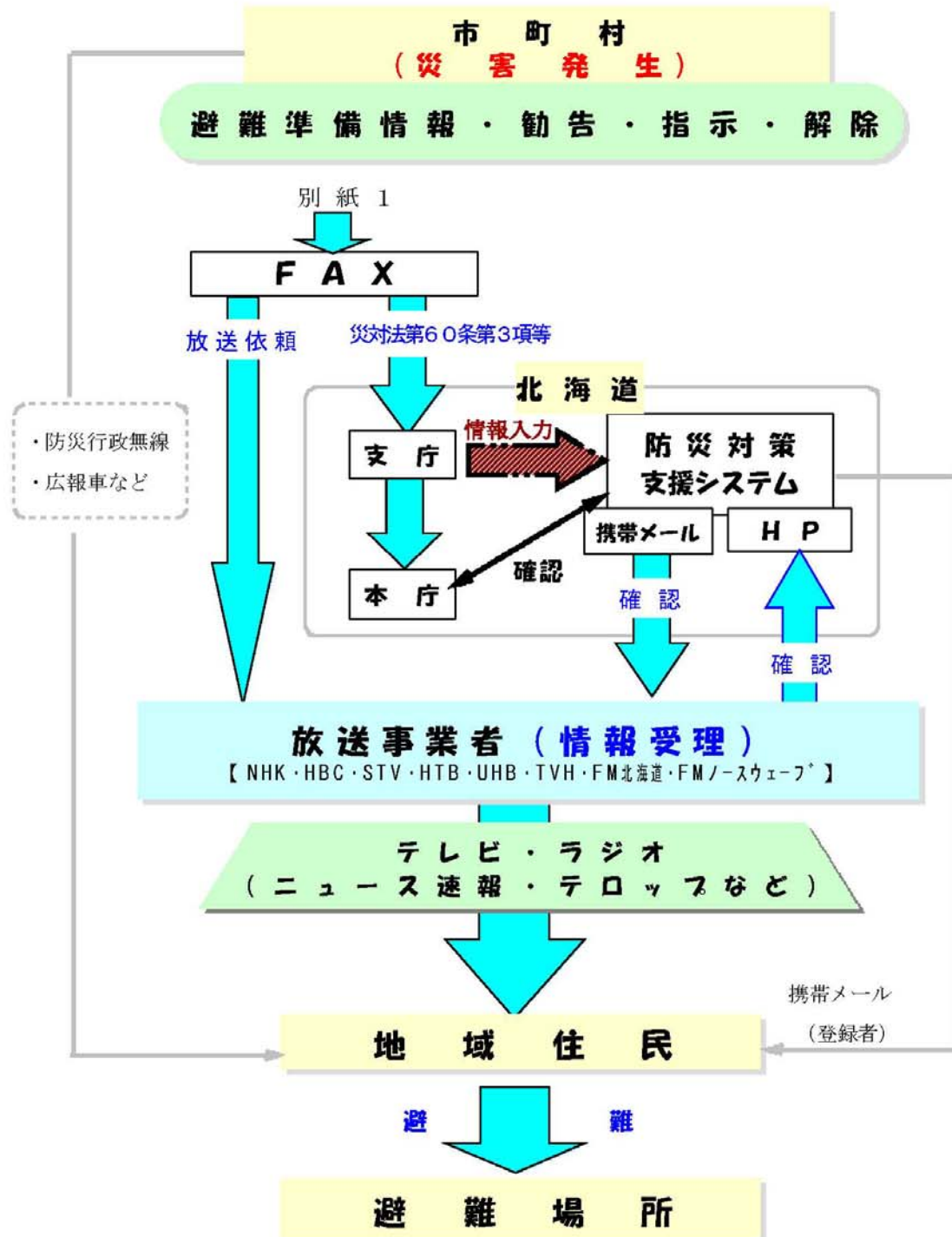
<input type="checkbox"/> 河川氾濫 ( 川 ) ( )	)のおそれがあるため
<input type="checkbox"/> _____	)のおそれがあるため
  
- 地震により
 

<input type="checkbox"/> 大津波警報 <input type="checkbox"/> 津波警報 <input type="checkbox"/> 津波注意報	)が発せられたため
---	-----------
  
- 地震により \_\_\_\_\_ のおそれがあるため
  
- その他 \_\_\_\_\_

発信者氏名	〇〇町総務課防災係長 北海太郎
電話	1234-56-7890
FAX	1234-56-7891
E-mail	××@××

別添資料

# 放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート



## 別紙3 放送を活用した避難勧告等に係る連絡責任者リスト【放送事業者】

## 放送を活用した避難勧告等に係る連絡責任者リスト【放送事業者】

放送事業者							
放送事業者名	担当部課	役職	氏名	TEL	FAX (送信先)	E-mail	備考
日本放送協会札幌放送局【NHK】	放送部	ニュースデスク		011-221-5097	011-231-4997		責任者
北海道放送(株)【HBC】	報道部	部長		011-232-5876	011-221-6807		責任者
		デスク(災害担当)					副担当
	報道部	デスク(ラジオ担当)		011-232-5855	011-232-1287		ラジオマスター 直通
札幌テレビ放送(株)【STV】	報道制作局 報道部	部長		011-272-8294	011-271-1535		責任者
		副部長					副担当
北海道テレビ放送(株)【HTB】	報道部	部長		011-824-4141	011-812-1764		責任者
		副部長					副担当
		デスク(災害担当)					副担当
北海道文化放送(株)【UHB】	報道制作局 報道部	部長		011-214-5311	011-271-5497		責任者
		副部長		011-214-5321			副担当
		副部長					副担当
(株)テレビ北海道【TVH】	報道制作部	部長		011-232-7160	011-232-7173		責任者
		デスク		011-232-7160			副担当
(株)エフエム北海道	制作グループ	部長		011-241-0844	011-232-8438		責任者
	編成グループ	部長					副担当
(株)エフエムノースウェーブ	編成部	部長		011-701-6505	011-701-8311		責任者
		主任					副担当

3-6 自衛隊災害派遣の様式

様式 1

自衛隊災害派遣要請文の様式

	第	号
	年	月
		日
北海道知事（上川支庁長）様		
		東神楽町長
災害派遣の要請について		
標記のことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する理由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容（区域図添付）		
4 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項		
連絡責任者		
市町村名		
職名		
氏名		
電話番号		
ヘリコプターの場合、添乗者の職、氏名、年齢、職業、続柄等を記入すること。		

様式 2

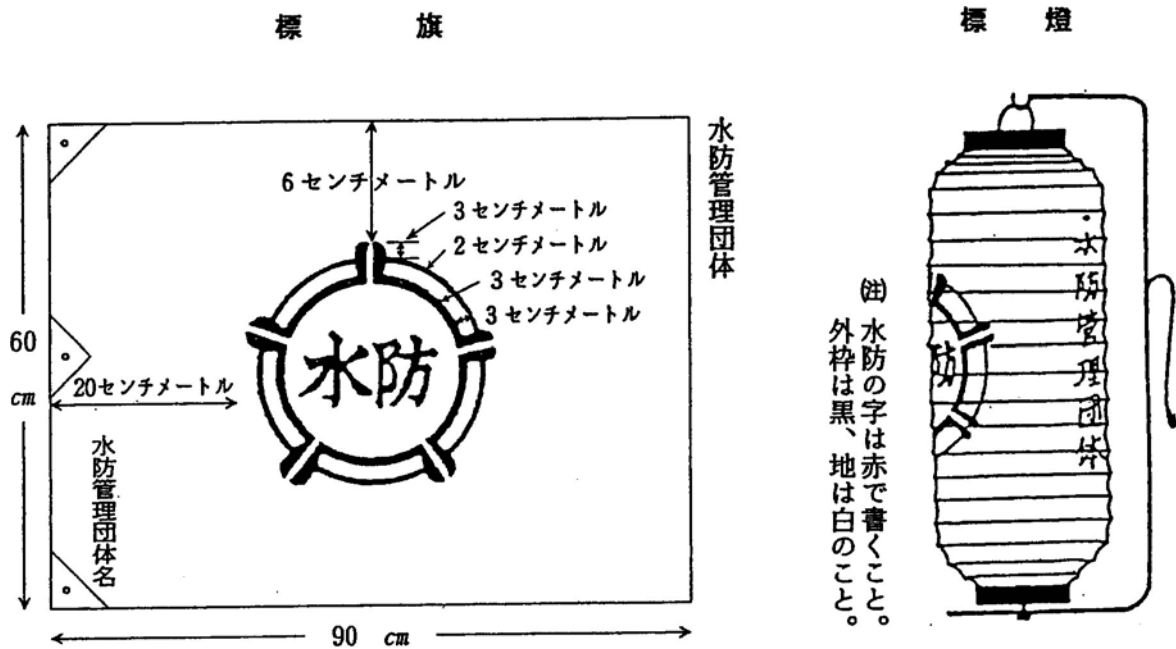
自衛隊災害派遣撤収要請文の様式

	第	号			
	年	月	日		
北海道知事（上川支庁長）様					
			東神楽町長		
災害派遣撤収要請について					
年	月	日	付け		
をもって要請を依頼した災害派遣については、					
な					
ので、下記の日時をもって撤収を依頼します。					
記					
撤収要請日時	年	月	日	時	分

3-7 水防関係様式等 (第2編第8章関係)

1 水防標識

水防法第18条の規定により水防のために出動する車両・舟艇等の標識発議の通りである。



2 身分証明

法第49条第1項に定める業務を行うための身分証明書は次のとおりである。

表	裏
<p>水防立入検査証</p> <p>所属 職 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 東神楽町</p>	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に修正しないこと。</li> <li>2. 本書は、身分を失ったときには直ちに発行者に返還すること。</li> <li>3. 本書は、水防法第49条第1項による立入票である。</li> </ol>

3 公用負担命令関係様式

様式 1

第 号	公 用 負 担 命 令 書
住所 氏名	
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名 称	
(3) 種 類	
(4) 数 量	
2 負担内容	
(使用・収用・処分等について詳記すること)	
年 月 日	
	命令者 職 氏 名 印

(日本工業規格 A4 判)

様式 2

第 号	公 用 負 担 権 限 委 任 証
	住所 職名 氏名
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明
する。	
年 月 日	
	委任者 職 氏 名 印

(縦 9cm 横 6cm)

様式3 水防活動実績報告書

水 防 活 動 実 績 報 告 書

( 支 庁 )

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 35 万円以上の使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
支庁分 前回迄	—	— 人	円	円	円	—				
月 分	—					—				
月 分	—					—				
月 分	—					—				
月 分	—					—				
小 計	—					—				
累 計										
水防管理団 体分前回迄										
月 分	—					—				
月 分	—					—				
月 分	—					—				
月 分	—					—				
小 計	—					—				
累 計						円	円	円	円	

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の( )書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

### 3-8 安否情報様式等

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号）

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

## 様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別する情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 疾病
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、①～⑪に回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば、①⑦⑧に回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか、○で囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記②～⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に利用します。また、国民保護法上の救済物資、医療の提供等や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集パソコンの入力、回答の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は玩易表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄で記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別する情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
現在の居所	
①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記①～⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会を利用します。また、国民保護法上の救済(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 『③出生年月日』欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑩の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑩の回答者は、配偶者又は直近の直系血族とします。



様式第4号（第3条関係）

## 安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住所 (居所) _____  氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○をつけてください。③の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な情報	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

## 安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の通り回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を、「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 3-9 警報及び注意報の種類と発表基準等

## 1 注意報、警報、気象情報（関係分のみ抜粋）

用語	区分	内容
注意報		大雨などによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。
	備考	地方气象台などが、府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、地面現象注意報と浸水注意報はその注意事項を気象注意報に含めて発表する（注意報の内容はそれぞれの関連項目を参照）。
警報		重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、地面現象、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。
	備考	地方气象台などが、府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、地面現象注意報と浸水注意報はその注意事項を気象警報に含めて発表する（注意報の内容はそれぞれの関連項目を参照）。
地面現象注意報		大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
地面現象警報		大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
	備考	（地面現象注意報・警報共通） a) 地面現象注意報の注意報事項は気象注意報に、地面現象警報の警報事項は気象警報に含めて行う。 b) 気象注意報・警報の種類は、その原因となる現象によって大雨、大雪の注意報又は警報、なだれ、融雪注意報とする。 c) 「山崩れ、地すべりなど」には土石流、がけ崩れも含む。
浸水注意報		浸水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
浸水警報		浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
	備考	（浸水注意報、警報共通） a) 浸水注意報の注意報事項は気象注意報に、浸水警報の警報事項は気象警報に含めて行う。 b) 気象注意報、警報の種類は、その原因となる現象によって、大雨注意報又は警報、融雪注意報とする。 c) 浸水注意報、警報の運用は、状況によって次のように行う。 ・河川の増水のために、低い土地に浸水することなどによって、災害が起こるおそれのある場合は、洪水注意報又は警報とする。
洪水注意報		洪水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
洪水警報		洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
	備考	（洪水注意報、警報共通）

		<p>a)大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、そのために河川敷内の施設などに損害、河川の堤防・ダムなどに損傷を与えるなどによって災害が起こるおそれ（注意報）、又は、重大な災害が起こるおそれ（警報）がある場合に行う。</p> <p>b)浸水注意報、警報は、原則として気象注意報、警報に含めて行うが（浸水注意報、警報参照）、河川の水が増し、そのために低い土地に浸水することなどによって災害が起こるおそれ又は重大な災害が起こるおそれのある場合は、洪水注意報又は警報とする。具体的には、河川の増水のために、河川の堤防、ダムが損傷を受けることなど（破堤、溢水を含む）による浸水である。</p>
風雪注意報		風雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	<p>a)運用基準：平均風速がおおむね 10m/s を超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。</p> <p>b)強風注意報の注意報事項も含む。</p>
暴風雪警報		暴風雪によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
	備考	<p>a)運用基準：平均風速がおおむね 20m/s を超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。</p> <p>b)暴風警報の警報事項も含む。</p>
強風注意報		強風によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：平均風速がおおむね 10m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）。
暴風警報		暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
	備考	運用基準：平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）。
大雨注意報		大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
大雨警報		大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
	備考	<p>（大雨注意報、警報共通）</p> <p>a)大雨が原因となる地面現象によって、災害の起こるおそれがある場合（注意報）又は重大な災害の起こるおそれがある場合（警報）は、地面現象注意報又は警報による注意報事項又は警報事項を含める。</p> <p>b)大雨が原因となる浸水によって、災害の起こるおそれがある場合（注意報）又は重大な災害の起こるおそれがある場合（警報）は、浸水注意報又は警報による注意報事項又は警報事項を含める。</p> <p>c)浸水による災害のうち、河川の増水による浸水は、洪水注意報又は警報とする。</p>
大雪注意報		大雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
大雪警報		大雪によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
雷注意報		雷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：落雷又は雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。
乾燥注意報		空気の乾燥によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。
濃霧注意報		濃霧によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合。
霜注意報		霜によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。

なだれ注意報		なだれによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
低温注意報		低温によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。
着雪、着氷注意報		着雪又は着氷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：着雪又は着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い。
融雪注意報		融雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	備考	運用基準：洪水、浸水、土砂災害などの災害が予想される場合。
水防活動用予報・警報		水防活動の利用に適合する気象及び洪水についての予報及び警報で、大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報が水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報が水防活動用警報。
	備考	水防活動用気象注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報がある。ただし、指定河川に対する洪水注意報・警報以外の水防活動用気象、高潮、洪水注意報・警報は、一般の利用に適合する大雨注意報・警報、高潮注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代える。
気象情報		<p>気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称していう場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。</p> <p>a) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>b) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。</p> <p>c) 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。</p> <p>d) 少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</p> <p>e) 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、指定河川の洪水情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</p>
記録的短時間大雨情報		大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報。現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。
××川（指定河川）洪水注意報		洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位又は流量を示して行う予報。 ××川はん濫注意情報との標題で発表する。
××川（指定河川）洪水警報		洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位又は流量を示して行う予報。はん濫が広域に及ぶ河川では、はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を予報する。××川はん濫警戒情報、

		××川はん濫危険情報又は××川はん濫発生情報との標題で発表する。
××川はん濫注意情報 (洪水注意報)		住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して注意を要するレベルに発表される洪水予報。この情報により水防団は出動を行い、市町村は避難準備情報の発令を判断する。 備考 洪水予報指定河川に加え、××川洪水予報を行っていない河川についても水位観測値に基づき発表されることがある。
××川はん濫警戒情報 (洪水警報)		住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して警戒を要するレベルに発表される洪水予報。この情報により市町村は避難勧告等の発令を判断する。 備考 洪水予報指定河川に加え、××川洪水予報を行っていない河川についても水位観測値に基づき発表されることがある。
××川はん濫危険情報 (洪水警報)		住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して危険なレベルに発表される洪水予報。この情報が発表される段階では避難は完了しているべきだが、この後に避難勧告等を発表する場合には河川周辺の状況を確認しながら発令することとなる。 備考 洪水予報指定河川に加え、洪水予報(〇〇川洪水予報)を行っていない河川についても水位観測値に基づき発表されることがある。
××川はん濫発生情報 (洪水警報)		住民の避難行動に関連し、河川のはん濫が発生しているレベルに発表される洪水予報。はん濫している地域では新たな避難行動はとらない。

2 台風等

用語	区分	内容										
熱帯低気圧		<p>1)熱帯又は亜熱帯地方に発生する低気圧の総称で、風の弱いものから台風やハリケーンのように強いものまでである。</p> <p>2)気象情報等で「熱帯低気圧」を用いる場合は、台風に満たない、低気圧域内の最大風速がおおよそ 17m/s (34 ノット、風力 8) 未満のものを指す。</p>										
台風		北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおおよそ 17m/s (34 ノット、風力 8) 以上のもの。										
予報円		台風や暴風域を伴う低気圧の中心が 12、24、48 及び 72 時間後に到達すると予想される範囲を円で表したものの。										
	備考	台風や低気圧の中心が予報円に入る確率はおおよそ 70%である。										
強風域		台風や発達した低気圧の周辺で、平均風速が 15m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域。通常、その範囲を円で示す。										
暴風域		台風の周辺で、平均風速が 25m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域。通常、その範囲を円で示す。										
台風の強さ		<p>台風の最大風速を基準にして次のように決める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">強さ</th> <th>最大風速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(表現しない)</td> <td>最大風速 33m/s(64 ノット)未満</td> </tr> <tr> <td>強い</td> <td>33m/s(64 ノット)以上 44m/s(85 ノット)未満</td> </tr> <tr> <td>非常に強い</td> <td>最大風速 44m/s(85 ノット)以上 54m/s(105 ノット)未満</td> </tr> <tr> <td>猛烈な</td> <td>最大風速 54m/s(105 ノット)以上</td> </tr> </tbody> </table>	強さ	最大風速	(表現しない)	最大風速 33m/s(64 ノット)未満	強い	33m/s(64 ノット)以上 44m/s(85 ノット)未満	非常に強い	最大風速 44m/s(85 ノット)以上 54m/s(105 ノット)未満	猛烈な	最大風速 54m/s(105 ノット)以上
強さ	最大風速											
(表現しない)	最大風速 33m/s(64 ノット)未満											
強い	33m/s(64 ノット)以上 44m/s(85 ノット)未満											
非常に強い	最大風速 44m/s(85 ノット)以上 54m/s(105 ノット)未満											
猛烈な	最大風速 54m/s(105 ノット)以上											
台風の大きさ		<p>台風に伴う風速 15m/s 以上の領域の半径を基準にして次のように決める。15m/s 以上の半径が非対称の場合は、その平均値をとる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">大きさ</th> <th>風速 15m/s 以上の半径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(表現しない)</td> <td>半径 500km 未満</td> </tr> <tr> <td>大型：(大きい)</td> <td>半径 500km 以上 800km 未満</td> </tr> <tr> <td>超大型</td> <td>半径 800km 以上</td> </tr> </tbody> </table>	大きさ	風速 15m/s 以上の半径	(表現しない)	半径 500km 未満	大型：(大きい)	半径 500km 以上 800km 未満	超大型	半径 800km 以上		
大きさ	風速 15m/s 以上の半径											
(表現しない)	半径 500km 未満											
大型：(大きい)	半径 500km 以上 800km 未満											
超大型	半径 800km 以上											
台風の進路 予報表示		12、24、48 及び 72 時間後の台風の中心位置と暴風域の予想を予報円（点線）と暴風警戒域（実線）で示したもの（実況の中心位置は×印）。										
	備考	<p>12、24 時間予報：3 時間毎又は 6 時間毎に発表。</p> <p>48、72 時間予報：6 時間毎に発表。</p> <p>a)移動速度が小さい場合（20km/h（10 ノット）未満）は 12 時間後の予想は省略することができる。</p> <p>b)温帯低気圧に変わっても暴風域を持つと予想される場合は暴風警戒域を付ける。</p>										

## 3 河川、洪水、地面現象

用語	区分	内容
水防団待機水位		水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。
はん濫注意水位		出水時に災害が起こる恐れがある水位。河川のはん濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。
	備考	指定河川では、水位がはん濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に××川はん濫注意報（洪水注意報）を発表する。
避難判断水位		避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を要する水位。
	備考	指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後にはん濫危険水位に到達が見込まれる場合、に××川はん濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
はん濫危険水位		基準地点の受け持つ予報区域において、はん濫の恐れが生じる水位。本来、この水位に到達する前に住民は避難完了しているべき水位。
		指定河川では、水位がはん濫危険水位に到達した場合には、はん濫危険情報を発表する。
地すべり		斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。（風水害情報ガイドブックより）
山崩れ		山地の斜面の土砂や岩石が急激に移動する現象で、大雨や融雪が原因となる場合が多い。地震が原因となることもある。
がけ崩れ		降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象。（風水害情報ガイドブックより）
土石流		山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。（風水害情報ガイドブックより）
土砂災害警戒情報		大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

## 4 雨の強さと降り方

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる。		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。			道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要都市では下水管から雨水があふれる。
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。	傘は全く役に立たなくなる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。					雨による大規模な災害の発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要。

## 5 風の強さと吹き方

平均風速(m/s)	おおよその時速	風圧(kg重/m <sup>2</sup> )	予報用語	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	車に乗っていて	建造物の被害
10以上 15未満	～50km	～ 11.3	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る	道路の吹流しの角度、水平(10m/s)、高速道路で乗用車が横風に流される感覚を受ける。	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める。
15以上 20未満	～70km	～ 20.0	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けない。転倒する人もでる。	小枝が折れる	高速道路では、横風に流される感覚が大きくなり、通常で速度で運転するのが困難となる。	ビニールハウスが壊れ始める。
20以上 25未満	～90km	～ 31.3	非常に強い風		しっかりと身体を確保しないと転倒する。			
25以上 30未満	～ 110km	～ 45.0			立ってられない。屋外での行動は危険。	樹木が根こそぎ倒れはじめる		ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外外装材がはがれ、飛び始める。
30以上	110km ～	45.0 ～	猛烈な風	特急列車				屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる。

## 3-10 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日改定）

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。半分以上。ほとんどよりは少ない。全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1)木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2)この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3)木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1)鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2)鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱 5強	亀裂( 1)や液状化( 2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある( 3)。

- 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 3-1-1 被災状況の判断基準（再掲）

## 被災状況の判断基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。(2) C町のもが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡考として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。(1)死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。(1)負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。(2)死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。(1)負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。(2)死者欄(2)(3)を参照。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。(1) 同一家屋内に親夫妻が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は上砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。(1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。(1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判 断 基 準
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公川又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。(3) 上蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。(1) 流失とは、その田畑の筆における耕上の厚さ10%以上が流出した状態をいう。(2) 埋没とは粒径1皿以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
	土木被害	河川
海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。	
漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。	

被害区分		判 断 基 準
土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの
漁業被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。（1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。（2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
水産製品	加工品、その他の製品をいう。	
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。	
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑨社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
⑩社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。	

被害区分	判 断 基 準	
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック 塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 3-1-2 災害救助法による救助の種類及び概要

## 災害救助法による救助の種類及び概要

救助の種類	内 容 等	期 間	基 本 額
避難所の設置	現に被害を受け又は受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する。	7日以内	100人1日当たり 31,000円以内
福祉避難所の設置	高齢者等で特別な配慮を必要とする者を収容する。		
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊（全焼・流失）し、移住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、簡単な住宅を仮設し供与する。	着工～20日以内供与～完成の日から2年以内	規格～1戸当たり 平均29.7㎡（9坪） 限度額～1戸当たり 2,498,000円以内
福祉仮設住宅の供与	高齢者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とする者に対して設置する。		
炊出しその他による食品の給与	避難所に収容された者等、日常の食事に支障のある者に対し、炊出し等により、一時的に被災者の食生活を保護する。	7日以内	1人1日当たり 1,020円以内
飲料水の供給	現に飲料水（飲料水及び炊事のための水）を得ることのできない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。	7日以内	当該地域における 通常の実費
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家被害等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具等を給与又は貸与する。	10日以内	別表金額の範囲内

## 《別表》

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとの加算
全壊、全焼 流失	夏	17,700円	22,700円	33,500円	40,100円	50,900円	7,400円
	冬	29,200円	37,700円	52,700円	61,800円	77,500円	10,600円
半壊、半焼 床下浸水	夏	5,800円	7,700円	11,600円	14,000円	18,000円	2,400円
	冬	9,200円	12,200円	17,400円	20,600円	25,900円	3,400円

夏季は4月1日～9月30日、冬季は10月1日～3月31日

医療	医療の途を失った者に対し、救護班等により応急的処置を行う。（救護班の派遣によることを原則）・・・日赤委託	14日以内	救護班～実費 病院等～社保診療報酬の額以内
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者に対し、分娩の介助及び前後の処置を行う。・・・日赤委託	分娩の日から7日以内	救護班～実費 助産婦～慣行料金の8割以内
災害にかかった者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。	3日以内	当該地域における 通常の実費

救助の種類	内 容 等	期 間	基 本 額
医療	医療の途を失った者に対し、救護班等により応急的処置を行う。(救護班の派遣によることを原則)・・・日赤委託	14日以内	救護班～実費 病院等～社保診療報酬の額以内
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者に対し、分娩の介助及び前後の処置を行う。・・・日赤委託	分娩の日から7日以内	救護班～実費 助産婦～慣行料金の8割以内
災害にかかった者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。	3日以内	当該地域における通常の実費
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理することができない者に対し、居住のための最小限度の部分を応急的に修理する。	1ヶ月以内	1世帯当たり 531,000円以内
学用品の給与	住居被害等により、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、直ちにこれら入手することができない小学校児童および中学校生徒に対し、必要最小限の学用品を給与する。	教科書等～1ヵ月以内 文房具等～15日以内	教科書等～実費 文房具等～ 小学生1人当たり4,100円以内 中学生1人当たり4,400円以内
埋葬	災害の際に死亡したものに対し、応急的な埋葬を実施する。	10日以内	1人当たり 大人189,000円以内 小人151,200円以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡しているを推定される者を捜索する。	10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理をする。・・・日赤委託	10日以内	1体当たり 洗浄・消毒等3,300円以内 一時保存(場所)5,500円以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている者で自らの資力をもってこれを除去することができない者に対し、日常生活に必要な欠くことのできない部分の障害物を除去する。	10日以内	1世帯当たり 141,100円以内
輸送費及び賃金職員等雇上げ費	上記の救助の実施に必要な物資等の輸送及び賃金職員等の雇い上げを行う。	各々の救助の実施が認められる期間	当該地域における通常の実費

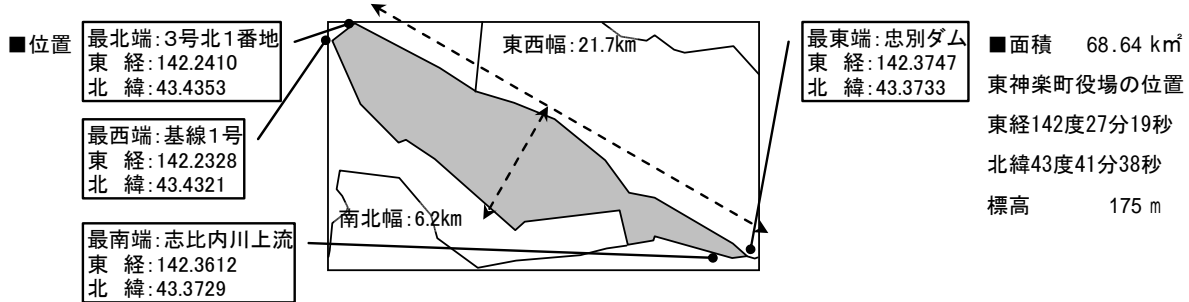
3-1-3 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災者生活再建支援法に基づく支援

	内容・資格・条件等																												
目的	<p>白然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶幼の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p>																												
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>(2) 支給対象世帯・住宅が全壊した世帯・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>																												
支給条件	<p>(1) 支給金額 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費③住居の移転費又は移転のための交通費④住宅を賃借する場合の礼金⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</p> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収）≤500万円 の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円&lt;（年収）≤700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円&lt;（年収）≤800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1級の精神障がい者、1、2級の身体障がい者などを構成員に含む世帯</p>		合 計					①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）≤500万円 の世帯	300万円	225万円	500万円<（年収）≤700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円<（年収）≤800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
	合 計																												
		①～④	⑤～⑧																										
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																										
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																										
年収等の要件	支給限度額																												
	複数世帯	単数世帯																											
（年収）≤500万円 の世帯	300万円	225万円																											
500万円<（年収）≤700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																											
700万円<（年収）≤800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																													
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																												

4-1 町の気象等の概況

(1) 地勢等

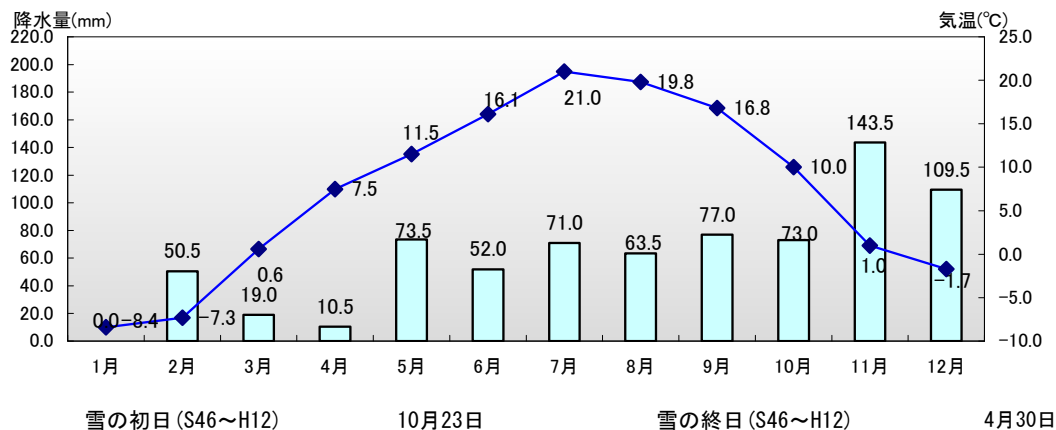


■土地利用 (21年度概要調査) (km<sup>2</sup>)

総面積	耕地			宅地	山林	その他	計
	田	畑	計				
総数	26.65	9.78	36.43	3.11	13.46	15.64	68.64
構成比	38.8%	14.2%	53.1%	4.5%	19.6%	22.8%	100.0%

■気象概況 (資料: H20 旭川地方気象台)

月	気温(°C)			相対湿度(%) 平均	降水量(mm)		日照時間(h)	最深積雪(cm)	風向・風速(m/s)			
	平均	日最高	日最低		降水量	日降水量最大			平均風速	日最大		日最大瞬間風速
										風速	風向	
年間	7.2	33.0	-25.7	75	779.0	30.0	1,680.5	82	2.9	16.1	北北東	25.5
1月	-8.4	-0.2	-25.7	80	36.0	6.5	72.7	67	2.5	10.9	西	17.2
2月	-7.3	2.6	-24.3	77	50.5	11.5	116.2	82	2.9	16.1	北北東	25.5
3月	0.6	13.0	-13.6	72	19.0	7.0	177.6	71	2.5	10.6	北北西	16.3
4月	7.5	26.0	-4.9	63	10.5	6.5	179.5	--	2.9	14.0	南南東	19.0
5月	11.5	25.9	-0.8	70	73.5	25.5	165.0	--	3.6	14.1	西南西	23.7
6月	16.1	27.7	6.6	72	52.0	10.5	198.2	--	2.9	9.6	北東	15.4
7月	21.0	33.0	11.4	77	71.0	26.0	153.7	--	2.6	8.4	西	12.8
8月	19.8	30.3	9.0	75	63.5	30.0	171.7	--	2.8	11.5	北東	16.2
9月	16.8	29.4	4.3	76	77.0	24.0	186.9	--	2.7	13.2	西	21.8
10月	10.0	22.0	-0.9	77	73.0	13.0	129.1	--	3.1	16.0	西南西	22.3
11月	1.0	14.8	-12.9	84	143.5	20.5	79.8	39	3.0	12.3	西	20.4
12月	-1.7	10.3	-14.4	81	109.5	18.5	50.1	61	3.6	12.5	南南東	18.2





旭川 毎年の値 詳細 (気温・蒸気圧・湿度)

年	気温(°C)																			蒸気圧	湿度(%)					
	平均	最高気温						最低気温						各階級の日数 (平均)							平均	平均		最小		
		年	最高			最低			年	最低			最高			各階級の日数 (最低)							平均			
			平均	最高	最低	最高	最低	最高		<0°C	25	<0°C	25	<0°C	25	30	35	平均	最小							
1991	7.5	12.3	31.2	8月20日	-8.1	2月19日	2.7	-22.6	2月20日	21.7	7月24日	107	1	152	0	68	59	3	0	9.3	76	15	5/24 *			
1992	6.8	11.6	31.0	8月18日	-7.5	1月31日	2.2	-20.6	2月5日	20.6	8月19日	116	0	156	0	70	45	3	0	8.9	77	16	5月12日			
1993	6.8	11.5	32.1	8月26日	-8.2	#####	2.5	-17.7	1月22日	22.3	8月26日	117	1	157	0	59	43	2	0	8.6	75	17	5月14日			
1994	7.5	12.3	34.5	8月10日	-12.1	1月30日	2.9	-24.9	1月29日	24.9	8月8日	120	16	157	0	74	75	25	0	9.6	75	17	5/26 *			
1995	7.4	12.1	32.2	7月27日	-9.2	1月17日	2.8	-24.1	1月2日	21.8	7月28日	100	2	151	0	66	43	3	0	9.3	76	21	5/29 *			
1996	6.5	11.1	31.9	8月14日	-11.7	1月31日	2.0	-20.4	1月26日	22.4	7月30日	119	1	167	0	76	40	2	0	8.7	74	18	4月26日			
1997	7.2	12.0	34.6	7月26日	-8.5	1/12 *	2.5	-19.5	1月22日	22.3	8月4日	104	8	151	0	68	50	12	0	8.9	74	18	5月3日			
1998	6.9	12.2	31.2	7月26日	-10.8	1月8日	1.8	-25.0	2月7日	20.9	8月5日	121	1	148	0	79	56	3	0	9.4	77	8	5月6日			
1999	7.4	12.2	34.3	8月9日	-9.5	2月12日	2.6	-20.4	1月29日	22.7	7月27日	121	19	154	0	88	78	25	0	10.1	79	16	5月22日			
2000	6.8	11.6	35.3	8月1日	-11.9	1月27日	2.3	-24.9	1月27日	23.3	7月24日	131	7	160	0	98	71	12	1	9.7	80	21	5月30日			
2001	6.2	11.2	30.7	8月16日	-13.4	1月15日	1.5	-25.6	1月15日	19.9	7月14日	116	0	160	0	93	58	2	0	8.9	76	14	4月19日			
2002	7.1	11.9	31.4	9月2日	-9.9	1月20日	2.3	-21.8	1月20日	20.7	7月20日	112	1	149	0	70	44	2	0	8.9	75	12	5月3日			
2003	6.8	11.9	30.4	8月5日	-11.7	1月15日	1.8	-23.0	1月15日	20.1	8月8日	116	0	147	0	71	55	1	0	8.7	74	11	5月5日			
2004	7.6	12.6	33.8	7月30日	-7.4	1月17日	2.7	-19.8	1月25日	23.9	8月1日	111	14	159	0	74	58	13	0	9.2	74	15	9月15日			
2005	6.7	11.5	32.9	8月11日	-10.9	1月1日	2.0	-23.3	1月26日	22.7	8月3日	114	6	160	0	87	69	13	0	9.3	77	15	5月12日			
2006	7.1	12.0	32.9	8月9日	-10.7	1月6日	2.5	-21.1	1月24日	22.8	8月16日	115	9	167	0	78	67	12	0	9.5	77	13	5月6日			
2007	7.3	12.4	34.2	8月13日	-7.2	#####	2.5	-20.2	2月14日	23.6	8月15日	117	4	162	0	72	69	8	0	9.1	75	14	6月1日			
2008	7.2	12.7	33.0	7月6日	-12.6	1月19日	2.0	-25.7	1月19日	20.8	7月5日	104	2	154	0	74	71	8	0	9.1	75	17	4月26日			
2009	7.2	12.0	32.7	8月11日	-6.7	12/26 *	2.6	-18.4	1月26日	19.5	8月11日	115	1	158	0	66	45	6	0	9.0	75	11	5月9日			
2010	7.8	12.6	33.9	6月28日	-11.0	2月3日	3.4	-18.9	1月17日	22.7	8月31日	107	10	155	0	69	85	16	0	9.9	75	12	6月7日			

旭川 毎年の値 詳細 (風)

年	風向・風速(m/s)																																				
	平均	最大風速				最大瞬間風速				静穏	風向別観測回数																			各階級の日数 (最大風速)							
		風速		風向		風速		風向			風向																			10m/s		15m/s		20m/s		30m/s	
		風速	風速	風向	月日	風速	風向	月日	風速		風向	月日	静穏	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西	北	不定	10m/s	15m/s	20m/s	30m/s			
1991	1.8	9.2	南南東	4/13	20.7	西南西	3/1	西北西	552	358	204	211	272	282	482	919	651	382	311	549	671	923	894	722	376	0	0	0	0	0	0	0	0				
1992	1.8	8.4	西	11/16	18.0	西北西	11/18	西北西	657	278	190	178	284	294	500	874	556	400	263	499	735	990	971	765	350	0	0	0	0	0	0	0	0				
1993	1.8	9.2	南南東	11/14	20.1	西	12/22	北北西	556	307	208	213	345	276	580	888	563	415	275	530	701	925	937	726	314	0	0	0	0	0	0	0	0				
1994	1.9	9.5	西南西	5/17	21.8	西南西	5/17	西北西	592	315	189	159	284	245	482	913	650	424	299	547	742	977	912	718	311	0	0	0	0	0	0	0	0				
1995	1.7	10.6	南南東	3/17	23.2	南西	11/8	北北西	778	367	227	192	338	285	549	884	523	406	229	432	651	879	976	724	319	0	1	0	0	0	0	0					
1996	1.7	8.3	南南西	12/6	22.4	南南西	12/6	西北西	691	312	165	121	259	230	514	855	614	420	309	546	806	979	909	728	324	0	0	0	0	0	0	0					
1997	1.7	9.1	南南東	5/4	22.9	南	5/4	西北西	802	267	149	156	275	264	574	935	523	398	264	536	812	975	845	699	282	0	0	0	0	0	0	0	0				
1998	1.8	9.1	西北西	4/29	22.9	西北西	4/29	西北西	110	349	238	255	327	291	431	885	528	335	250	566	816	936	945	1000	479	0	0	0	0	0	0	0	0				
1999	1.9	8.7	西南西	11/18	21.2	西	9/25	南南東	91	290	259	261	299	303	521	1103	698	427	317	584	799	956	833	667	351	0	0	0	0	0	0	0	0				
2000	1.8	10.0	西北西	5/30	22.1	西	5/30	南南東	127	403	333	280	334	300	510	958	622	317	230	591	877	917	795	741	441	0	1	0	0	0	0	0					
2001	1.9	8.6	南南東	3/23	22.6	西	11/25	西北西	103	374	255	231	279	266	402	886	582	432	284	821	796	980	793	824	452	0	0	0	0	0	0	0	0				
2002	1.8	9.7	南南西	10/2	22.0	南西	10/2	南南東	111	357	250	227	345	249	425	1009	698	419	325	639	818	905	768	755	458	0	0	0	0	0	0	0	0				
2003	1.7	8.9	西北西	3/16	21.2	西北西	3/16	西北西	133	364	285	262	305	277	447	888	564	347	300	570	808	1069	926	755	459	0	0	0	0	0	0	0	0				
2004	2.4	18.0	西	11/27	30.7	西南西	11/27	西	109	374	259	257	286	278	442	939	757	448	398	816	970	828	667	605	351	0	32	4	0	0	0	0					
2005	3.1	14.9	西南西	4/29	24.9	西南西	5/19	西	40	306	284	150	178	197	418	1163	707	541	541	734	1285	788	327	553	548	0	54	0	0	0	0	0					
2006	3.1	16.8	北北東	10/8	27.9	南南東	5/29	西	40	276	234	155	152	190	402	1167	712	550	444	792	1301	905	365	539	536	0	51	7	0	0	0	0					
2007	3.0	15.7	西南西	11/20	26.6	西南西	11/20	南南東	68	335	272	181	174	211	400	1114	815	622	589	902	996	641	312	459	669	0	54	1	0	0	0	0					
2008	2.9	16.1	北北東	2/23	25.5	北北東	2/23	西	74	364	239	155	159	178	365	1028	778	564	487	850	1034	720	387	645	757	0	49	2	0	0	0	0					
2009	3.1	17.2	西南西	5/19	26.4	西	5/19	南南東	61	380	239	166	162	201	439	1102	809	666	537	863	951	664	320	585	615	0	64	3	0	0	0	0					
2010	3.2	24.6	西南西	3/21	34.1	西南西	3/21	西南西	37	252	255	139	138	166	307	1059	877	717	622	1116	1056	615	326	496	534	0	58	6	1	0	0	0					

旭川 毎年の値 詳細(日照・雪・その他)

年	日照時間(h)					全天 日射量 (MJ/m <sup>2</sup> ) 平均	蒸気圧 (mm)	雪(寒候年・cm)										雲量			大気現象		
	合計	日照率	各階級の日数		平均			降雪		最深積雪		各階級の日数(最深積雪)						平均	各階級の日数		雪日数 (寒候年)	霧日数	雷日数
			不照	日照率 40%				合計	最大	値	日	0cm	5cm	10cm	20cm	50cm	100cm		<1.5	8.5			
1991	1529.0	34	38	138	12.2	9.3	435	31	3/1	72	3/14	126	115	108	98	16	0	7.8	6	185	130	19	13
1992	1421.2	32	55	126	11.7	8.9	706	46	11/25	95	2/20 *	150	138	131	114	54	0	7.8	13	193	139	22	13
1993	1486.5	33	48	142	12.1	8.6	627	56	12/14	80	2/13	148	130	122	105	47	0	7.8	7	192	144	19	10
1994	1631.7	37	38	153	12.4	9.6	912	38	12/18	125	2/23	161	150	146	141	120	64	7.4	10	158	151	24	10
1995	1507.9	34	59	148	11.5	9.3	493	27	12/6	70	2/8	139	124	117	105	51	0	7.7	13	184	139	23	10
1996	1362.0	31	50	131	11.3	8.7	670	44	1/25	97	1/25	149	137	128	121	90	0	8.1	5	208	163	19	12
1997	1486.1	33	47	144	11.9	8.9	759	48	11/30	112	3/9	162	155	150	138	109	5	7.6	18	177	150	29	12
1998	1607.7	36	55	152	12.5	9.4	503	22	12/29	81	2/13	129	125	120	110	68	0	7.4	21	179	127	20	6
1999	1532.2	34	45	152	12.3	10.1	937	38	1/28	136	3/3	162	158	151	142	111	51	7.8	13	177	150	32	11
2000	1430.2	32	59	132	11.5	9.7	737	30	1/30 *	112	3/26	152	147	144	135	89	4	7.9	14	197	144	17	13
2001	1586.8	36	49	138	12.1	8.9	743	30	11/19	112	2/18	160	150	146	138	110	8	7.6	15	177	142	12	5
2002	1441.0	32	53	126	11.6	8.9	598	41	12/15	79	1/4	134	128	124	119	88	0	7.9	9	199	126	23	3
2003	1685.8	38	55	165	12.3	8.7	633	26	12/19	96	2/15	158	153	148	131	100	0	7.6	15	184	141	20	7
2004	1607.3	36	48	153	11.8	9.2	624	41	12/7	117	3/2	140	131	127	124	76	12	7.9	5	185	138	19	12
2005	1567.1	35	48	152	11.8	9.3	660	36	12/5	95	3/10	155	143	138	126	90	0	7.8	4	182	147	31	10
2006	1538.5	35	45	141	11.8	9.5	685	19	2/18	92	2/19	156	132	121	115	66	0	7.9	10	198	145	24	15
2007	1667.0	38	38	156	12.3	9.1	570	24	12/3	56	1/15	137	126	121	105	20	0	7.7	10	184	141	17	13
2008	1680.5	38	50	156	12.2	9.1	601	29	11/22	82	2/15	134	126	125	120	61	0	7.5	13	175	126	27	9
2009	1480.5	33	47	134	11.6	9.0	679	31	12/27	73	2/23	145	134	125	103	41	0	8.0	7	198	128	20	14
2010	1431.6	32	56	133	11.5	9.9	737	22	3/22 *	67	2/20	152	133	125	114	50	0	8.1	4	206	152	23	9

旭川 平年値(年・月ごとの値)

要素	気圧(hPa)		降水量(mm) 合計	気温(°C)			蒸気圧(hPa) 平均	相対湿度(%) 平均	風向・風速(m/s)		日照時間(時間) 合計	全天日射(MJ/m <sup>2</sup> ) 平均	雪(cm)			雲量 平均	大気現象							
	現地 平均	海面 平均		平均	最高	最低			平均	平均			最大	最大	降雪の深さ 合計		積雪の深さ 最大	積雪の深さ 最大	平均	雪日数	霧日数	雷日数		
																							統計期間	統計期間
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	26	30	30	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	998.5	1013.4	74.1	-7.8	-4.0	-12.6	2.9	82.0	1.5	南南東	77.3	5.6	174.0	21.0	80.0	8.1	30.2	4.0	0.0					
2月	998.6	1013.5	51.5	-7.2	-2.7	-12.6	3.0	79.0	1.5	東南東	104.8	8.8	131.0	17.0	90.0	7.7	27.1	2.2	0.0					
3月	999.6	1014.3	54.1	-2.4	2.1	-7.5	3.8	73.0	1.9	東南東	155.4	13.0	116.0	17.0	86.0	7.1	25.5	1.4	0.0					
4月	998.5	1012.7	55.8	5.2	10.5	0.1	5.9	67.0	2.1	西北西	169.0	15.1	28.0	7.0	36.0	7.0	9.9	0.9	0.0					
5月	996.6	1010.5	65.4	11.7	17.8	5.8	8.8	66.0	2.1	西北西	192.0	17.3	1.0	1.0	1.0	7.0	1.1	0.7	0.9					
6月	995.9	1009.5	63.8	16.5	22.4	11.3	13.3	72.0	1.8	西北西	186.9	18.5	---	---	---	7.3	0.0	0.7	1.5					
7月	995.3	1008.7	98.9	20.5	26.0	16.0	18.3	76.0	1.7	西北西	173.3	17.3	---	---	---	7.7	0.0	0.8	1.1					
8月	996.6	1010.0	137.5	21.1	26.3	16.7	19.4	78.0	1.6	西北西	165.8	15.2	---	---	---	7.5	0.0	1.3	1.8					
9月	999.8	1013.5	135.8	15.6	21.2	10.9	14.1	79.0	1.5	東北東	149.8	12.3	---	---	---	7.0	0.0	5.5	2.6					
10月	1001.3	1015.4	117.6	8.8	14.2	4.0	8.9	78.0	1.6	南	120.0	8.3	4.0	2.0	2.0	7.0	3.1	7.0	1.6					
11月	1001.3	1015.8	120.8	2.0	5.8	-1.6	5.7	79.0	1.9	南南東	64.1	5.0	114.0	22.0	32.0	8.2	17.9	2.3	0.4					
12月	999.4	1014.2	98.9	-4.1	-0.8	-7.9	3.9	82.0	1.6	南南東	56.9	4.3	191.0	25.0	57.0	8.6	29.1	2.8	0.1					
年	998.5	1012.6	1074.2	6.7	11.6	1.9	9.0	76.0	1.7	西北西	1615.2	11.8	756.0	31.0	96.0	7.5	143.8	29.6	10.0					

旭川 日平均気温の月平均値(°C)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	-4.5	-6.8	-1.9	6.7	12.9	18.6	19.5	20.5	16.0	10.4	2.0	-3.9	7.5
1992	-5.9	-6.0	-1.8	5.3	11.3	16.3	19.9	20.0	14.3	8.7	2.6	-3.4	6.8
1993	-5.4	-4.8	-1.4	4.5	11.1	15.4	19.0	19.7	15.6	8.9	2.9	-3.4	6.8
1994	-8.8	-4.5	-2.7	4.7	12.8	16.6	21.9	23.9	17.7	9.8	3.1	-4.7	7.5
1995	-7.0	-6.4	-1.4	6.2	13.2	16.3	21.1	20.1	15.3	10.1	3.4	-2.7	7.4
1996	-6.5	-6.1	-1.9	4.2	10.2	16.0	20.0	20.0	15.9	9.0	1.1	-4.2	6.5
1997	-6.7	-4.7	-2.2	5.3	11.2	16.7	22.3	18.9	14.9	8.5	4.7	-2.6	7.2
1998	-9.5	-7.9	-1.0	8.1	13.4	15.5	19.9	20.2	17.2	10.3	0.9	-4.7	6.9
1999	-6.4	-6.5	-2.9	4.8	11.1	17.8	21.7	23.9	17.4	9.1	3.0	-4.7	7.4
2000	-7.6	-8.9	-2.8	4.2	13.9	16.7	22.1	23.0	16.8	9.0	1.1	-6.0	6.8
2001	-9.9	-8.2	-2.9	6.1	13.1	16.2	20.4	20.0	14.8	9.1	2.8	-6.6	6.2
2002	-6.6	-3.8	0.0	8.5	13.2	15.5	20.3	18.6	15.5	9.7	0.5	-6.2	7.1
2003	-7.3	-8.2	-2.1	6.7	12.7	17.6	17.9	20.2	15.3	8.9	3.0	-3.5	6.8
2004	-6.6	-4.3	-1.7	4.5	13.5	18.3	21.0	20.5	16.3	9.2	4.4	-4.2	7.6
2005	-7.7	-7.4	-1.8	4.2	9.5	18.6	19.8	22.3	16.1	10.4	2.9	-6.8	6.7
2006	-8.5	-5.9	-1.1	3.2	12.1	16.1	20.6	23.4	16.2	9.2	3.7	-3.4	7.1
2007	-5.6	-4.8	-1.5	4.5	11.5	18.6	19.2	22.0	16.7	8.9	1.8	-4.1	7.3
2008	-8.4	-7.3	0.6	7.5	11.5	16.1	21.0	19.8	16.8	10.0	1.0	-1.7	7.2
2009	-5.2	-5.4	-1.0	5.6	13.3	16.8	18.9	20.7	15.2	9.4	2.1	-4.4	7.2
2010	-5.1	-6.2	-2.6	3.7	11.3	19.5	22.1	23.3	17.3	9.9	2.9	-2.3	7.8

旭川 日最高気温の月平均値(°C)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	-0.9	-2.2	2.2	12.5	19.3	24.5	24.7	25.6	21.6	15.3	5.8	-0.3	12.3
1992	-2.6	-1.4	3.2	10.6	17.2	22.1	24.9	25.1	19.3	14.7	6.6	-0.4	11.6
1993	-1.5	-1.4	3.3	9.5	16.9	20.2	25.1	25.0	20.9	13.8	6.5	-0.3	11.5
1994	-4.9	-0.9	1.5	9.7	19.0	23.0	27.1	29.4	22.3	15.3	7.1	-1.4	12.3
1995	-3.0	-1.4	3.6	11.5	18.9	22.1	26.0	24.5	20.9	15.1	7.1	0.3	12.1
1996	-3.0	-1.7	2.5	9.3	15.7	21.6	24.5	25.2	21.0	14.4	5.0	-0.8	11.1
1997	-2.6	-0.3	2.6	10.9	16.8	22.1	28.0	23.2	20.3	13.7	8.9	0.6	12.0
1998	-5.4	-2.4	4.2	14.8	20.5	22.0	25.8	24.7	22.8	16.0	4.2	-1.4	12.2
1999	-2.8	-2.4	1.3	10.7	16.5	23.8	26.9	29.5	22.9	14.6	6.7	-1.6	12.2
2000	-3.4	-3.7	1.6	9.0	20.5	22.5	26.9	28.3	21.4	13.9	4.4	-2.7	11.6
2001	-5.4	-4.3	1.7	12.2	19.9	21.9	25.3	25.5	20.1	14.3	6.8	-3.4	11.2
2002	-2.6	1.1	4.2	14.6	20.1	21.3	24.8	23.3	21.0	14.4	3.3	-2.9	11.9
2003	-3.2	-2.8	2.6	12.1	19.9	23.8	23.7	25.2	20.5	14.1	7.4	-0.4	11.9
2004	-2.8	-0.3	3.0	9.8	19.3	24.4	26.2	25.6	22.2	15.3	8.7	-0.4	12.6
2005	-3.7	-3.3	1.9	9.1	14.9	25.0	25.1	27.7	21.6	16.4	6.6	-2.9	11.5
2006	-4.8	-1.7	2.8	7.9	18.9	21.4	26.5	28.8	22.1	15.0	7.6	-0.7	12.0
2007	-2.0	-0.3	2.8	10.1	17.7	25.2	26.5	27.4	21.7	14.8	5.6	-1.1	12.4
2008	-4.7	-2.2	5.4	15.0	18.1	22.6	26.8	25.3	23.4	15.7	5.4	1.5	12.7
2009	-1.4	-1.7	3.3	11.7	20.0	22.0	23.6	25.8	21.1	14.9	5.5	-1.1	12.0
2010	-1.7	-1.7	1.6	8.1	17.7	25.6	26.7	28.4	22.8	15.0	6.9	1.2	12.6

旭川 日最低気温の月平均値(°C)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	-8.5	-12.4	-6.6	1.3	6.4	13.4	15.3	15.9	11.4	6.0	-1.5	-7.8	2.7
1992	-10.4	-11.1	-6.7	0.7	6.1	11.2	15.7	15.7	10.1	3.7	-1.4	-6.9	2.2
1993	-9.8	-9.1	-6.2	-0.2	5.9	11.3	13.9	15.3	11.1	4.4	-0.3	-6.7	2.5
1994	-13.3	-8.3	-7.4	-0.1	6.6	10.9	17.1	19.4	13.8	4.9	-1.0	-8.4	2.9
1995	-11.7	-11.7	-6.4	1.1	7.8	11.6	16.9	16.5	10.4	5.9	-0.4	-6.0	2.8
1996	-10.7	-11.0	-6.4	-0.3	5.3	11.1	16.3	15.6	11.5	4.0	-2.5	-8.5	2.0
1997	-11.5	-9.4	-7.4	0.2	6.1	11.7	17.2	15.1	9.9	3.6	0.7	-5.7	2.5
1998	-14.6	-14.6	-6.4	2.0	6.2	10.0	15.2	16.6	12.3	5.7	-2.4	-8.5	1.8
1999	-10.8	-11.7	-7.6	-0.8	6.1	12.2	17.3	19.3	12.1	4.2	-0.6	-8.9	2.6
2000	-13.0	-15.3	-7.9	-0.1	8.5	11.8	18.2	18.7	13.3	4.8	-2.2	-9.5	2.3
2001	-15.1	-12.9	-7.6	0.2	7.1	10.9	16.6	15.3	10.2	4.6	-1.1	-10.2	1.5
2002	-11.2	-9.2	-4.9	2.8	6.8	10.0	16.5	14.7	10.0	5.6	-2.6	-10.5	2.3
2003	-12.3	-13.9	-7.0	1.2	5.9	11.8	13.2	16.2	10.7	4.4	-0.8	-7.5	1.8
2004	-11.4	-9.2	-6.6	-0.6	7.8	12.9	16.2	16.0	11.2	3.9	0.3	-8.7	2.7
2005	-13.0	-12.3	-5.7	-0.3	4.5	13.0	15.5	17.8	11.1	4.9	-0.7	-11.3	2.0
2006	-12.8	-11.0	-5.5	-1.0	5.3	11.9	16.0	19.4	11.1	3.8	0.1	-6.9	2.5
2007	-9.9	-10.6	-6.0	-0.3	5.3	13.0	13.6	17.1	12.2	4.3	-2.2	-7.1	2.5
2008	-13.3	-13.7	-4.5	0.6	5.6	10.5	16.6	15.1	11.0	5.0	-3.1	-5.8	2.0
2009	-9.8	-9.8	-5.5	-0.4	6.7	12.7	15.2	16.9	10.2	4.2	-1.2	-8.3	2.6
2010	-9.0	-11.6	-6.9	-0.5	5.4	14.4	18.8	19.0	12.9	5.5	-1.1	-6.6	3.4

旭川 平均風速の月平均値(m/s)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	1.4	1.4	2.1	2.3	2.1	1.7	1.9	1.7	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8
1992	1.4	1.8	1.5	2.2	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.3	2.2	1.5	1.8
1993	1.4	1.7	2.0	2.2	1.9	1.9	1.9	1.7	1.6	1.8	2.0	1.9	1.8
1994	1.5	1.9	2.1	2.2	2.7	1.9	1.8	1.7	1.5	1.7	2.0	1.7	1.9
1995	1.5	1.3	1.8	2.2	2.2	1.8	1.6	1.4	1.6	1.1	2.3	1.4	1.7
1996	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.9	1.7	1.7
1997	1.5	1.6	2.2	1.9	2.0	2.0	1.8	1.5	1.3	1.8	1.6	1.6	1.7
1998	1.6	1.4	2.1	2.1	2.1	2.0	1.7	1.7	1.7	1.5	2.1	1.8	1.8
1999	1.7	1.9	2.0	1.7	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.9	2.0	1.7	1.9
2000	1.5	1.2	2.1	2.2	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.8	1.9	1.9	1.8
2001	1.5	2.3	2.2	2.1	1.9	1.9	1.6	1.6	1.6	1.6	2.1	1.8	1.9
2002	1.6	1.6	2.3	2.2	2.0	2.0	1.6	1.6	1.4	1.8	2.1	1.8	1.8
2003	1.8	1.3	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.8	1.7
2004	1.4	2.0	2.2	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	2.4	2.9	4.2	3.8	2.4
2005	3.1	2.9	4.2	3.8	3.4	3.0	2.9	2.5	2.4	2.9	3.1	2.5	3.1
2006	2.3	3.5	4.3	3.3	3.6	3.1	2.8	2.4	2.5	3.1	3.2	2.9	3.1
2007	2.5	3.2	3.4	3.1	4.0	2.8	3.0	2.6	2.7	2.7	4.1	2.4	3.0
2008	2.5	2.9	2.5	2.9	3.6	2.9	2.6	2.8	2.7	3.1	3.0	3.6	2.9
2009	2.8	3.2	3.7	3.5	3.9	2.9	2.7	2.8	2.3	3.2	3.1	2.8	3.1
2010	3.8	2.9	3.9	4.2	3.7	2.5	2.8	2.5	2.9	2.6	3.0	3.7	3.2

旭川 相対湿度の月平均値(%)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	84	81	73	65	61	74	78	76	79	77	83	81	76
1992	83	81	73	68	67	72	78	80	80	80	77	82	77
1993	83	80	69	65	67	77	69	75	78	79	79	84	75
1994	83	80	76	67	58	71	78	75	82	76	74	82	75
1995	81	77	68	65	67	73	78	82	78	84	76	79	76
1996	81	74	70	63	70	72	81	77	77	75	76	77	74
1997	80	76	71	64	67	73	71	81	76	75	74	82	74
1998	80	76	71	66	65	72	79	82	82	84	84	86	77
1999	84	82	76	74	72	70	82	80	79	84	80	89	79
2000	85	83	79	76	70	73	80	78	84	78	81	83	80
2001	79	78	72	66	65	73	80	77	80	78	77	84	76
2002	81	78	71	62	60	69	82	83	77	76	84	80	75
2003	79	76	70	66	63	70	71	79	79	78	77	80	74
2004	81	77	71	63	66	66	76	74	76	77	78	81	74
2005	80	78	73	72	70	71	78	79	82	78	84	83	77
2006	83	80	75	72	64	77	76	80	79	77	82	83	77
2007	83	76	72	67	66	72	69	77	80	78	76	83	75
2008	80	77	72	63	70	72	77	75	76	77	84	81	75
2009	80	78	74	60	61	75	81	76	78	76	80	80	75
2010	80	76	73	67	66	73	80	78	75	78	80	77	75

旭川 雲量の月平均値(十分比)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	8.1	8.0	7.7	7.2	6.6	7.7	8.2	7.2	7.3	8.3	8.7	8.4	7.8
1992	8.5	7.7	7.1	7.8	7.0	7.2	8.3	8.8	7.9	6.6	8.1	8.6	7.8
1993	8.4	8.7	6.6	7.5	7.8	8.7	7.3	7.0	7.0	7.7	8.8	8.5	7.8
1994	7.8	8.2	8.0	7.0	6.2	6.1	7.3	7.5	8.1	6.3	7.7	8.8	7.4
1995	8.2	6.4	6.1	8.0	7.8	8.0	8.1	8.4	6.8	7.3	8.7	8.4	7.7
1996	9.2	8.3	7.7	8.0	7.8	8.0	8.8	7.4	7.3	7.3	8.8	8.6	8.1
1997	8.0	8.2	7.0	6.5	7.7	7.7	7.2	8.5	6.9	6.9	7.9	8.8	7.6
1998	8.2	6.8	6.4	6.1	6.2	6.9	7.9	8.6	7.4	6.9	8.9	8.8	7.4
1999	8.7	8.4	8.2	7.2	7.5	7.6	8.3	7.0	6.6	7.8	7.9	8.6	7.8
2000	7.6	6.9	8.0	7.6	8.2	7.2	8.6	7.2	7.9	8.0	8.7	9.0	7.9
2001	7.7	8.7	8.1	6.4	6.2	7.2	8.8	6.8	6.9	7.6	7.6	8.6	7.6
2002	8.0	7.3	7.4	6.8	6.8	7.8	9.1	9.0	7.0	8.1	9.4	8.3	7.9
2003	8.2	7.0	7.5	7.3	7.0	6.6	8.2	8.6	7.3	7.1	7.6	8.7	7.6
2004	7.7	8.7	7.8	7.4	7.3	7.8	8.4	7.7	7.5	7.3	8.4	8.6	7.9
2005	8.0	8.1	8.5	8.3	7.9	7.4	8.7	7.8	7.5	6.0	8.2	7.7	7.8
2006	8.9	8.6	8.5	8.0	6.4	8.4	7.7	8.0	6.4	6.6	8.5	9.0	7.9
2007	8.8	7.4	7.6	6.9	7.4	6.7	7.0	7.6	8.5	7.2	8.0	9.4	7.7
2008	8.5	7.2	6.5	6.7	7.3	7.2	8.2	7.3	6.4	7.3	8.1	8.7	7.5
2009	8.9	8.6	8.3	6.4	6.4	8.9	8.8	8.1	6.8	7.6	8.3	8.5	8.0
2010	9.2	8.4	8.6	8.0	7.0	7.1	9.3	8.3	7.8	7.4	7.6	8.6	8.1

旭川 日照率(%)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	21	34	36	39	51	42	28	41	38	28	20	19 )	34
1992	24	33	43	33	41	36	27	27	33	35	26	17	32
1993	24	21	49	38	37	23	49	42	36	28	17	19	33
1994	27	22	33	45	49	49	40	40	35	38	28	14	37
1995	28	46	53	38	34	36	34	24	46	27	15	22	34
1996	17	38	36	39	33	33	23	35	32	33	21	19	31
1997	29	28	41	45	35	36	41 )	25	39	31	22	18 )	33
1998	25 )	40	44 )	47	48	45	33	23	43	32	16	23	36
1999	26	27	31	43	35	42 )	29	49	44	31	26	18	34
2000	31	45	36 )	29	36	40	26	41	28	31	19	17 )	32
2001	34	27	35	46	49	38	24	48	38	31	24	22	36
2002	28	34	30	47	50	40	20	23	44	31	11	21	32
2003	30 )	43	43	40	55	46	38	30	33	40	27	16	38
2004	32	28	40	40	40	41	36	40	40	41	27	16	36
2005	30	35	34	30	34	50	26	41	38	46	22	31	35
2006	28	23	27	33	52	29	42	34	47	44	22 )	20	35
2007	24	38	40	46	40	49	51	34	27	39	28	18	38
2008	25	38	48	45	36	43	33	40	50	38	28	18	38
2009	25	27	27	55	52	25	23	34	43	32	21	24	33
2010	17	32	25	34	48	43	22	33	40	40	23	18 )	32

旭川 全天日射量の月平均値(MJ/m<sup>2</sup>)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	5.5	8.9	12.7	14.5	20.3	19.6	16.6	16.9	12.9	8.5	5.3	4.7 )	12.2
1992	5.9	9.3	13.9	13.9	18.6	18.6	15.3	14.4	11.9	9	5.5	4.3	11.7
1993	5.7	8.5	14.6	15.9	17.3	15.1	21	16.8	12.4	8.2	4.8	4.5	12.1
1994	6	8.6	13	16	18.7	21.3	17.8	16.4	11.9	9.2	5.8	4.3	12.4
1995	5.9	10	14	14.6	16.2	18.3	15.7	12.8	14	7.6	4.2	4.6	11.5
1996	5.2	9.7	12.8	16.4	15.4	17	13.7	15.2	11.6	8.5	5.2	4.7	11.3
1997	6.2	9.1	13.9	17	16.6	17.9	18.8 )	13.1 )	12.9	7.9 )	4.8	4.0 )	11.9
1998	6.0 )	9.8	13.5 )	16.8	19.4	21.5	17.7	13.8	13.5	8.2	4.8	4.8	12.5
1999	6.1	8.6 )	12.9	16.1	16.3	20.5 )	16.7	18.6	13.7	8.4	5.4	4.6 )	12.3
2000	5.9	10.2	13.3	13.5	16.8	18.1	14.7	16.9	10.6	8.1	5.2	4.4	11.5
2001	6.4	9	12.5	16.1	19.5	18.4	14.6	17.7	12.5	8.3	4.9	4.9	12.1
2002	5.9	9	11.1	17	20	19.8	13.2	12.5	13.6	8.3	4.6	4.7 )	11.6
2003	6.0 )	10.2	13.5	14.6	19.9	20	18.7	14.2	12	9	5.2	4.4	12.3
2004	6	8.1	12.9	15.5	16.6	19.2	17.3	16	12.5 )	8.7	5.1	4	11.8
2005	5.9	9.3	13	13.5	15.7	21.0 )	15.8	15.9	12.1	9.6	5	5.1	11.8
2006	6	7.9	11.5	14.2	18.7	16.1	19.4	15.7	13.8	9.4	4.8 )	4.5	11.8
2007	5.7	9.1	13	16.2	17.7	21.1	20.7	14.6	10.6	9.2	5.4	4.6 )	12.3
2008	5.9	9.3	13.3	15.5	17.6	19.7	17.2	16	14.3	8.5	5.4	4.2	12.2
2009	5.7	8.5	11.6	17.9	19.7	15.7	14.3	15.2	13.4	8.3	4.7	4.5	11.6
2010	5.1	8.7	11.6	14.2	19.5	19.8	14.1	14.6	13.0	8.6	4.6	3.9 )	11.5

旭川 日照時間の月合計値(h)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1991	61.2	99.0	132.1	157.9	233.1	192.1	128.7	178.5	141.3	95.5	57.8	51.8 )	1529.0
1992	68.0	99.8	156.6	130.7	186.7	165.9	127.3	118.6	125.5	119.5	76.7	45.9	1421.2
1993	69.4	60.5	181.9	151.1	169.8	105.4	229.4	182.5	135.9	96.2	50.5	53.9	1486.5
1994	76.6	65.3	121.6	180.4	223.0	227.3	185.3	170.7	132.5	129.0	80.0	40.0	1631.7
1995	81.1	132.6	193.4	151.1	156.2	163.8	156.3	103.9	172.8	92.8	43.1	60.8	1507.9
1996	49.0	116.0	131.0	158.2	147.9	153.9	105.2	151.8	121.6	113.4	60.7	53.3	1362.0
1997	82.3	82.6	150.7	180.0	160.7	166.4	193.3 )	108.7	145.0	104.8	62.7	48.9 )	1486.1
1998	72.5 )	116.7	162.2 )	190.0	219.4	207.3	155.7	101.4	162.4	109.3	46.2	64.6	1607.7
1999	74.2	79.7	113.2	171.5	160.8	193.5 )	133.0	209.9	166.6	106.0	74.3	49.5	1532.2
2000	87.8	136.8	132.0 )	114.5	164.0	182.1	123.3	178.3	104.8	104.5	55.6	46.5 )	1430.2
2001	97.3	79.4	130.0	182.5	222.9	174.5	112.1	205.5	144.3	107.3	69.3	61.7	1586.8
2002	80.4	98.4	111.5	190.1	226.7	183.6	92.2	98.6	164.5	104.4	32.7	57.9	1441.0
2003	84.9 )	125.8	159.5	158.6	251.1	213.7	178.4	131.2	123.6	136.2	79.1	43.7	1685.8
2004	91.9	85.0	146.5	158.7	183.3	190.6	165.9	171.7	151.5	138.3	78.8	45.1	1607.3
2005	86.8	101.5	125.4	122.2	154.9	231.7	119.0	178.0	141.9	156.4	63.6	85.7	1567.1
2006	79.4	66.4	100.1	130.5	237.8	132.4	196.8	148.9	175.0	151.1	65.1 )	55.0	1538.5
2007	68.9	111.5	145.3	183.2	182.1	223.3	235.6	148.3	102.7	134.2	81.4	50.5	1667.0
2008	72.7	116.2	177.6	179.5	165.0	198.2	153.7	171.7	186.9	129.1	79.8	50.1	1680.5
2009	72.9	79.0	100.6	220.3	236.6	117.2	108.0	147.9	162.3	108.0	61.3	66.4	1480.5
2010	47.6	91.8	93.3	134.3	216.9	199.6	102.9	140.5	151.6	135.8	66.3	51.0 )	1431.6

旭川 降水量の月合計値(mm)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1989	67.0	19.5	68.0	54.5	59.5	67.0	23.5	216.5	167.0	110.5	103.0	96.5	1052.5
1990	46.5	36.0	18.5	83.0	40.5	77.5	53.5	137.0	298.0	65.0	115.5	83.0	1054.0
1991	34.5	43.5	63.0	65.5	46.5	132.5	95.5	28.5	190.0	85.0	122.0	98.0	1004.5
1992	55.0	75.5	32.0	58.5	65.5	61.5	168.5	167.0	243.5	70.0	161.0	114.5	1272.5
1993	69.0	56.0	32.0	64.0	46.5	83.5	46.5	81.5	59.5	145.0	141.0	163.5	988.0
1994	102.5	68.5	80.0	52.0	63.0	77.5	54.0	188.5	260.0	66.5	90.0	104.0	1206.5
1995	71.0	19.0	46.0	85.5	54.5	60.0	82.0	161.0	102.0	148.5	152.5	60.0	1042.0
1996	133.0	29.5	71.5	20.5	55.5	70.0	109.5	124.5	134.0	126.0	130.0	106.0	1110.0
1997	66.0	48.0	77.0	20.0	100.5	36.0	46.0	155.5	80.5	106.5	108.0	83.0	927.0
1998	78.0	35.0	52.0	38.0	101.0	68.5	82.0	130.5	177.5	95.0	165.0	144.0	1166.5
1999	102.0	92.0	61.5	44.0	121.5	23.0	186.0	57.0	78.5	105.5	73.5	83.0	1027.5
2000	83.0	25.5	91.5	97.5	66.0	65.5	381.5	72.5	274.5	114.5	141.5	124.5	1538.0
2001	44.0	78.0	53.5	36.5	68.5	64.5	196.0	131.0	244.0	101.5	75.0	134.0	1226.5
2002	52.5	47.5	39.5	49.5	28.5	42.0	163.5	138.5	32.5	74.0	174.5	109.0	951.5
2003	57.5	26.0	21.5	59.0	49.5	48.0	57.5	131.5	74.0	131.0	87.0	85.5	828.0
2004	60.0	113.5	53.0	48.5	106.5	56.0	80.5	74.5	119.0	65.5	105.0	146.5	1028.5
2005	60.0	49.5	72.5	43.5	94.0	57.0	82.5	196.5	100.5	75.0	76.5	65.5	973.0
2006	59.5	73.5	66.0	29.5	84.5	91.0	132.5	212.5	58.0	110.0	114.0	70.0	1101.0
2007	75.0	46.5	29.0	41.0	36.5	44.5	53.5	93.5	207.0	93.5	100.5	62.5	883.0
2008	36.0	50.5	19.0	10.5	73.5	52.0	71.0	63.5	77.0	73.0	143.5	109.5	779.0
2009	50.0	70.0	69.5	30.5	56.0	93.5	305.0	74.5	112.0	109.0	92.0	84.5	1146.5
2010	79.0	39.0	99.0	59.5	53.5	98.5	99.5	160.5	89.0	90.5	105.0	59.0	1032.0

旭川 降雪の深さの月合計値(cm) 「年の値は寒候年の合計値」

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
1989	180	86	49	2	0	--	--	--	--	0	46	239	704
1990	111	56	23	13	--	--	--	--	--	--	43	125	488
1991	87	71	108	1	0	--	--	--	--	0	184	143	435
1992	158	169	50	2	0	--	--	--	--	--	116	168	706
1993	150	129	46	18	--	--	--	--	--	0	128	278	627
1994	230	137	130	9	--	--	--	--	--	0	64	234	912
1995	129	43	9	14	--	--	--	--	--	--	59	132	493
1996	295	65	96	23	0	--	--	--	--	9	167	193	670
1997	142	102	132	14	--	--	--	--	--	5	0	176	759
1998	165	81	66	10	--	--	--	--	--	--	124	254	503
1999	256	197	95	11	--	--	--	--	--	3	58	183	937
2000	194	83	173	43	--	--	--	--	--	3	165	272	737
2001	111	141	50	1	--	--	--	--	--	0	47	295	743
2002	125	88	43	0	--	--	--	--	--	0	181	218	598
2003	141	66	24	3	--	--	--	--	--	--	15	182	633
2004	128	182	97	20	--	--	--	--	--	6	78	228	624
2005	122	106	115	1	4	--	--	--	--	--	71	161	660
2006	180	136	112	25	--	--	--	--	--	--	68	146	685
2007	175	109	66	6	--	--	--	--	--	--	141	176	570
2008	152	113	19	--	--	--	--	--	--	--	106	196	601
2009	116	158	103	--	--	--	--	--	--	--	61	164	679
2010	197	102	178	35	--	--	--	--	--	--	39	86	737

要素	雪		霜		結氷	
	初日	終日	初日	終日	初日	終日
統計期間	1971 ～2000	1971 ～2000	1971 ～2000	1971 ～2000	1971 ～2000	1971 ～2000
資料年数	30	30	30	30	30	30
月日	10/23	4/30	10/7	5/16	10/13	5/6

要素	初冠雪
山岳名	旭岳
統計期間	1971 ～2000
資料年数	29
月日	9/24

「資料年数」とは、観測された年合計数を表しています。

旭川（上川支庁）観測史上1～10位の値（年間を通じての値）

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日最低海面気圧 (hPa)	961.0 (1934/ 3/21)	961.4 (1954/ 5/10)	962.6 (1934/ 3/22)	962.8 (1936/10/ 4)	965.8 (1947/ 4/22)	966.3 (1970/ 2/ 1)	966.7 (1970/ 1/31)	967.8 (1994/ 2/22)	968.3 (1970/ 3/17)	969.5 (1995/11/ 8)	1888/7 ～2010/12
日降水量 (mm)	167 (1981/ 8/ 4)	164.5 (1970/ 8/ 1)	151 (1975/ 8/23)	142.9 (1955/ 8/10)	128.1 (1898/ 9/ 7)	128 (1989/ 8/23)	127.6 (1904/ 7/10)	126 (1981/ 8/ 5)	115.6 (1963/ 8/ 3)	115.1 (1920/ 9/ 5)	1888/7 ～2010/12
日最大10分間降水量 (mm)	29.0 (2000/ 7/25)	20.5 (2000/ 7/28)	20.0 (1953/ 7/19)	17.7 (1952/ 9/13)	17.3 (1967/ 7/28)	16.5 (1982/ 7/21)	15.5 (1980/ 7/24)	15.0 (2000/ 7/ 5)	15.0 (1994/ 8/12)	14.5 (2006/ 8/ 4)	1937/5 ～2010/12
日最大1時間降水量 (mm)	57.3 (1912/ 8/14)	54.4 (1955/ 8/10)	53.3 (1963/ 8/ 3)	52.5 (1970/ 8/ 1)	51.1 (1955/ 8/17)	50 (1989/ 8/23)	49.6 (1953/ 7/19)	43.4 (1956/ 7/23)	43.0 (2006/ 8/18)	42.5 (1988/ 8/26)	1908/5 ～2010/12
月最大24時間降水量 (mm)	172.0 (1975/ 8/23)	167.0 (1981/ 8/ 4)	128.5 (2006/ 8/18)	128.0 (1989/ 8/23)	120.0 (2005/ 8/21)	120.0 (1990/ 9/ 3)	117.0 (1988/ 8/26)	101.5 (2001/ 9/11)	99.0 (2000/ 9/ 2)	87.0 (1999/ 7/29)	1971/1 ～2010/12
月降水量の多い方から (mm)	530.7 (1955/ 8)	478 (1981/ 8)	395.8 (1932/ 8)	383.5 (1953/ 7)	381.5 (2000/ 7)	331.6 (1932/ 9)	305.0 (2009/ 7)	298.2 (1964/ 8)	298.0 (1990/ 9)	292.8 (1962/ 8)	1889/ 1 ～2010/12
月降水量の少ない方から (mm)	3.8 (1938/ 8)	9.2 (1944/ 4)	10.5 (2008/ 4)	10.5 (1986/ 6)	11 (1984/ 4)	11.8 (1944/ 3)	12 (1896/ 2)	14 (1914/ 2)	14.7 (1930/ 4)	15.3 (1901/ 2)	1888/ 7 ～2010/12
年降水量の多い方から (mm)	1742.2 (1955)	1556.1 (1932)	1538.0 (2000)	1416.5 (1981)	1363.3 (1966)	1361.5 (1953)	1348.5 (1975)	1348.2 (1912)	1325.0 (1970)	1289.4 (1939)	1889年 ～2010年
年降水量の少ない方から (mm)	728.0 (1984)	779.0 (2008)	793.2 (1921)	813.5 (1982)	822.2 (1925)	828.0 (2003)	863.5 (1968)	878.8 (1902)	880.9 (1905)	883.0 (2007)	1889年 ～2010年
日最高気温の高い方から (℃)	36 (1989/ 8/ 7)	35.9 (1928/ 8/19)	35.5 (1978/ 8/ 3)	35.4 (1984/ 8/16)	35.3 (2000/ 8/ 1)	35 (1920/ 7/25)	34.9 (1905/ 7/12)	34.8 (1989/ 8/ 6)	34.8 (1950/ 7/22)	34.8 (1916/ 8/ 7)	1888/7 ～2010/12
日最高気温の低い方から (℃)	-22.5 (1909/ 1/12)	-22.2 (1909/ 1/13)	-21 (1909/ 1/14)	-20.7 (1913/ 1/26)	-18.7 (1902/ 1/25)	-18.6 (1901/ 1/29)	-18.2 (1909/ 1/11)	-18 (1931/ 1/27)	-17.9 (1939/ 1/14)	-17 (1953/ 1/ 8)	1888/7 ～2010/12
日最低気温の低い方から (℃)	-41 (1902/ 1/25)	-39.6 (1909/ 1/13)	-39.2 (1913/ 1/26)	-38.5 (1909/ 1/12)	-38.3 (1902/ 2/11)	-38.3 (1900/ 2/16)	-38.1 (1909/ 1/14)	-37 (1900/ 2/ 7)	-36.7 (1891/ 1/29)	-36.6 (1904/ 1/26)	1888/7 ～2010/12
日最低気温の高い方から (℃)	24.9 (1994/ 8/ 8)	24.7 (1960/ 8/ 9)	24.5 (1989/ 8/ 8)	24.4 (1915/ 8/ 7)	24.2 (1994/ 8/ 7)	24.1 (1953/ 7/31)	24 (1985/ 8/ 8)	24 (1924/ 7/20)	23.9 (2004/ 8/ 1)	23.9 (1955/ 8/30)	1888/7 ～2010/12
月平均気温の高い方から (℃)	23.9 (1998/ 8)	23.9 (1994/ 8)	23.9 (1978/ 7)	23.9 (1938/ 8)	23.6 (1985/ 8)	23.4 (2006/ 8)	23.4 (1951/ 8)	23.4 (1949/ 8)	23.4 (1946/ 8)	23.4 (1943/ 7)	1889/1 ～2010/12
月平均気温の低い方から (℃)	-16.3 (1922/ 1)	-14.1 (1909/ 1)	-13.5 (1913/ 1)	-13.3 (1904/ 1)	-12.8 (1908/ 1)	-12.6 (1940/ 1)	-12.5 (1891/ 1)	-12.3 (1985/ 1)	-12.2 (1977/ 1)	-12 (1889/ 1)	1888/7 ～2010/12
年平均気温の高い方から (℃)	8.2 (1990)	7.6 (2004)	7.6 (1989)	7.6 (1948)	7.5 (1994)	7.5 (1991)	7.4 (1999)	7.4 (1995)	7.3 (2007)	7.2 (2008)	1889年 ～2010年
年平均気温の低い方から (℃)	4.1 (1897)	4.1 (1889)	4.2 (1913)	4.3 (1908)	4.4 (1898)	4.5 (1895)	4.6 (1912)	4.6 (1892)	4.7 (1902)	4.7 (1900)	1889年 ～2010年
日平均気温0℃未満寒候年間日数 (日)	137 (1957)	134 (1)953	131 (1984)	131 (1970)	131 (1954)	130 (1955)	127 (1987)	127 (1986)	127 (1977)	127 (1975)	1952寒候年 ～2010寒候年
日平均気温25℃以上年間日数 (日)	19 (1999)	16 (1994)	16 (1984)	15 (1978)	14 (2004)	13 (1989)	13 (1985)	13 (1951)	12 (1970)	10 (2010)	1951年 ～2010年
日最高気温0℃未満寒候年間日数 (日)	106 (1945)	98 (1984)	98 (1957)	95 (1975)	94 (2000)	93 (1981)	93 (1946)	92 (2001)	92 (1953)	92 (1943)	1932寒候年 ～2010寒候年
日最高気温25℃以上年間日数 (日)	87 (1943)	85 (2010)	85 (1961)	85 (1933)	82 (1984)	80 (1946)	79 (1948)	78 (1999)	77 (1950)	76 (1944)	1931年 ～2010年
日最高気温30℃以上年間日数 (日)	30 (1948)	30 (1938)	28 (1943)	27 (1946)	25 (1999)	25 (1994)	25 (1951)	25 (1950)	25 (1944)	25 (1939)	1931年 ～2010年
日最高気温35℃以上年間日数 (日)	1 (2000)	1 (1989)	1 (1984)	1 (1978)	0 (2010)	0 (2009)	0 (2008)	0 (2007)	0 (2006)	0 (2005)	1961年 ～2010年
日最低気温0℃未満寒候年間日数 (日)	179 (1939)	177 (1944)	176 (1953)	174 (1942)	173 (1979)	173 (1977)	173 (1951)	173 (1945)	173 (1943)	173 (1935)	1932寒候年 ～2010寒候年
日最低気温25℃以上年間日数 (日)	0 (2010)	0 (2009)	0 (2008)	0 (2007)	0 (2006)	0 (2005)	0 (2004)	0 (2003)	0 (2002)	0 (2001)	1931年 ～2010年
日最小相対湿度 (%)	8 (1998/ 5/ 6)	11 (2009/ 5/ 9)	11 (2003/ 5/ 5)	12 (2010/ 6/ 7)	12 (2009/ 5/ 8)	12 (2002/ 5/ 3)	12 (1973/ 5/ 7)	13 (2006/ 5/ 6)	13 (2002/ 5/16)	13 (2002/ 4/20)	1950/1 ～2010/12
日最大風速・風向 (m/s)	西南西 24.6 (2010/ 3/21)	南 21.8 (1918/ 9/25)	南南西 19.4 (1954/ 9/27)	北東 19.1 (1917/ 3/25)	南西 18.7 (1956/ 4/24)	南 18.2 (1956/ 4/17)	西 18.0 (2004/11/27)	北東 17.9 (1917/10/ 1)	西南西 17.7 (1956/ 4/18)	北北東 17.5 (1912/ 3/18)	1888/ 7 ～2010/12
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	西南西 34.1 (2010/ 3/21)	西南西 30.7 (2004/11/27)	南南西 30.3 (2004/ 9/ 8)	西南西 28.4 (2004/11/15)	南 28.4 (1973/ 5/ 8)	南南東 27.9 (2006/ 5/29)	西南西 27.4 (2010/ 9/29)	南南西 27.1 (1964/ 4/26)	西南西 26.7 (2006/ 2/27)	西南西 26.6 (2007/11/20)	1942/5 ～2010/12
月間日照時間の多い方から (時間)	279.6 (1916/ 8)	272.5 (1957/ 5)	271.1 (1956/ 5)	267.6 (1968/ 6)	266.9 (1937/ 6)	264.5 (1938/ 8)	258.4 (1943/ 6)	257.6 (1928/ 7)	251.1 (2003/ 5)	250.5 (1946/ 8)	1896/1 ～2010/12
月間日照時間の少ない方から (時間)	19.7 (1923/12)	19.8 (1921/12)	20.6 (1899/11)	21.8 (1899/12)	22 (1924/ 1)	24 (1922/12)	25.6 (1914/12)	26.1 (1897/12)	26.2 (1898/12)	27.8 (1959/12)	1896/1 ～2010/12
年間日照時間の多い方から (時間)	1990.8 (1984)	1858.7 (1938)	1835.2 (1985)	1828.5 (1982)	1772.9 (1972)	1744.8 (1990)	1737.3 (1978)	1735.8 (1928)	1714.2 (1943)	1694.4 (1970)	1896年 ～2010年
年間日照時間の少ない方から (時間)	1011.0 (1896)	1078.5 (1898)	1118.3 (1900)	1205.3 (1922)	1235.8 (1899)	1247.8 (1913)	1254.7 (1918)	1261.3 (1926)	1265.6 (1902)	1266.1 (1923)	1896年 ～2010年
降雪の深さ日合計 (cm)	62 (1957/ 4/ 1)	56 (1992/12/14)	54 (1969/11/25)	48 (1996/11/30)	48 (1981/11/28)	48 (1967/ 1/23)	46 (1991/11/25)	45 (1986/11/16)	44 (1996/ 1/25)	43 (1981/11/29)	1953/1 ～2010/12
降雪の深さ月合計 (cm)	304 (1953/11)	295 (2001/12)	295 (1996/ 1)	278 (1993/12)	272 (2000/12)	265 (1988/12)	256 (1999/ 1)	255 (1983/ 1)	254 (1998/12)	247 (1981/11)	1953/1 ～2010/12
降雪の深さ寒候年合計 (cm)	944 (1966)	937 (1999)	912 (1994)	861 (1987)	827 (1982)	787 (1988)	759 (1997)	747 (1977)	743 (2001)	738 (1954)	1954寒候年 ～2010寒候年
月最深積雪 (cm)	138 (1987/ 3/ 4)	136 (1999/ 3/ 3)	134 (1938/ 2/18)	131 (1999/ 2/28)	125 (1994/ 2/23)	124 (1994/ 3/20)	124 (1909/ 3/17)	122 (1999/ 1/28)	122 (1898/ 3/30)	121 (1945/ 3/ 9)	1893/10 ～2010/12

## データに付加する記号の意味

表示例	意味	解説
値	正常値	品質に問題がなく、かつ統計値を求める期間内の資料が全て揃っている場合。（一部不足していても、日の最大値などを求める際に影響がない場合も含まれます）
値)	準正常値	品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。
値]	資料不足値	統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。資料不足値には十分な信頼性がないため、ご利用に際しては十分留意願います。
—	現象なし	統計値を求める期間内に現象が発生しなかった場合。
×	資料なし（欠測）	測器の故障などで値が得られなかった場合。
空白	統計しない	統計値を求める期間に観測を行っていない場合。
*	極値の起日重複	1つの極値に対して、期間内に起日が2日以上ある場合。起日の新しい方を掲載し、日の欄に*を付加しています。
#	疑問値	観測した結果に問題がある場合。値は表示しておりません。日の最大値を求めるなど、統計処理の際には欠測と同等に扱います。

旭川市（旭川地方気象台）における震度別の地震回数

震度 年代	1	2	3	4	5	6	7
1920～29	17	2	1				
1930～39	6	6	3				
1940～49	10		3				
1950～59	7	1	5				
1960～69	9	1	1	2			
1970～79	9	1	1				
1980～89	19	3	2				
1990～99	8	6	1				
2000～09	13	4	1	1			

最大 震度4 ① 1968(S53)年5月16日 十勝沖地震、 2003(H15)年9月26日 十勝沖地震)

東神楽町における震度別の地震回数（地震計～2002年東神楽町役場に設置）

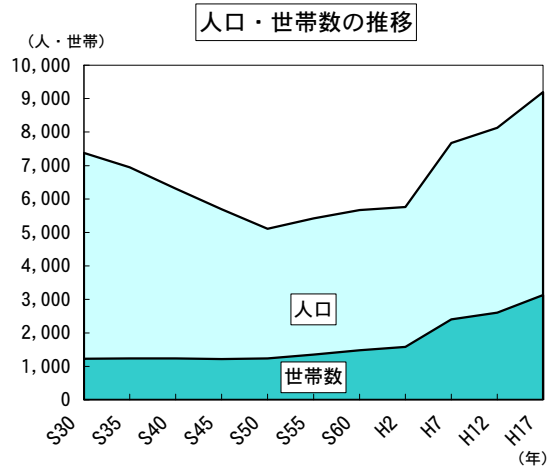
震度 年代	1	2	3	4	5	6	7
2002～09	18	5	2				

最大 震度3（2003(H15)年9月26日 十勝沖地震)

4-2 町の人口・世帯数等

■人口（国勢調査 10月1日現在）

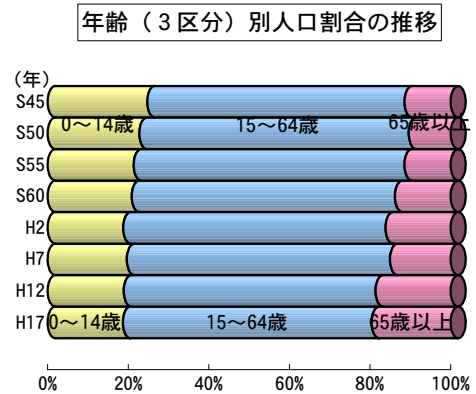
西暦	年次	世帯数 (世帯)	人口(人)			増加率 (%)
			総数	男	女	
1955	S30	1,224	7,378	3,699	3,679	—
1960	S35	1,236	6,946	3,406	3,540	-5.9%
1965	S40	1,238	6,314	3,081	3,233	-9.1%
1970	S45	1,217	5,693	2,756	2,937	-9.8%
1975	S50	1,236	5,109	2,421	2,688	-10.3%
1980	S55	1,355	5,425	2,663	2,762	6.2%
1985	S60	1,477	5,669	2,764	2,905	4.5%
1990	H2	1,583	5,763	2,791	2,972	1.7%
1995	H7	2,400	7,676	3,725	3,951	33.2%
2000	H12	2,609	8,127	3,857	4,270	5.9%
2005	H17	3,127	9,194	4,327	4,867	13.1%



■年齢（3区分）別人口（国勢調査 10月1日現在）

西暦	年次	総数	0～14歳 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (高齢人口)
1970	S45	5,693	1,407	3,635	651
1975	S50	5,109	1,160	3,405	530
1980	S55	5,425	1,161	3,642	622
1985	S60	5,669	1,184	3,701	784
1990	H2	5,763	1,082	3,750	931
1995	H7	7,676	1,509	5,010	1,155
2000	H12	8,127	1,535	5,078	1,514
2005	H17	9,194	1,717	5,678	1,799

※総数は、年齢不詳を含む



■人口動態（住民基本台帳）

年次	自然動態			社会動態			増減 人口
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
H6	92	59	33	477	332	145	178
H7	56	56	0	390	345	45	45
H8	78	48	30	335	308	27	57
H9	57	72	15	358	348	10	5
H10	78	40	38	329	348	19	19
H11	62	57	5	582	343	239	244
H12	71	45	26	607	349	258	284
H13	77	63	14	585	346	239	253
H14	73	59	14	595	320	275	289
H15	65	55	10	626	355	271	281
H16	70	76	6	638	340	298	292
H17	76	65	11	481	385	96	107
H18	69	78	9	421	350	71	62
H19	68	73	5	349	370	21	26
H20	60	66	6	329	336	7	13

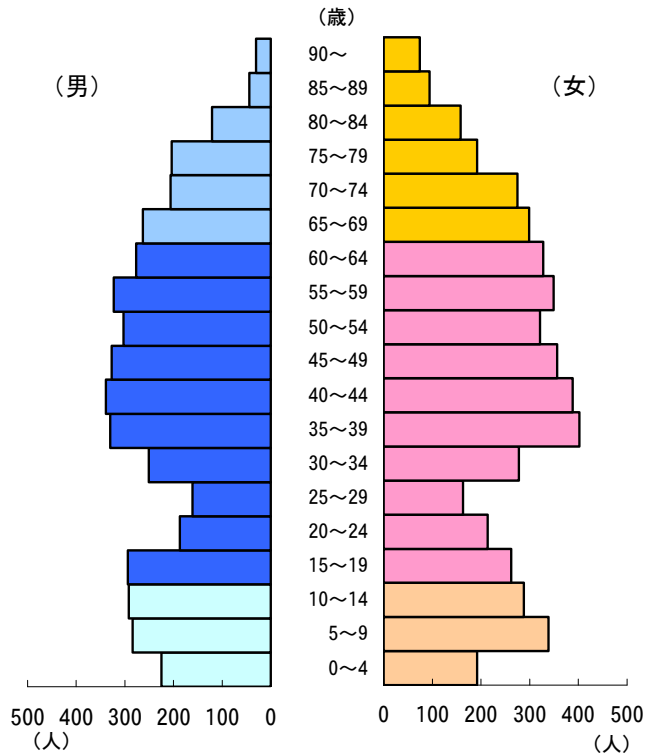
■世帯・住宅の種類（H17国勢調査）

種類	(世帯)	(人)
総数	3,127	9,194
一般世帯	3,092	8,917
住宅居住世帯	3,083	8,897
主世帯	2,987	8,653
持ち家	2,517	7,459
公営の借家	326	850
民営の借家	86	245
給与住宅	58	99
間借りの世帯	96	244
住宅非居住世帯	9	20
施設等の世帯	35	277
1世帯あたり人員(H17)		2.88
持ち家比率		81.4%

■年齢別人口（住民基本台帳 平成21年4月1日現在）

年齢	総数	男	女
0～4	417	225	192
5～9	623	284	339
10～14	580	292	288
15～19	556	294	262
20～24	401	187	214
25～29	324	161	163
30～34	529	251	278
35～39	732	330	402
40～44	727	339	388
45～49	683	327	356
50～54	624	303	321
55～59	672	323	349
60～64	605	277	328
65～69	562	263	299
70～74	481	206	275
75～79	396	204	192
80～84	279	121	158
85～89	138	44	94
90～	104	30	74

年齢別・性別人口（平成21年4月1日現在）

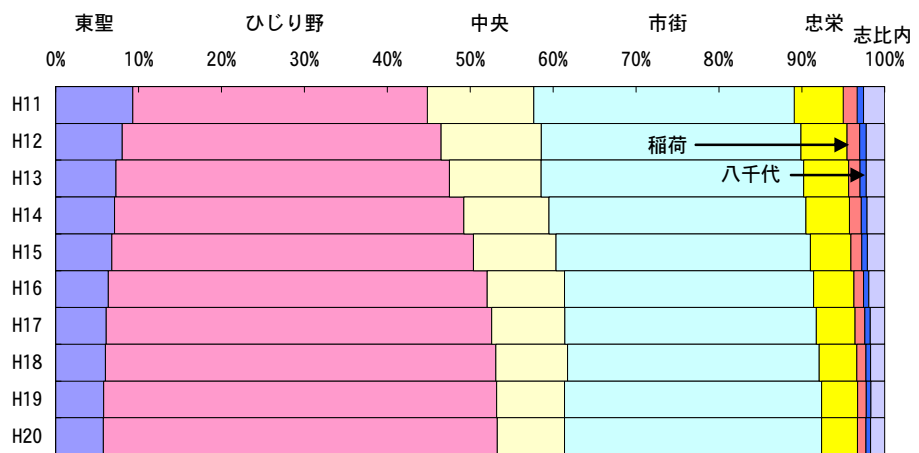


(再掲)	総数	男	女	比率
年少人口（15歳以下）	1,620	801	819	17.2%
生産年齢人口（15～64歳）	5,853	2,792	3,061	62.0%
老年人口（65歳以上）	1,960	868	1,092	20.8%
合計	9,433	4,461	4,972	
外国人登録(H21)	11	10	1	

■地区別人口（住民基本台帳 平成21年4月1日現在）

東聖	604
ひじり野	4,457
中央	757
市街	2,922
忠栄	399
稲荷	90
八千代	51
志比内	153
計	9,433

地区別人口比率推移



■従業地通学人口（H17国勢調査）

昼間流入人口	1,350	旭川市1,134、東川町121、美瑛町47、他48
昼間流出人口	2,704	旭川市2,397、東川町109、美瑛町41、他157
昼間人口	7,823	

■道路の概況 (km)

道路	道道				町道				* 国道なし
	道路実延長	舗装延長	舗装率	除雪延長	道路実延長	舗装延長	舗装率	除雪延長	
	297.5	21.9	21.9	100.0%	21.9	275.6	171.7	62.3%	197.2

■都市計画の概況 (旭川圏都市計画のうち、東神楽町分)

区域	面積 (ha)	用途地域	面積 (ha)	比率
都市計画区域	2,600	第1種低層住居専用地域	87	38.1%
市街化区域	227	第2種低層住居専用地域	-	-
市街化調整区域	2,373	第1種中高層住居専用地域	30	13.1%
		第2種中高層住居専用地域	30	13.1%
		第1種住居地域	20	8.7%
		第2種住居地域	3.4	1.5%
		準住居地域	-	-
		近隣商業地域	13	5.7%
		商業地域	4.1	1.8%
		準工業地域	15	6.6%
		工業地域	26	11.4%
		工業専用地域	-	-
		合計	228.5	100.0%

■公園の概況

区分	箇所数	面積 (ha)
総数	12	8.05
街区公園	8	1.34
近隣公園	2	4.40
地区公園他	-	-
都市緑地	2	2.31

※ひがしかぐら森林公園 57ha

■上水道給水状況 (専用水道)

区分	H17	H18	H19	H20
給水人口 (人)	5,286	5,450	5,506	5,582
給水世帯	1,800	1,882	1,898	1,950
年間給水量	456,824	473,730	473,031	461,920
1日平均給水量	1,252	1,298	1,292	1,266
1日最大給水量	1,720	1,791	1,619	1,606

■建築確認申請件数

区分	H17	H18	H19	H20
総数	84	85	56	72
ひじり野	37	19	28	42
市街	35	34	18	22
その他	12	32	10	8

■下水道整備状況

	H17	H18	H19	H20	
処理区域面積 (ha)	190.9	190.9	190.9	190.9	
処理区域内	人口	7,231	7,350	7,370	7,422
	世帯	2,571	2,653	2,678	2,724
排水設備設置済	人口	7,212	7,335	7,358	7,410
	世帯	2,563	2,647	2,673	2,719
水洗便所設置済	人口	7,212	7,335	7,358	7,410
	世帯	2,563	2,647	2,678	2,719
処理区域内水洗化率	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	
合併浄化槽設置世帯数	406	412	413	412	
生活総合排水施設総合普及率	92.8%	93.7%	92.8%	93.0%	

■公営住宅の概況

区分	棟数	戸数
木造平屋建	3	8
木造2階建	3	16
簡易耐火平屋建	7	25
簡易耐火2階建	6	40
耐火2階建	4	32
中層耐火	11	240
合計	34	361

\* 道営住宅等なし

■特定公共賃貸住宅

区分	棟数	戸数
木造平屋建	2	4
木造2階建	2	8
中層耐火	1	18
合計	5	30

町営住宅の数と戸数（平成22年4月1日現在）

## (1) 町営住宅

団地名	所在地	番地	建設年度	型式	床面積	戸数	構造
東聖団地	東神楽町ひじり野南1条1丁目	3番3 101～104号、201～204号 3番4 101～104号、201～204号	昭和56年度	3LDK	62.19㎡	16戸	簡易耐火2階建
		3番1 101～104号、201～204号 3番2 101～104号、201～204号	昭和57年度	3LDK	62.19㎡	16戸	簡易耐火2階建
ひじり野西団地	東神楽町ひじり野北1条6丁目	5番1-101～102号	平成20年度	2LDK	64.61㎡	2戸	木造
		5番1-201～202号	平成20年度	3LDK	76.20㎡	2戸	木造
		5番3-103～104号	平成20年度	2LDK	64.61㎡	2戸	木造
		5番3-203～204号	平成20年度	3LDK	76.20㎡	2戸	木造
新町団地	東神楽町北1条西1丁目	7番1 101～106号、201～206号、 301～306号、401～406号	昭和48年度	3DK	49.26㎡	24戸	耐火 4階建
	東神楽町北1条西1丁目	7番2 101～106号、201～206号、 301～306号、401～406号	昭和49年度	3DK	54.06㎡	24戸	耐火 4階建
	東神楽町北1条西1丁目	7番3 101～106号、201～206号、 301～306号、401～406号	昭和52年度	3DK	61.13㎡	24戸	耐火 4階建
	東神楽町北1条西1丁目	7番4 101～106号、201～206号、 301～306号、401～406号	昭和53年度	3DK	63.50㎡	24戸	耐火 4階建
	東神楽町北1条西1丁目	6番4 101～104号、201～204号、 301～304号	昭和55年度	3LDK	64.63㎡	12戸	耐火 3階建
さくら町団地	東神楽町南1条西2丁目	1番7 101～104号 1番8 101～104号	平成4年度	2LDK	60.14㎡	8戸	耐火 2階建
		1番7 201～204号 1番8 201～204号	平成4年度	3LDK	74.36㎡	8戸	耐火 2階建
	東神楽町南1条西2丁目	1番9 101～104号	平成5年度	2LDK	60.14㎡	4戸	耐火 2階建
	東神楽町南1条西2丁目	1番9 201～204号	平成5年度	3LDK	74.36㎡	4戸	耐火 2階建
北町団地	東神楽町北2条東2丁目	2番2 101～106号、201～206号、 301～306号、401～406号	昭和56年度	3LDK	65.77㎡	24戸	耐火 4階建
	東神楽町北2条東2丁目	1番9 101～102号、201～202号 1番10 101～102号、201～202号	昭和60年度	3LDK	64.14㎡	8戸	簡易耐火2階建
	東神楽町北3条東2丁目	2番6 1～4号、2番7 1～4号	昭和55年度	3LDK	62.99㎡	8戸	簡易耐火平屋建
緑町団地	東神楽町南1条東2丁目	6番3 101～106号、201～206号、 301～306号、401～406号	昭和59年度	3LDK	68.50㎡	24戸	耐火 4階建
	東神楽町南1条東2丁目	5番1 101～106号、201～206号、 301～306号、401～406号	昭和62年度	3LDK	65.77㎡	24戸	耐火 4階建

	東神楽町南1条東2丁目	5番2 101～104号、201～204号	平成元年度	3LDK	66.60㎡	8戸	耐火 2階建
	東神楽町南1条東2丁目	6番1 101～106号	平成7年度	2LDK	63.36㎡	6戸	耐火 4階建
	東神楽町南1条東2丁目	6番1 201～206号、301～306号、401～406号	平成7年度	3LDK	79.20㎡	18戸	耐火 4階建
	東神楽町南1条東2丁目	6番7 101～106号	平成10年度	2LDK	63.36㎡	6戸	耐火 3階建
	東神楽町南1条東2丁目	6番7 201～206号、301～306号	平成10年度	3LDK	79.20㎡	12戸	耐火 3階建
	東神楽町南1条東2丁目	6番15 103～104号	平成18年度	2LDK	63.27㎡	2戸	木造
	東神楽町南1条東2丁目	6番15 203～204号	平成18年度	3LDK	74.86㎡	2戸	木造
	東神楽町南1条東2丁目	6番16 101～102号	平成18年度	2LDK	63.27㎡	2戸	木造
	東神楽町南1条東2丁目	6番16 201～202号	平成18年度	3LDK	74.86㎡	2戸	木造
忠栄団地	東神楽町19号	南2番地	平成19年度	2LDK	67.29㎡	1戸	木造
	東神楽町19号	南2番地	平成19年度	2LDK	68.12㎡	2戸	木造
	東神楽町19号	南2番地	平成19年度	3LDK	79.17㎡	1戸	木造
	東神楽町19号	南2番地	平成21年度	2LDK	64.06㎡	3戸	木造
	東神楽町19号	南2番地	平成21年度	2LDK	77.52㎡	1戸	木造
志比内団地	東神楽町字志比内	73番地	昭和57年度	3LDK	63.71㎡	2戸	簡易耐火平屋建

## (2) 特定公共賃貸住宅

住宅の名称	所在地	建設年度	住宅の種類	床面積	戸数	構造
ソルテローナ	東神楽町南1条東2丁目(緑町)	平成6年度	1LDK	36.03㎡	18戸	耐火3階建
特公賃 94	東神楽町字志比内76番地(志比内)	平成6年度	3LDK	77.76㎡	2戸	木造平屋建
特公賃 97	東神楽町字志比内76番地(志比内)	平成9年度	3LDK	77.76㎡	2戸	木造平屋建
特公賃 05 1	東神楽町南1条東2丁目(緑町)	平成17年度	2LDK	68.65㎡	4戸	木造2階建
特公賃 05 2	東神楽町南1条東2丁目(緑町)	平成17年度	3LDK	80.52㎡	4戸	木造2階建

## 4-3 町の過去の災害

## 昭和18年以降の災害

年 月 日	種別	地域	災害の概要	河川名
1947(S22).8.15	大雨	全町	流出家屋 7、家屋損壊 10、床上浸水 16、床下浸水 262、田畑浸水 1299ha	忠別川、町内各河川
1953(S28).7.30	大雨	全町	家屋損壊 4、田畑浸水 229ha	稲荷川、八千代川
1959(S29).9.26	台風 (洞爺丸)	全町	負傷 4 名、家屋全壊 55、半壊 190、家屋損壊 467、森林被害 500ha、農作物被害等 2500 万円	—
1956(S31).7~8月	凶冷	全町	6~8月の異常低温、寡照。水稲稲実歩合全道平年比 55%	—
1962(S37).8.1	台風	全町	床上浸水 8、床下浸水 32、田畑冠水 712ha	町内各河川
1964(S39).8.14	大雨	全町	堤防決壊 7	八千代川
1965(S40).9.11	台風	全町	東神楽中学校屋根損壊	—
1966(S41).8.19	大雨	全町	行方不明 1、床上浸水 93、床下浸水 175、農地流出埋没 15ha、田畑冠水 736ha	町内各河川
1971(S46).7.	異常低温	全町	水稲収量平年比 52%、農作物被害総額 6 億 5 千万円	—
1981(S56).8.3	大雨	全町	田畑冠水 169ha	八千代川
1983(S58).10.7	雪害	全町	農業被害	—
1994(H6).8.12	大雨	全町	床下浸水 3、田畑冠水 5ha	忠別川、ポン川
2004(H16).9.7	台風	全町	軽傷 1、家屋損壊 21、非住家屋全壊 3、非住家屋半壊 1	—
2010(H22).3.21	風	全町	家屋損壊 3、非住家屋半壊 19、町立幼稚園屋根損壊	—
2010(H22).8.24	大雨	全町	田畑冠水 3ha、河川溢水 2、道路土砂等流出 6 東川町において道道旭川旭岳温泉線及び天人峡美瑛線決壊 2 名死亡	稲荷川、八千代川

4-4 災害危険箇所

(1) 水防区域

水 防 区 域

番 号		危 険 区 域							予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	実施機関	概 要
	1	東神楽町	志比内築堤	石狩川	1級 忠別川	合流点から 29.40~ 30.00	左岸570	堤防断面					開発局	
	2	東神楽町	志比内築堤	石狩川	1級 忠別川	合流点から 30.~ 30.	左岸	堤防高					開発局	
	3	東神楽町	志比内築堤	石狩川	1級 忠別川	合流点から 28.~ 30.	左岸	堤防断面					開発局	
	4	東神楽町	東聖6号樋門	石狩川	1級 忠別川	合流点から 10.61	左岸	工作物					開発局	
	5	東神楽町	東神楽7号樋門	石狩川	1級 忠別川	合流点から 11.97	左岸	工作物					開発局	
	6	東神楽町	東神楽14号樋門	石狩川	1級 忠別川	合流点から 15.10	左岸	工作物					開発局	

(2) 土砂災害危険区域

土砂災害危険区域

番 号		危 険 区 域 の 現 況				予 想 さ れ る 被 害				法 令 等 に お け る 指 定 状 況				整 備 計 画		
一連	図面	市町村名	地 区 名	場 所	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概 要
		東神楽町	東神楽5号南							北海道	土砂災害防 止法		I- 2182		道 旭川土木 現業所	
		東神楽町	東神楽4線北							北海道	土砂災害防 止法		II- 1553		道 旭川土木 現業所	
		東神楽町	東神楽6線北							北海道	土砂災害防 止法		II- 1554		道 旭川土木 現業所	
		東神楽町	東神楽9線南							北海道	土砂災害防 止法		III- 568		道 旭川土木 現業所	
		東神楽町	東神楽東2線7 号							北海道	土砂災害防 止法		III- 569		道 旭川土木 現業所	
		東神楽町	東神楽東2線 10号							北海道	土砂災害防 止法		III- 570		道 旭川土木 現業所	

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

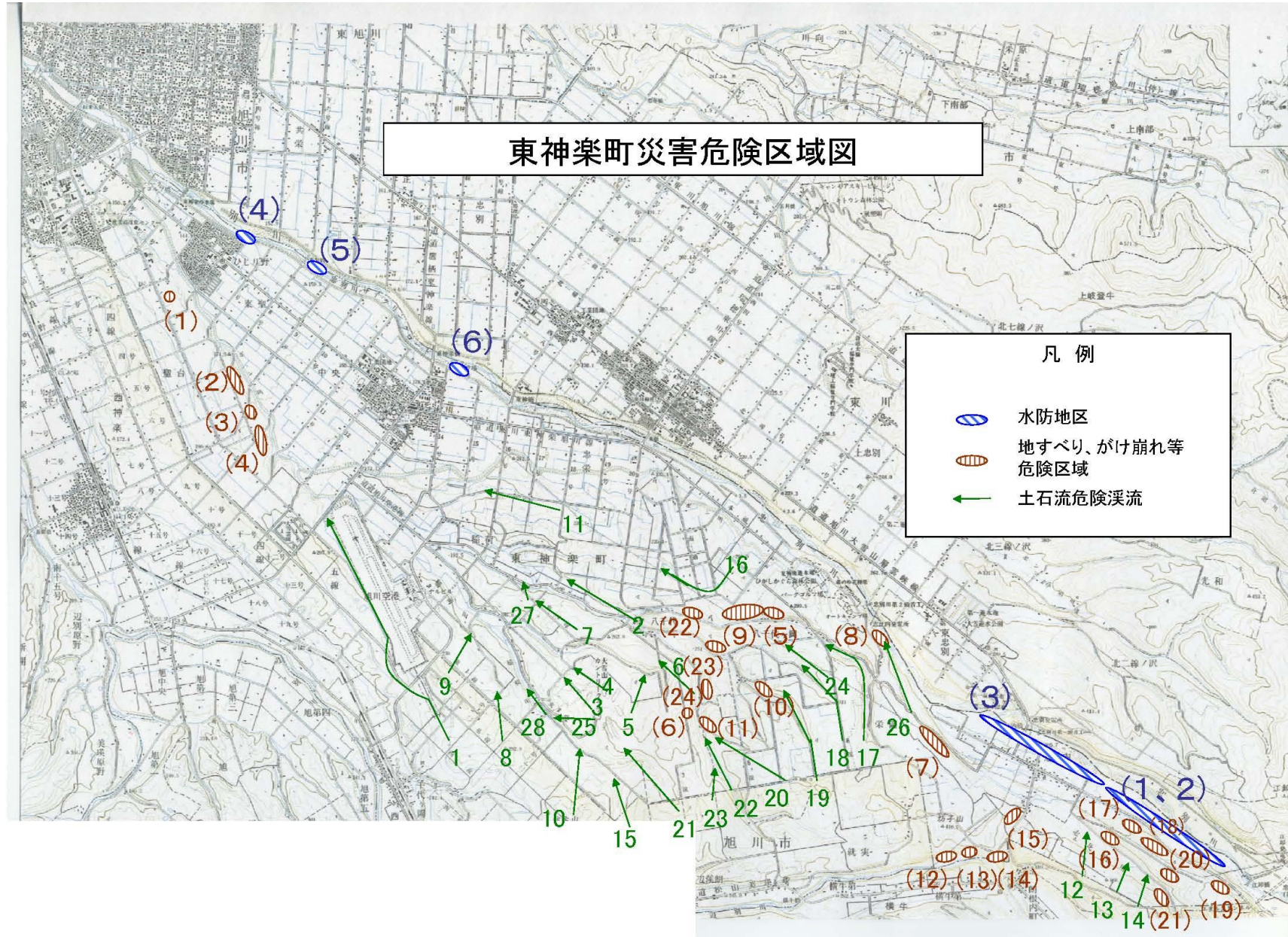
地すべり・がけ崩れ等危険区域

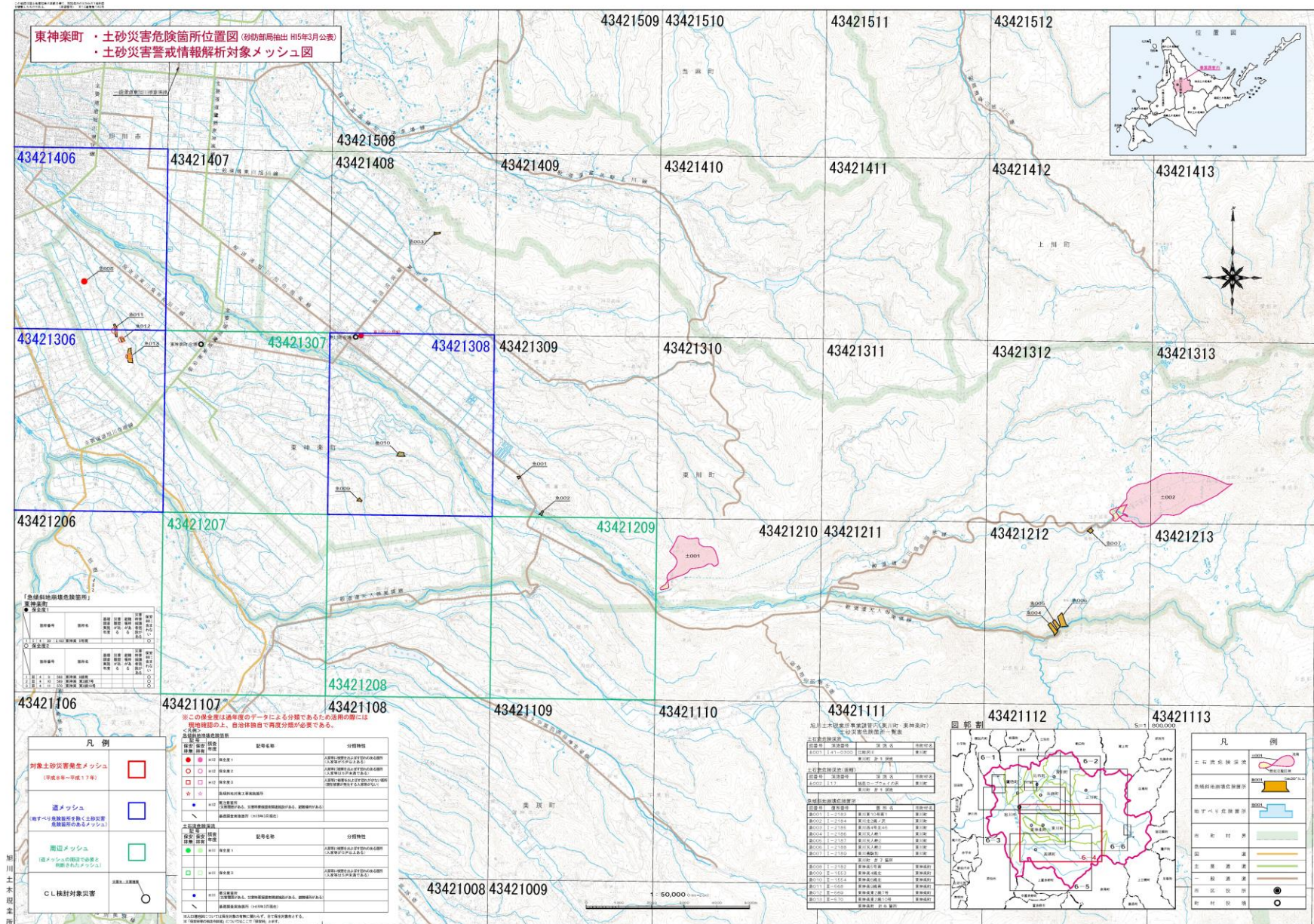
番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画				
	一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	一部	実施機関	概要
	1		東神楽町	栄岡	志比内	2	3		町道								道 水産 林務部	
	2		東神楽町	栄岡	志比内発電所団地	2	3	志比内発電所	町道								道 水産 林務部	
	3		東神楽町	八千代ヶ岡	畑中団地	2	5		町道								道 水産 林務部	
	4		東神楽町	八千代ヶ岡	青年の山団地	2	2		町道								道 水産 林務部	
	5		東神楽町	八千代ヶ岡	藤原団地	2	2		町道								道 水産 林務部	
	6		東神楽町	栄岡	坊主山団地1	2	5		道道松山美瑛線								道 水産 林務部	
	7		東神楽町	栄岡	坊主山団地2	2	5		道道松山美瑛線								道 水産 林務部	
	8		東神楽町	栄岡	坊主山団地3	2	5		道道松山美瑛線								道 水産 林務部	
	9		東神楽町	栄岡	間名寺の団地	1	7		道道松山美瑛線								道 水産 林務部	
	10		東神楽町	志比内	志比内1	2	2		町道								道 水産 林務部	
	11		東神楽町	志比内	志比内2	1	5		町道								道 水産 林務部	
	12		東神楽町	志比内	志比内3	1	5		町道								道 水産 林務部	
	13		東神楽町	志比内	志比内4	2			道道旭川大雪山層雲峡線								道 水産 林務部	
	14		東神楽町	志比内	志比内5	2			町道								道 水産 林務部	
	15		東神楽町	志比内	志比内6	2	2		町道								道 水産 林務部	
	16		東神楽町	八千代ヶ岡	6号橋団地	2	3		町道								道 水産 林務部	
	17		東神楽町	八千代ヶ岡	中の沢団地	3	2		町道								道 水産 林務部	
	18		東神楽町	八千代ヶ岡	藤原団地2	2	2		町道								道 水産 林務部	

(4) 土石流危険区域

土石流危険区域

番号		危険区域の現況										予想される被害				整備計画	
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号、 年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
								溪流長 (km)	面積(ha)								
1	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	柏木の沢		40	12		5		町道		道 水産 林務部			
2	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	石田の沢		21	6		5		町道		道 水産 林務部			
3	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	宮本の沢		17	5		5		町道		道 水産 林務部			
4	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	西の沢B		14	4		5		町道		道 水産 林務部			
5	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	宮本の沢A		12	4		3		町道		道 水産 林務部			
6	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	安達の沢		22	7		5		町道		道 水産 林務部			
7	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	東4線20号 の沢		2	1		3		町道		道 水産 林務部			
8	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	東2線20号 の沢		15	5		3		町道		道 水産 林務部			
9	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	東2線18号 の沢		49	15		5		町道		道 水産 林務部			
10	東神楽町	千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	西山の沢支流		5	2		5		町道		道 水産 林務部			
11	東神楽町	東神楽	忠別川	1級 忠別川	石田の沢		45	13		5		町道		道 水産 林務部			
12	東神楽町	志比内	忠別川	1級 忠別川	南の沢A		2	1		2		町道		道 水産 林務部			
13	東神楽町	志比内	忠別川	1級 忠別川	南の沢B		2	1		2		町道		道 水産 林務部			
14	東神楽町	志比内	忠別川	1級 忠別川	南の沢C		3	1		2		町道		道 水産 林務部			
15	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	西山の沢B		40	12		5		町道		道 水産 林務部			
16	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	石田の沢		15	5		5		町道		道 水産 林務部			
17	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	横山の沢		50	15		5		町道		道 水産 林務部			
18	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	今西の沢		50	15		5		町道		道 水産 林務部			
19	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	中ノ沢A		40	12		5		町道		道 水産 林務部			
20	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	鶴川の沢		34	10		3		町道		道 水産 林務部			
21	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	西山の沢A		41	12		5		町道		道 水産 林務部			
22	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	竹内の沢		53	16		5		町道		道 水産 林務部			
23	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	陽明山の沢		6	2		5		町道		道 水産 林務部			
24	東神楽町	八千代ヶ岡	忠別川	1級 忠別川	中ノ沢B		35	11		5		町道		道 水産 林務部			
25	東神楽町	八千代	忠別川	1級 忠別川	鈴木地先		10	1		1		道道忠栄 岡線		道 水産 林務部			
26	東神楽町	栄岡	忠別川	1級 忠別川	飯田の沢		22	6			志比内発電 所	道道忠栄 岡線		道 水産 林務部			
27	東神楽町	美園	忠別川	1級 忠別川	農協の沢		3	2			1	農道		道 水産 林務部			





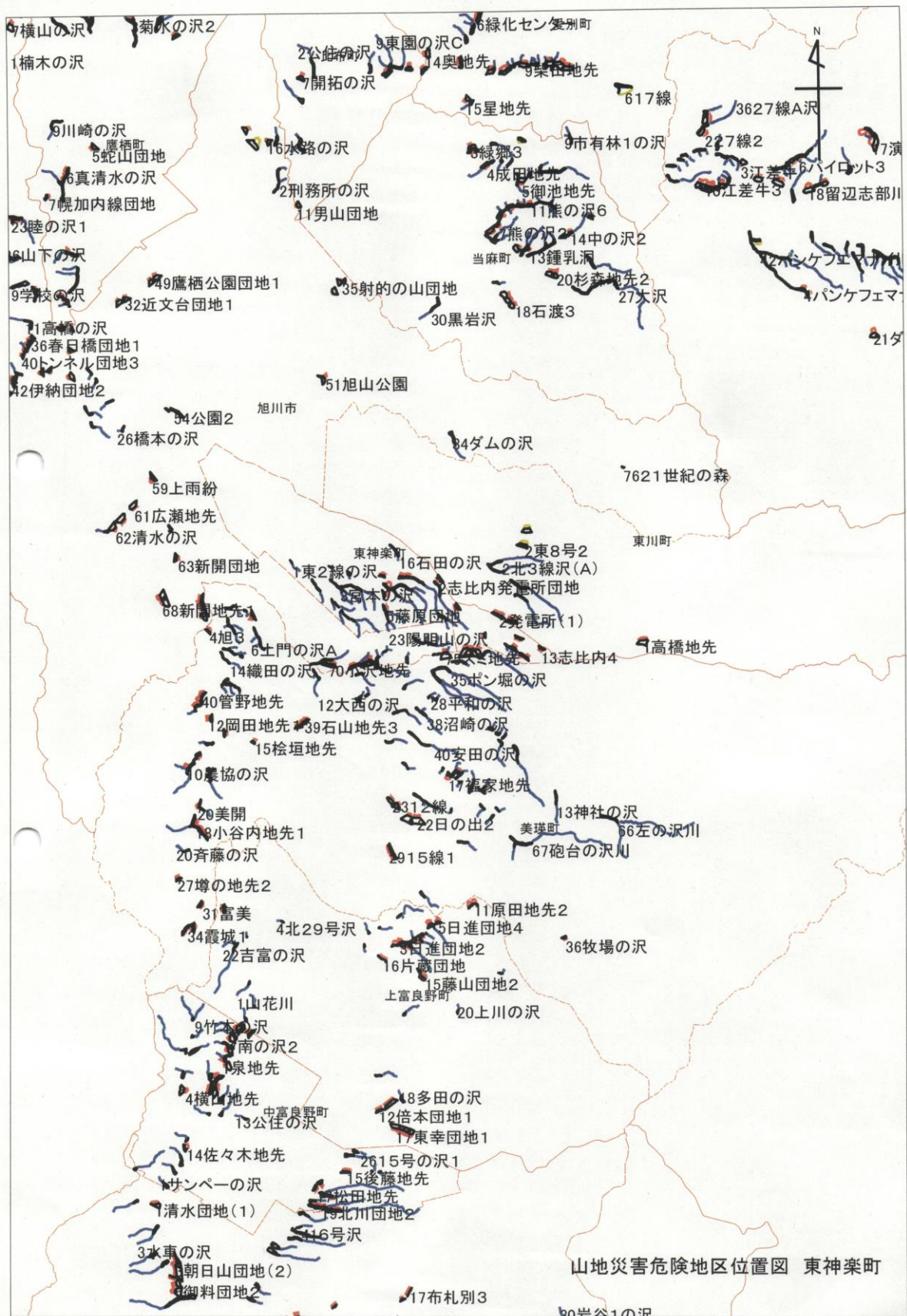
## 4-5 山地災害危険地区

## (1) 山腹崩壊危険地区

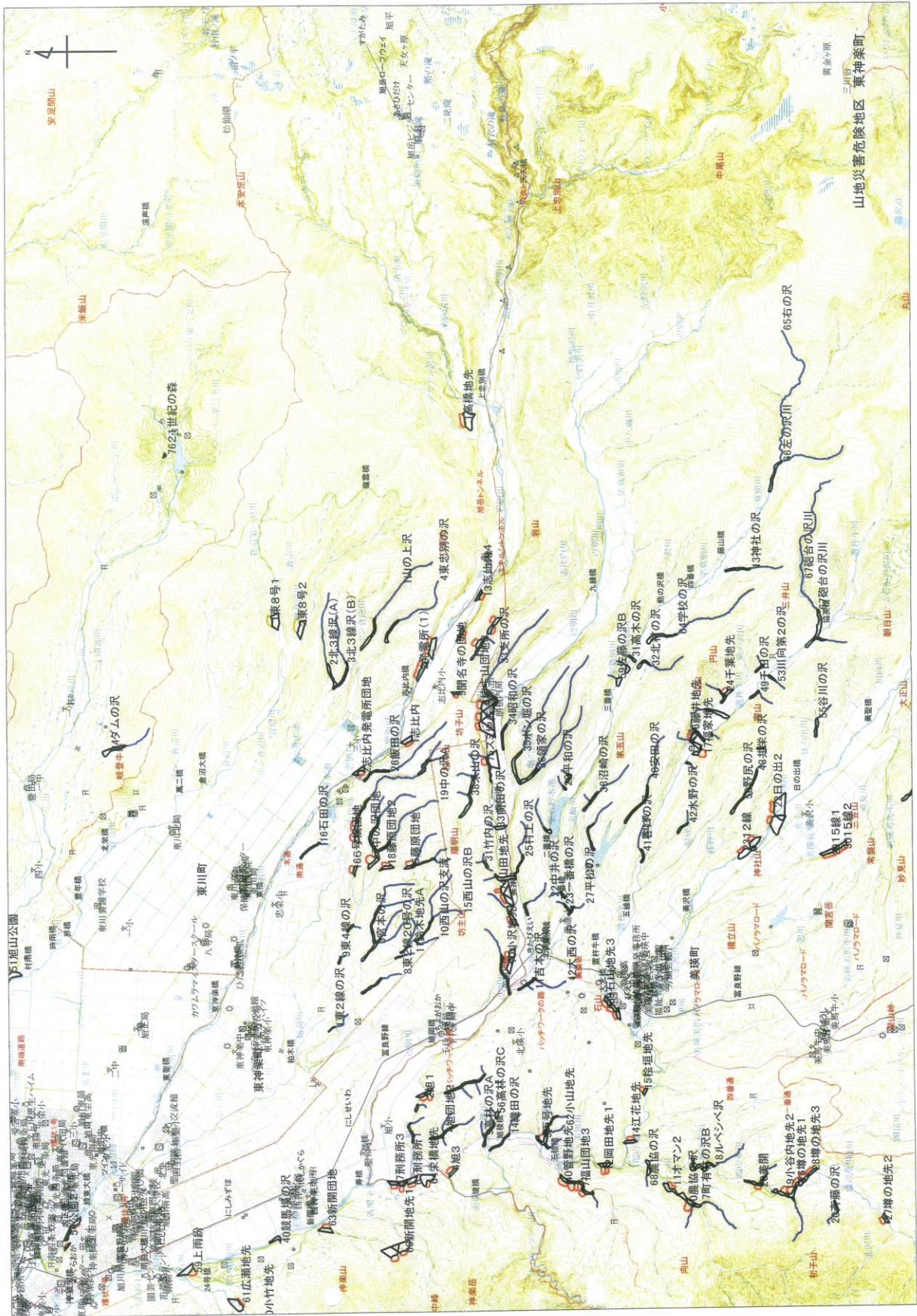
番号	市町村名	地区名	大字(字)等
1	東神楽町	志比内	栄岡
2	東神楽町	志比内発電所団地	栄岡
3	東神楽町	畑中団地	八千代ヶ岡
4	東神楽町	畑中団地B	八千代ヶ岡
5	東神楽町	藤原団地	栄岡
6	東神楽町	坊主山団地1	栄岡
7	東神楽町	坊主山団地2	栄岡
8	東神楽町	坊主山団地3	栄岡
9	東神楽町	聞名寺の団地	志比内
10	東神楽町	志比内1	志比内
11	東神楽町	志比内2	志比内
12	東神楽町	志比内3	志比内
13	東神楽町	志比内4	志比内
14	東神楽町	志比内5	志比内
15	東神楽町	志比内6	志比内
16	東神楽町	6号橋団地	八千代ヶ岡
17	東神楽町	中の沢団地	八千代ヶ岡
18	東神楽町	藤原団地2	八千代ヶ岡

## (2) 崩壊土砂流出

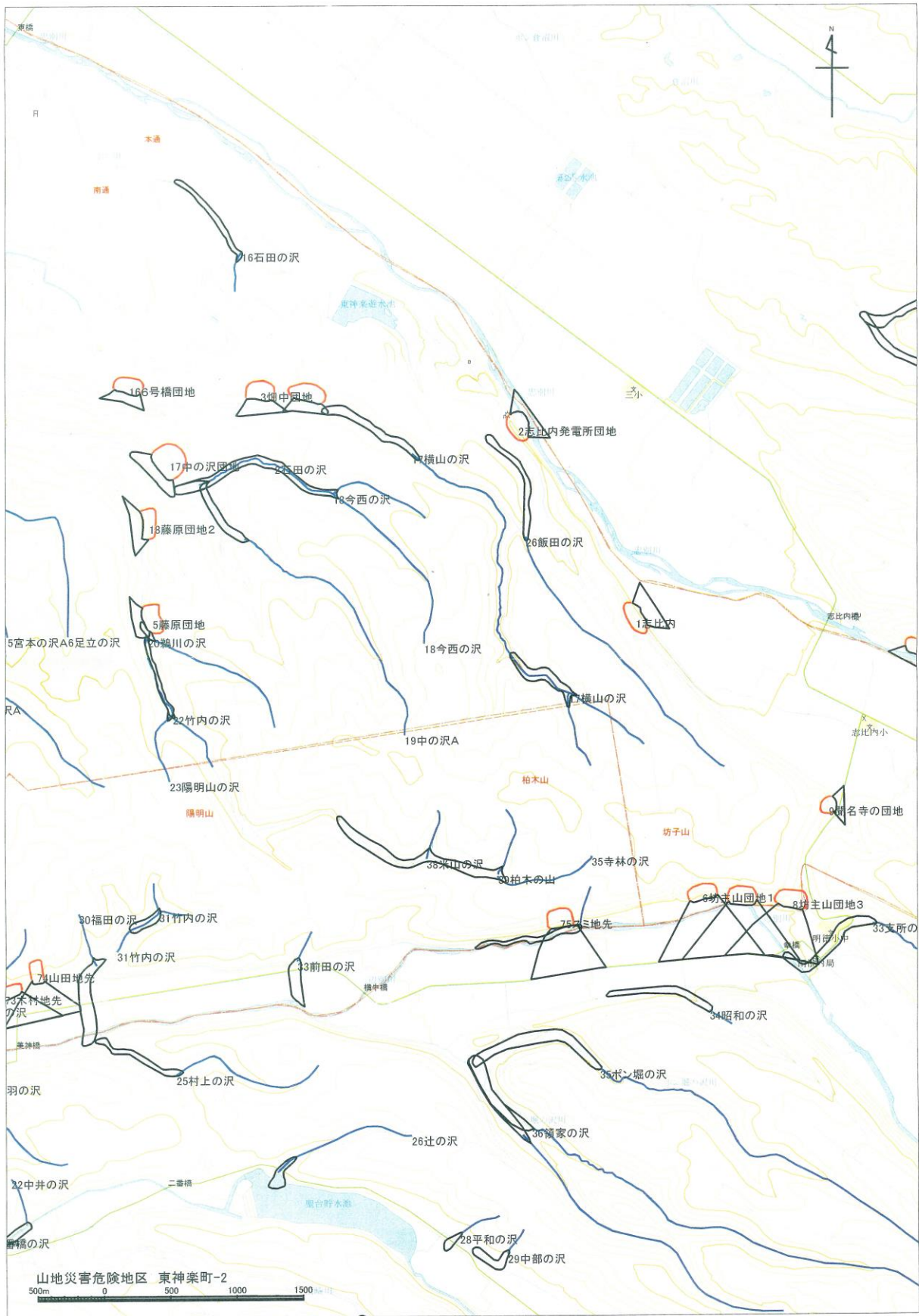
番号	市町村名	地区名	大字(字)等
1	東神楽町	東2線の沢	千代ヶ岡
2	東神楽町	石田の沢	千代ヶ岡
3	東神楽町	宮本の沢	千代ヶ岡
4	東神楽町	西の沢B	千代ヶ岡
5	東神楽町	宮本の沢A	千代ヶ岡
6	東神楽町	足立の沢	千代ヶ岡
7	東神楽町	東4線20号の沢	千代ヶ岡
8	東神楽町	東4線20号の沢	千代ヶ岡
9	東神楽町	東4線の沢	千代ヶ岡
10	東神楽町	西山の沢支流	千代ヶ岡
11	東神楽町	鈴木地先A	八千代ヶ岡
12	東神楽町	南の沢A	志比内
13	東神楽町	南の沢B	志比内
14	東神楽町	南の沢C	志比内
15	東神楽町	西山の沢B	八千代ヶ岡
16	東神楽町	石田の沢	八千代ヶ岡
17	東神楽町	横山の沢	八千代ヶ岡
18	東神楽町	今西の沢	八千代ヶ岡
19	東神楽町	中の沢A	八千代ヶ岡
20	東神楽町	鶉川の沢	八千代ヶ岡
21	東神楽町	西山の沢A	八千代ヶ岡
22	東神楽町	竹内の沢	八千代ヶ岡
23	東神楽町	陽明山の沢	八千代ヶ岡
24	東神楽町	中の沢B	八千代ヶ岡
25	東神楽町	鈴木地先	八千代ヶ岡
26	東神楽町	飯田の沢	栄岡

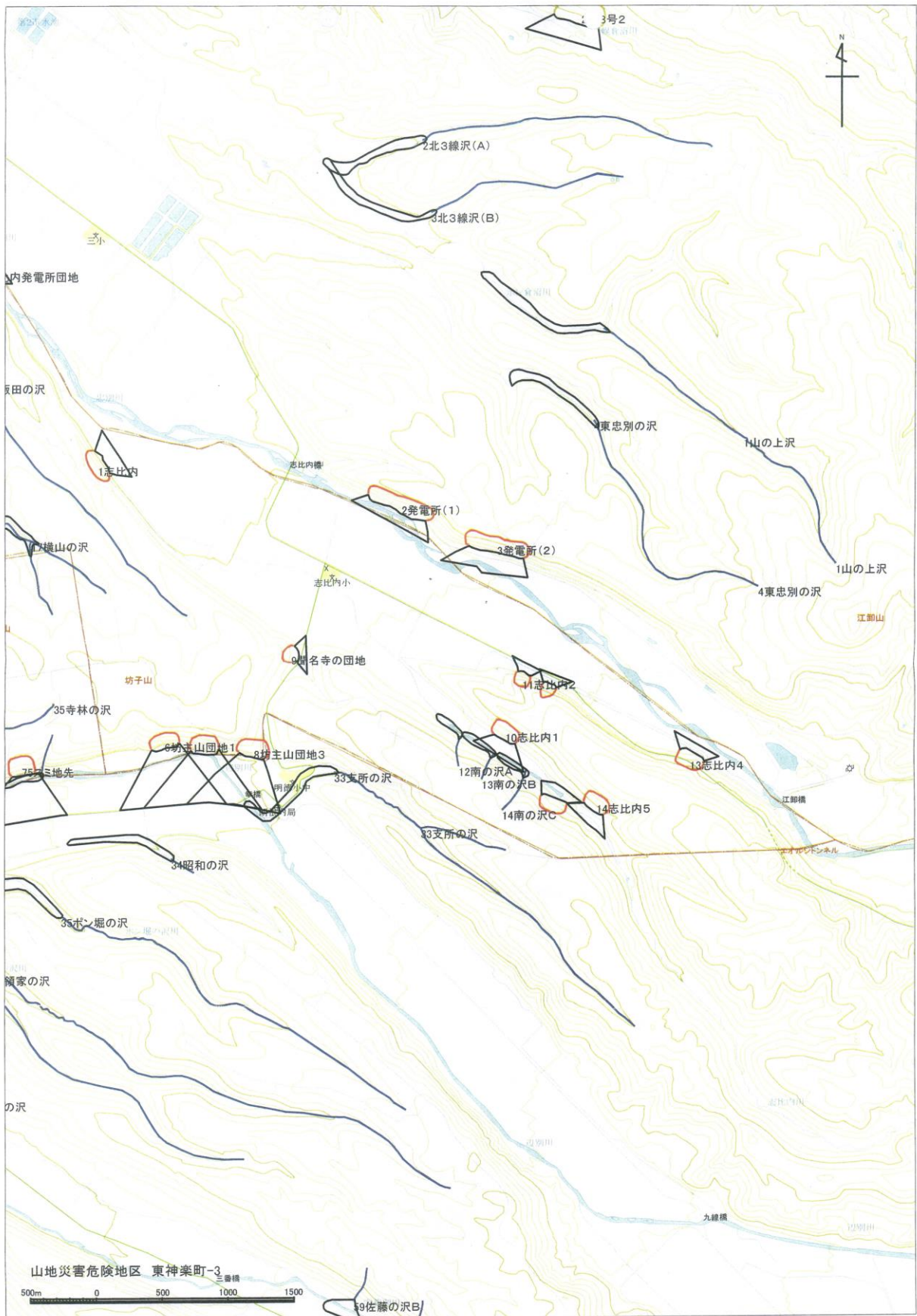


1 : 250000







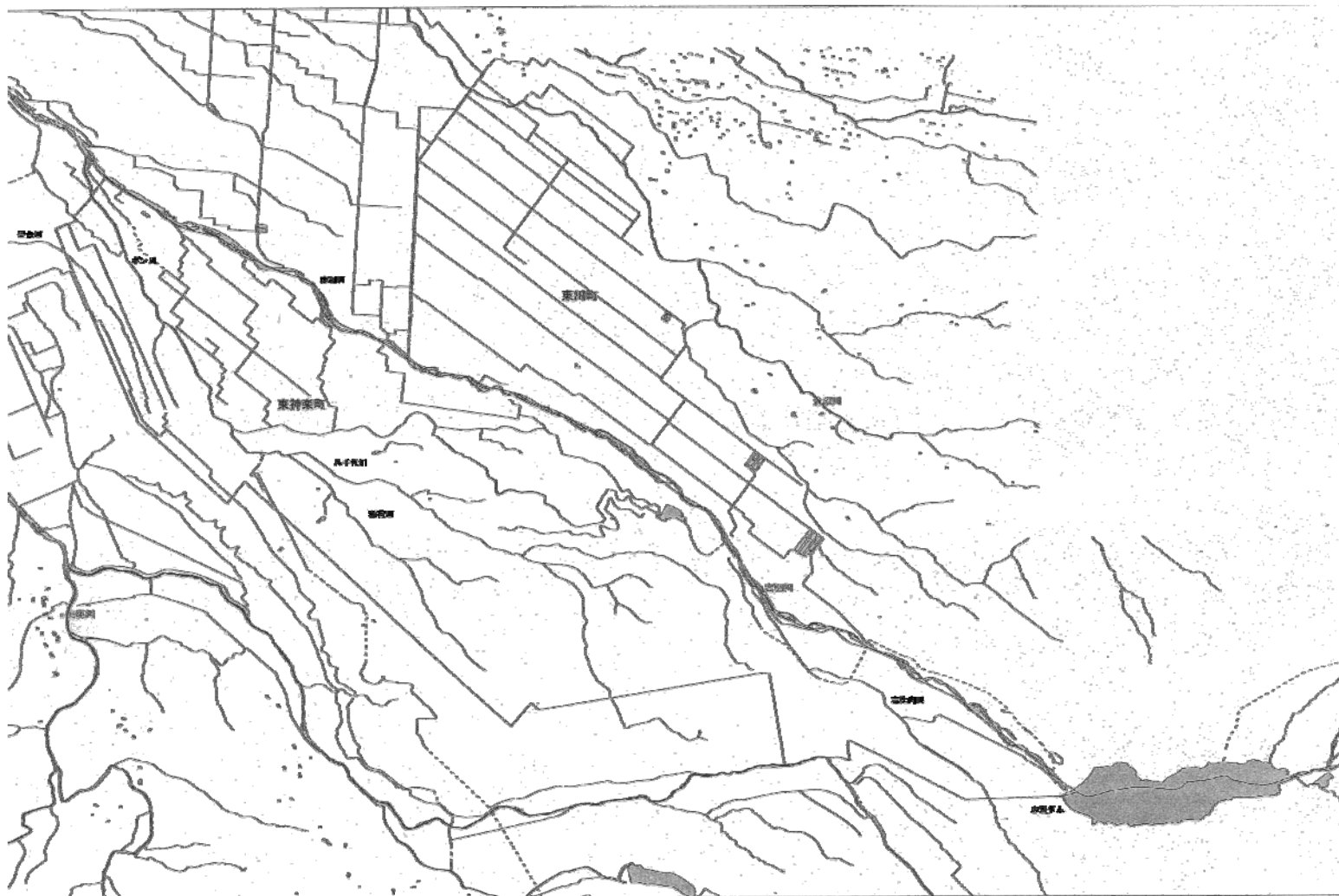


## 4-6 河川

## (1) 河川名等

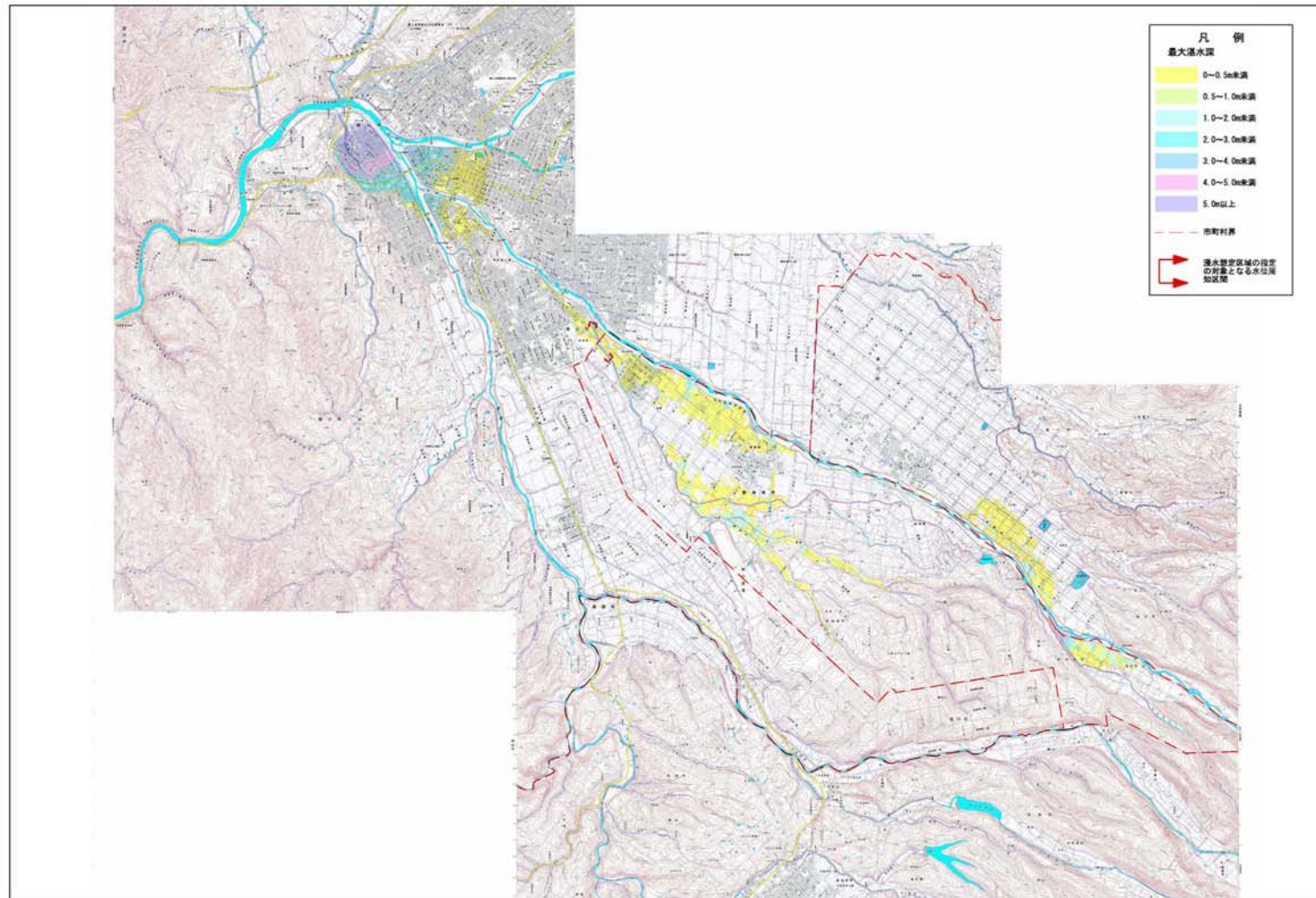
水系名	河川（湖沼）名						河川（湖沼）名 フリガナ	水系 番号	河川 番号	湖 沼 番 号	法 区 分	指 定 番 号	支 流 番 号	左 右 岸 別	流域面積 k m <sup>2</sup>			流 路 延 長 k m	図 面 番 号	国土交通省河川コード	
	本 川	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次 以 降									山 地	平 地	合 計				
石狩川	・忠別川						チュウベツガワ	1002			1										
石狩川	・ ・ ポン川						ポンガワ	1002	13530		1	1	2	L	39.1	18.5	57.6	15.1	41	8-81-103-178-123-7	
石狩川	・ ・ ・ 八千代川						ヤチヨガワ	1002	13540		1	1	3	L	41.4	3.1	44.5	13.4	41	8-81-103-178-124-5	
石狩川	・ ・ ・ ・ 稲荷川						イナリガワ	1002	13550		1	1	4	L	11.5	0.6	12.1	7.5	41	8-81-103-178-125-3	
石狩川	・ ・ 志比内川						シビナイガワ	1002	13600		1	1	2	L	7.8	1.9	9.7	10.7	41	8-81-103-178-126-1	
石狩川	聖台川（五号川）																	3.1			

(2) 河川位置図



4-7 ハザードマップ（浸水想定区域図）

石狩川水系忠別川・ポン川(旭川市・東神楽町) 浸水想定区域図



0 500 1,000 2,000 3,000  
S=1:50,000

## 4-8 防災関係基準・観測所等

## (1) 水位（東神楽町関係）※全て世界測地系対応

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
忠別川	大正橋 (大正橋下流 180m)	119.50	120.40	—	—	123.02
	暁橋 (東橋下流 40m)	209.50	210.20	210.90	211.20	212.94
	江卸 (志比内橋上流 900m)	307.30	308.20	—	—	310.11
ポン川	ポン川(紅葉橋) 東神楽町字東神楽 39-1	136.41	136.83	136.92	137.93	137.93

## (2) 雨量等観測所

観測所	所管	住所	内容
旭川（旭川地方气象台）	気象庁	旭川市宮前東 4155-31	全般(気象庁)
東神楽（旭川空港）	気象庁	上川郡東神楽町東 2 線	気温、降水量、風向、風速
東川	気象庁	上川郡東川町北町	気温、降水量、風向、風速
志比内	気象庁	上川郡東神楽町志比内	気温、降水量、風向、風速
忠別ダム	開建	上川郡東川町東 20 号地先	雨量
勇駒別	開建	上川郡東川町湧駒別	雨量
松山	開建	上川郡東川町天人峡	雨量

## (3) 地震等観測施設

観測所	所管	住所	内容
旭川（旭川地方气象台）	気象庁	旭川市宮前東 4155-31	震度
旭川（市民文化会館）	防災科学技術研究所	旭川市 7 条通 9 丁目	震度
東神楽町（役場）	北海道	上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目	震度

## (4) パトロール基準（雨量）※町決定基準

観測所	出動基準 (mm)			その他
	1h	3h	連続	
旭川、東神楽、東川、志比内の各観測所で右記の基準に達した場合	30	40	80	①気象予報で、注意報又は警報が発令され、連続 100mm 以上の降水量が予想される場合は、注意配備とする。 ②暁橋水位観測所において、水防団待機水位に達した場合は、警戒配備とする。 ③その他の場合、状況に応じて配備する。

(5) 警報・注意報基準 (旭川地方気象台)

警報・注意報基準一覧表

発表官署		旭川地方気象台					
担当区域		上川・留萌支庁					
一次細分区域		上川地方			留萌地方		
二次細分区域		上川北部	上川中部	上川南部	留萌北部	留萌中部	留萌南部
警報	暴風 (平均風速)	16m/s [旭川 22m/s]			陸上18m/s 海上25m/s [増毛 西南西～西20m/s][焼尻 西南西20m/s]		
	暴風雪 (平均風速)	16m/s [旭川 20m/s] 雪による視程障害を伴う			陸上16m/s 海上25m/s [増毛 西南西～西18m/s][焼尻 西南西18m/s] 雪による視程障害を伴う		
	波浪 (有義波高)	-			6m		
	高潮 (潮位;TP上)	-			留萌 1.5m	留萌 1.2m	
	大雨	市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	大雪 (現地の12時間降雪量の深さ)	50cm	40cm		50cm		
注意報	強風 (平均風速)	12m/s [旭川 16m/s]			陸上13m/s 海上15m/s [増毛 西南西～西15m/s][焼尻 西南西15m/s]		
	風雪 (平均風速)	10m/s [旭川 14m/s] 雪による視程障害を伴う			陸上11m/s 海上15m/s [増毛 西南西～西13m/s][焼尻 西南西13m/s] 雪による視程障害を伴う		
	波浪 (有義波高)	-			3m		
	高潮 (潮位;TP上)	-			留萌 1.2m	留萌 0.8m	
	大雨	市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	大雪 (現地の12時間降雪量の深さ)	30cm	25cm		30cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%					
	濃霧 (視程)	陸上200m			陸上200m 海上500m		
	霜 (最低気温)	3℃					
	なだれ	①24時間降雪量の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上					
	低温 (最低気温)	4月～6月、8月中旬～10月：(平均気温) 平年より6℃以上低い 7月～8月上旬：(気温) 14℃以下が12時間以上継続 11月～3月：(最低気温) 平年より12℃以上低い					
	着氷 (船体)	-			水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上		
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続					
融雪	60mm：24時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計						

- (1) 警報 (大雨、洪水を除く。) 及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、これら以外の注意報では省略していない。
- (2) 高潮警報 (注意報) の欄にある「TP上」とは、東京湾平均海面からの高さをいう。

(別表1) 大雨警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
上川北部	士別市	R1=50	116
	名寄市	R1=50	113
	和寒町	R1=50	117
	剣淵町	R1=50	115
	下川町	R1=50	115
	美深町	R1=50	114
	音威子府村	平地以外：R1=50	113
	中川町	R1=50	104
上川中部	旭川市	R1=50	100
	鷹栖町	R1=50	103
	東神楽町	R1=50	101
	当麻町	R1=50	100
	比布町	R1=50	-
	愛別町	平地以外：R1=50	100
	上川町	平地以外：R1=50	102
	東川町	R1=50	105
上川南部	美瑛町	R1=50	101
	富良野市	R1=50	102
	上富良野町	R1=50	93
	中富良野町	R1=50	97
	南富良野町	平地以外：R1=50	107
留萌北部	占冠村	平地以外：R1=50	114
	遠別町	R1=50	112
	天塩町	平地：R3=110 平地以外：R1=50	112
留萌中部	幌延町	R1=50	90
	苫前町	R1=50	99
	羽幌町	R1=50	144
	初山別村	平地以外：R1=50	148
留萌南部	留萌市	平地以外：R3=80	87
	増毛町	R1=50	118
	小平町	平地以外：R1=50	111

(1) 表中の R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示し、「R1=50」は「1 時間雨量 50mm 以上」を意味する。

(2) 土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表2) 洪水警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
上川北部	士別市	R1=50	剣淵川流域=34, 犬牛別川流域=27, 温根別川流域=6	—
	名寄市	R1=50	ペンケニウブ川流域=13, 風連別川流域=11	—
	和寒町	R1=50	剣淵川流域=12, 辺乙部川流域=10	—
	剣淵町	R1=50	剣淵川流域=34, 犬牛別川流域=27, パンケペオッペ川流域=11	—
	下川町	R1=50	サルン川流域=14, 下川パンケ川流域=8, シカリベツ川流域=6	—
	美深町	R1=50	ウルシベ川流域=9	—
	音威子府村	平坦地以外：R1=50	音威子府川流域=7	—
	中川町	R1=50	—	—
上川中部	旭川市	R1=50	米飯川流域=11, 倉沼川流域=12, 江丹別川流域=14	—
	鷹栖町	R1=50	オサラッペ川流域=15	—
	東神楽町	R1=50	ボン川流域=11, 八千代川流域=8	—
	当麻町	R1=50	当麻川流域=9	—
	比布町	R1=50	比布川流域=7	—
	愛別町	平坦地以外：R1=50	愛別川流域=15	—
	上川町	平坦地以外：R1=50	留部志部川流域=14, 安足間川流域=10	—
	東川町	R1=50	倉沼川流域=12	—
上川南部	美瑛町	R1=50	宇莫別川流域=11, 置杵牛川流域=9, 美馬牛川流域=7	—
	富良野市	R1=50	富良野川流域=17, ヌッカクシ富良野川流域 =11, 布部川流域=14	—
	上富良野町	R1=50	富良野川流域=16, ヌッカクシ富良野川流域 =11, ベベルイ川流域=8	—
	中富良野町	R1=50	富良野川流域=17, ヌッカクシ富良野川流域 =11, ベベルイ川流域=11, デボツナイ川流 域=5	—
	南富良野町	平坦地以外：R1=50	トナシベツ川流域=19	—
	占冠村	平坦地以外：R1=50	鶴川流域=36, 双珠別川流域=23	—
留萌北部	遠別町	R1=50	遠別川流域=17, ウツツ川流域=11	—
	天塩町	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=50	雄信内川流域=14	—
	幌延町	R1=50	サロベツ川流域=21, 問寒別川流域=17	—
留萌中部	苫前町	R1=50	古丹別川流域=21, 三毛別川流域=17, チエボツナイ川流域=9	—
	羽幌町	R1=50	羽幌川流域=20, 築別川流域=14	—
	初山別村	平坦地以外：R1=50	初山別川流域=12	—
留萌南部	留萌市	平坦地以外：R3=80	中幌糠川流域=7, タルマップ川流域=8	—
	増毛町	R1=50	暑寒別川流域=13, 信砂川流域=11, 新信砂川流域=9, 箸別川流域=18	—
	小平町	平坦地以外：R1=50	小平薬川流域=27, 温寧川流域=9	—

(1) 表中の R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示し、「R1=50」は「1 時間雨量 50mm 以上」を意味する。

(2) 流域雨量指数基準の「〇〇川流域=20」は「〇〇川流域の流域雨量指数 20 以上」を意味する。

(別表3) 大雨注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
上川北部	士別市	R1=30, R3=50	81
	名寄市	R1=30, R3=50	79
	和寒町	R1=30, R3=50	81
	剣淵町	R1=30, R3=50	80
	下川町	R1=30, R3=50	80
	美深町	R1=30, R3=50	79
	音威子府村	R1=30, R3=50	79
	中川町	R1=30, R3=50	72
上川中部	旭川市	R1=30, R3=50	75
	鷹栖町	R1=30, R3=50	77
	東神楽町	R1=30, R3=50	75
	当麻町	R1=30, R3=50	75
	比布町	R1=30, R3=50	105
	愛別町	R1=30, R3=50	75
	上川町	R1=30, R3=50	76
	東川町	R1=30, R3=50	78
上川南部	美瑛町	R1=30, R3=50	75
	富良野市	R1=30, R3=50	76
	上富良野町	R1=30, R3=50	69
	中富良野町	R1=30, R3=50	72
	南富良野町	R1=30, R3=50	80
留萌北部	占冠村	R1=30, R3=50	85
	遠別町	R1=30, R3=50	89
	天塩町	R1=30, R3=50	89
	幌延町	R1=30, R3=50	72
留萌中部	苫前町	R1=30, R3=50	64
	羽幌町	R1=30, R3=50	93
	初山別村	R1=30, R3=50	96
留萌南部	留萌市	R1=30, R3=50	69
	増毛町	R1=30, R3=50	94
	小平町	R1=30, R3=50	88

(1) 表中の R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示し、「R1=50」は「1 時間雨量 50mm 以上」を意味する。

(2) 土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表4) 洪水注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準
上川北部	土別市	—	剣淵川流域=24, 犬牛別川流域=19, 温根別川流域=4
	名寄市	—	ペンケニウブ川流域=8, 風連別川流域=7
	和寒町	—	剣淵川流域=8, 辺乙部川流域=6
	剣淵町	—	剣淵川流域=19, 犬牛別川流域=15, パンケペオッペ川流域=6
	下川町	—	サルン川流域=9, 下川パンケ川流域=5, シカリベツ川流域=4
	美深町	—	ウルシベ川流域=6
	音威子府村	—	音威子府川流域=5
上川中部	中川町	—	—
	旭川市	—	米飯川流域=6, 倉沼川流域=6, 江丹別川流域=7
	鷹栖町	—	オサラッペ川流域=9
	東神楽町	—	ポン川流域=5, 八千代川流域=4
	当麻町	—	当麻川流域=5
	比布町	—	比布川流域=5
	愛別町	—	愛別川流域=8
	上川町	—	留部志部川流域=7, 安足間川流域=5
	東川町	—	倉沼川流域=4
美瑛町	—	宇莫別川流域=6, 置杵牛川流域=5, 美馬牛川流域=4	
上川南部	富良野市	—	富良野川流域=8, ヌッカクシ富良野川流域=5, 布部川流域=6
	上富良野町	—	富良野川流域=11, ヌッカクシ富良野川流域=7, ベベルイ川流域=5
	中富良野町	—	富良野川流域=15, ヌッカクシ富良野川流域=9, ベベルイ川流域=9, デボツナイ川流域=4
	南富良野町	—	トナシベツ川流域=6
留萌北部	占冠村	—	鶴川流域=12, 双珠別川流域=7
	遠別町	—	遠別川流域=10, ウツツ川流域=6
	天塩町	—	雄信内川流域=6
留萌中部	幌延町	—	サロベツ川流域=14, 間寒別川流域=11
	苫前町	—	古丹別川流域=12, 三毛別川流域=9, チエボツナイ川流域=5
	羽幌町	—	羽幌川流域=12, 築別川流域=8
	初山別村	—	初山別川流域=7
留萌南部	留萌市	—	中幌糠川流域=4, タルマップ川流域=4
	増毛町	—	暑寒別川流域=6, 信砂川流域=5, 新信砂川流域=4, 箸別川流域=8
	小平町	—	小平薬川流域=16, 温寧川流域=5

(1) 表中の R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示し、「R1=50」は「1 時間雨量 50mm 以上」を意味する。

(2) 流域雨量指数基準の「○○川流域=20」は「○○川流域の流域雨量指数 20 以上」を意味する。

警報・注意報発表基準表の用語解説表

地域	海上	海岸線から20 海里(約37km)内の海域
	陸上	陸地
雨・洪水	R1、R3	R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示し「R1=50」であれば「1 時間雨量50mm 以上」を意味する。
	土壌雨量指数	降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
	流域雨量指数	降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。
	平坦地	概ね傾斜が30 パーミル以下で、都市化率が25 パーセント以上の地域。
	平坦地以外	上記以外の地域。
風	平均風速	前10 分間の瞬間風速を平均したもので、毎秒□□メートル、または□□m/s で表し、単に風速ともいう。最大風速□□メートルは、最も風の強い時間帯の平均風速を指す。
	突風	一時的に強く吹く風。地表付近の風はたえず短時間の強弱変化をくり返しているが、そのうち瞬間的に強く吹く風をいう。
海	TP	東京湾平均海面のことで、陸地の標高の基準面(海拔0m)。英語表現はMean Sea Level of Tokyo Bay であるが、慣習的にTP(Tokyo Peil)と呼ばれることが多い。
	波の高さ	気象台の発表する“波の高さ”は有義波高を指しており、これは目視観測による波高に近いといわれている。
	有義波高	ある地点で一定時間(例えば、20 分間)連続して観測される波のうち、高い方から順に1/3 の個数までの波について平均した波高。有義波高3 メートルは、最大5 メートル程度の波も含まれる。
その他	実効湿度	木材の乾燥の程度を表す指数。実効湿度60%以下では、空気の乾燥度(相対湿度=単に「湿度」)と風の強さなど、特定の気象条件下で燃え広がる。
	融雪に相当する水量	雪解け水を雨量と同じくミリで表したものの。

## 4-9 重要水防箇所

## (1) 重要水防箇所

図面 No	河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	管理者
1	忠別川	左岸	堤防高	B	東聖	9.8~10.0	0.20	10.00	145.36	146.86	149.74	開発局
	忠別川	左岸	堤防高	B	志比内	26.4~26.8	0.40	26.60	308.20	309.70	310.29	開発局
	忠別川	左岸	堤防高	B	志比内	29.8~30.0	0.20	30.00	349.73	351.23	349.80	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	A	東聖	9.8~10.0	0.20	10.00	145.36	146.86	149.74	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	B	中央	12.0~12.2	0.20	12.20	160.59	162.09	162.60	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	B	志比内	24.3~26.0	1.70	25.20	291.91	293.41	293.39	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	B	志比内	26.4~26.6	0.20	26.60	308.20	309.70	310.29	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	B	志比内	27.4~27.8	0.40	27.60	320.17	321.67	322.14	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	B	志比内	28.0~28.4	0.40	28.20	327.54	329.04	326.28	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	B	志比内	28.6~29.0	0.40	28.80	334.87	336.37	336.61	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	B	志比内	29.2~29.8	0.60	29.60	344.86	346.36	345.62	開発局
	忠別川	左岸	堤防断面	A	志比内	29.8~30.0	0.20	30.00	349.73	351.23	349.80	開発局
	忠別川	左岸	漏水	B	東聖	9.6~10.2	0.60	10.00	145.36	146.86	149.74	開発局
	忠別川	左岸	漏水	B	東聖	10.6~10.8	0.20	10.80	149.92	151.42	152.00	開発局
	忠別川	左岸	漏水	B	中央	10.8~11.0	0.20	11.00	151.49	152.99	153.42	開発局
	忠別川	左岸	漏水	B	志比内	27.4~27.6	0.20	27.60	320.17	321.67	322.14	開発局
	忠別川	左岸	法崩れ・スベリ	B	東聖	9.6~10.8	1.20	10.20	146.53	148.03	149.22	開発局
	忠別川	左岸	法崩れ・スベリ	B	中央	10.8~11.2	0.40	11.00	151.49	152.99	153.42	開発局
	忠別川	左岸	法崩れ・スベリ	B	志比内	24.3~27.6	3.10	26.00	301.83	303.33	303.82	開発局
	忠別川	左岸	水衝・洗掘	A	中央	11.6~12.2	0.60	12.00	159.06	160.56	161.00	開発局
忠別川	左岸	水衝・洗掘	A	中央	13.0~13.2	0.20	13.20	168.24	169.74	170.74	開発局	
忠別川	左岸	水衝・洗掘	B	忠栄	15.4~15.8	0.40	15.60	188.36	189.86	190.50	開発局	
忠別川	左岸	水衝・洗掘	B	忠栄	15.8~16.0	0.20	16.00	192.07	193.57	194.24	開発局	
忠別川	左岸	水衝・洗掘	A	忠栄	16.8~17.0	0.20	17.00	202.22	203.72	204.26	開発局	
忠別川	左岸	水衝・洗掘	A	上忠別	19.4~19.8	0.40	19.60	228.72	230.22	230.86	開発局	
忠別川	左岸	水衝・洗掘	A	上忠別	19.8~20.2	0.40	20.00	233.15	234.65	235.28	開発局	

		忠別川	左岸	水衝・洗掘	B	上忠別	20.2~20.4	0.20	20.40	237.46	238.96	239.61	開発局
		忠別川	左岸	水衝・洗掘	A	志比内	28.6~28.8	0.20	28.80	334.87	336.37	336.61	開発局
		忠別川	左岸	水衝・洗掘	B	志比内	29.0~29.2	0.20	29.20	340.20	341.70	341.91	開発局
		忠別川	左岸	水衝・洗掘	A	志比内	29.4~29.8	0.40	29.60	344.86	346.36	345.62	開発局
		忠別川	—	工作物	B	八千代橋	22.92		22.92	265.63	267.13	—	開発局
		忠別川	左岸	旧川跡	要注意	東聖	9.6~10.2	0.60	10.00	145.36	146.86	149.74	開発局
		忠別川	左岸	旧川跡	要注意	東聖	10.6~10.8	0.20	10.80	149.92	151.42	152.00	開発局
		忠別川	左岸	旧川跡	要注意	中央	10.8~11.0	0.20	11.00	151.49	152.99	153.42	開発局
		忠別川	左岸	旧川跡	要注意	中央	11.8~12.2	0.40	12.00	159.06	160.56	161.00	開発局
		忠別川	左岸	旧川跡	要注意	志比内	27.4~27.8	0.40	27.60	320.17	321.67	322.14	開発局
		忠別川	左岸	旧川跡	要注意	志比内	28.2~28.8	0.60	28.60	322.44	333.94	334.45	開発局
		忠別川	左岸	重点区間		東聖	9.8~10.0	0.20	10.00	145.36	146.86	149.74	開発局
		忠別川	左岸	重点区間		忠栄	15.0~15.4	0.40	15.20	184.85	186.35	187.06	開発局
		忠別川	左岸	重点区間		志比内	26.2~26.6	0.40	26.40	306.07	307.57	308.20	開発局
2	18	ボン川	右岸	工作物	B	樋門	0.00~0.45	0.45					北海道
	19	ボン川	左岸	工作物	B	樋門	0.00~0.47	0.47					北海道
	20	志比内川	右岸	工作物	B		2.30~2.65	0.35				無堤	北海道
	21	志比内川	左岸	工作物	B		2.30~2.65	0.35				無堤	北海道

(2) 洪水予報指定河川

①国土交通大臣指定河川

349.80水系	指定河川	基準地点	洪水予報区		実施機関	支庁名	知事が洪水予報を通知する関係水防管理者	浸水想定区域の指定
			左岸	右岸				
石狩川	忠別川	暁橋	自 上川郡東神楽町 字志比内 182 番 1 地先 至 石狩川への合流点	自 上川郡東川町 1067 番 2 地先 至 石狩川への合流点	旭川開発建設部 旭川地方气象台	上川	旭川市長、東神楽町長、東川町長	H14.7.5 北海道開発局 告示第 107 号

## (3) 水防警報指定河川

## ①国土交通大臣指定河川

水系	指定河川	基準水位、流域観測所			水防警報区		実施機関	支庁名	知事が洪水予報を通知する関係水防管理者
		名称	河川位置	所在地	左岸	右岸			
石狩川	忠別川	暁橋	幹川合流点より 15.20km	旭川市東旭川町忠別地先	自 ノカナン沢の合流点 至 幹川合流点		旭川開発建設部	上川	旭川市長、東神楽町長、東川町長

## ②北海道知事指定河川

水系	指定河川	水位周知観測所	区間		実施機関	水位			
			地点	延長		H. W. L.	はん濫危険水位相当換算水位	避難判断水位	はん濫注意水位
石狩川	ポン川	ポン川	自 上川郡東神楽町字東神楽 41 番 36 地先の 4 号橋下流端 至 忠別川への合流点	1.1~0.0	北海道	137.93	137.93	136.92	136.83

## (4) 水門位置

No	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	操作員	電話	警戒体制水位	操作水位
1	忠別川	左岸	東聖第1樋管	8.58	旭川開発建設部			135.44	135.84
2	忠別川	左岸	東聖樋門	9.27	旭川開発建設部			138.75	140.36
3	忠別川	左岸	東神楽7号樋門	11.97	旭川開発建設部			157.17	147.57
4	忠別川	左岸	14号排水樋門	15.10	旭川開発建設部			182.51	183.01
5	忠別川	左岸	志比内第1排水樋門	25.20	旭川開発建設部			290.02	290.42
6	忠別川	左岸	志比内第2排水樋門	26.54	旭川開発建設部			305.25	305.65
7	忠別川	左岸	上志比内樋門	28.30	旭川開発建設部			327.06	328.36
8	忠別川	左岸	10号樋門	13.20	東神楽町				

## 4-10 水防倉庫・資機材等

## (1) 水防倉庫

名 称	位 置	管理者
東神楽町役場車両センター、車庫	東神楽町南1条西1丁目	東神楽町

## (2) 水防資機材の備蓄状況

別紙備蓄状況参照

(3) 水防用土砂採取場所  
(第2・3種側帯)

住所	種別	備蓄土量 (m <sup>3</sup> )	連絡先	電話
忠別川左岸 東聖築堤	第2種	430	旭川開発建設部旭川河川事務所	0166-48-2131
忠別川左岸 東聖築堤	第3種	2,300		
忠別川左岸 東聖築堤	第3種	3,299		
忠別川左岸 中央築堤	第2種	220		
忠別川左岸 中央築堤	第2種	370		
忠別川左岸 中央築堤	第2種	760		
忠別川左岸 忠栄築堤	第2種	370		
忠別川左岸 忠栄築堤	第3種	13,510		
忠別川左岸 忠栄築堤	第2種	330		
忠別川左岸 忠栄築堤	第2種	280		
忠別川左岸 上忠別築堤	第2種	495		
忠別川左岸 上忠別築堤	第2種	468		
忠別川左岸 上忠別築堤	第2種	290		
忠別川左岸 志比内築堤	車両交 換場所	1,850		
忠別川左岸 志比内築堤	第2種	480		
忠別川左岸 志比内築堤	第2種	380		
忠別川左岸 志比内築堤	第2種	356		

## 4-1-1 消防施設及び消防体制

## (1) 消防庁舎・分団施設等（関係分）

平成 22 年 4 月 1 日現在

施設名	所在地	電話番号
大雪消防組合消防本部	上川郡美瑛町本町 4 丁目 5 番 20 号	0166-92-2029
大雪消防組合東消防署	東神楽町 15 号南 3 番地	0166-83-0119 Fax 83-4030
東神楽消防団第 1 分団	東神楽町ひじり野北 1 条 1 丁目 1 番 2 号	—
東神楽消防団第 2 分団	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 1 号	—
東神楽消防団第 3 分団	東神楽町 19 号北区画外 1 番地	—
〃	東神楽町字志比内 75 番地	—
東神楽消防団第 4 分団	東神楽町南 13 号右 2 番地	—

## (2) 保有車両

区分 署・団名	タンク車	大型水槽車	普通ポンプ車	救急自動車	指揮車	人員輸送車	広報車	その他車両	計
東消防署	2	2	0	2	1	1	1	1	10
東神楽消防団	1	0	4	0	0	0	0	0	5

## (3) 消防水利

種別 地域別	基準該当水利						基準該当外水利
	水道消火栓			防火水槽			水道消火栓
	公設	私設	合計	公設	私設	合計	
市街地（準市街地）	7	0	7	28	0	28	2
分団所在・その他	39	0	39	26	5	31	0

## 4-12 東神楽町防火管理対象施設

番号	項	対象別名	収容人員	所管	防火管理者	備考
1	15	東神楽町役場	229 人	総務企画課	課長	
2	15	改善センター	178 人	総務企画課	課長	令2条 役場
3	1-ロ	総合福祉会館	1100 人	社会教育課	課長	
4	15	トレーニングセンター	153 人	社会教育課	課長	令2条 福祉会館
5	15	総合体育館	691 人	社会教育課	課長	
6	16-イ	これっと（地域世代交流センター）	1007 人	こども未来課	課長	令2条 体育館
7	16-イ	ふれあい交流館	444 人	社会教育課	課長	
8	8	メモリアルホール	468 人	社会教育課	課長	
9	6-ハ	つつじ館	202 人	住民福祉課	課長	
10	15	大雪葬斎場	66 人	住民福祉課	課長	
11	16-イ	八千代農業研修施設	322 人	社会教育課	課長	
12	6-イ	東神楽国保診療所	37 人	国保診療所	事務長	
13	6-ハ	中央保育園	195 人	こども未来課	保育園長	
14	6-ハ	東聖保育園	146 人	こども未来課	保育園長	
15	7	東神楽幼稚園	66 人	管理課	幼稚園長	
16	7	東神楽中学校	388 人	管理課	学校長	
17	7	東神楽小学校	252 人	管理課	学校長	
18	7	東聖小学校	896 人	管理課	学校長	
19	7	忠栄小学校	63 人	管理課	学校長	
20	7	志比内小学校	54 人	管理課	学校長	
21	1-ロ	聖台公民館	553 人	社会教育課		未選任
22	1-ロ	忠栄公民館	630 人	社会教育課		未選任
23	1-ロ	稲荷公民館	501 人	社会教育課		未選任
24	16-イ	農畜産物加工処理施設	30 人	産業振興課		未選任
25	1-ロ	志比内公民館	372 人	社会教育課		未選任
26	1-ロ	文化センター	194 人	総務企画課		未選任

※防火管理者については、それぞれ該当施設ごとの長とするが、当該長が有資格者でない場合は、別に定める。

## 4-1-3 災害対策にかかる施設配置計画

## (1) 物資集積拠点及びヘリポート

No	名称	所在地	空閑地規模	施設全体面積	指定等
1	義経公園	南1条東1丁目	70m×50m	2.3ha	
2	ひじり野公園	ひじり野北1条2丁目	40m×40m	2.1ha	
3	聖台地区公民館グラウンド	東1線8号58番地	50m×30m	0.4ha	
4	稲荷地区公民館グラウンド	東4線17号108番地	50m×60m	0.9ha	
5	八千代地区公民館グラウンド	字八千代ヶ岡2線北8号418番地	30m×40m	0.8ha	
6	忠栄小学校グラウンド	19号南5番地	90m×50m	1.5ha	
7	志比内小学校グラウンド	字志比内75番地	90m×50m	1.3ha	
8	東神楽小学校グラウンド	南3条東1丁目	170m×90m	2.8ha	道指定
9	旭川空港	東2線	2000m×45m	—	道指定

## (2) 応急仮設住宅建設候補地

地区名	候補地
市街地区	役場職員駐車場、総合福祉会館駐車場

## (3) その他の施設候補地

施設名	候補地
救援物資集積場	車庫、バスセンター、車両センター、改善センター
遺体安置所	トレーニングセンター、福祉会館、総合体育館
福祉避難所	アゼリアハイツ、交流プラザつつじ館、国保診療所
廃棄物堆積所	16号堆積場
その他物資集積拠点	義経公園、ひじり野公園

## 4-14 備蓄物品・資機材一覧

(平成22年12月1日現在)

## (1) 備蓄物品

品名	数量	保管場所	備考
小型発電機	ホンダ小型発電機 EX4000 1台 EBR3000 1台	役場物置	
応急セット（応急手当20人用）	4セット	役場、福祉会館、体育館、 ふれあい交流館	
避難施設配備用毛布	20枚	役場備品庫	
ハイゼックス包装食（魔法の米炊き袋）	2000食×2セット	役場備品庫	
防災用クラッカー	200食	役場備品庫	保存期間5年
災害時トイレ対策キット	5セット	役場備品庫	1セットあたり小便のみ100回、大便のみ50回程度
折りたたみ飲料水ポリ容器	300袋	役場建設課	

## (2) 防災資機材

(平成 22 年 12 月 1 日現在)

種別	品名	数量	保管場所	備考
土木用資材	土のう袋 (大型)	200 枚	車両センター	
土木用資材	土のう袋	200 枚	役場車庫	
土木用資材	アンカーピン (0.8m)	2 本	役場車庫	
土木用資材	オイルフェンス(5m/本)	2 本	役場車庫	
土木用資材	オイルマット(50m 巻)	1 巻	役場車庫	
土木用資材	防水シート	5 枚	役場車庫	
電気資機材	コードリール	6 台	役場総務企画課、車両センター	
電気資機材	発電機	2 台	役場物置	上記
電気資機材	携帯用拡声機	3 台	役場総務企画課	
照明資機材	携帯電灯	25 個	役場総務企画課	
照明資機材	LED ライト	10 個	役場総務企画課	
照明資機材	投光器	2 台	車両センター	
警備資機材	セーフティコーン	8 個	車両センター	
警備資機材	セーフティコーン用バー	11 本	車両センター	
警備資機材	バリケード	16 基	車両センター	
警備資機材	安全ロープ (50m/巻)	2 巻	車両センター	
標識類	徐行標識	2 枚	車両センター	
標識類	通行止標識	3 枚	車両センター	
標識類	矢印表示板	2 枚	車両センター	
標識類	回転灯	1 台	車両センター	
工具	スコップ (角、剣先他)	11 丁	車両センター	
工具	ツルハシ	4 丁	車両センター	
工具	ナタ	1 丁	車両センター	
工具	ノコ	3 丁	車両センター	
工具	ハンマー	10 丁	車両センター	
工具	ボール	1 丁	車両センター	
工具	カケヤ	1 丁	車両センター	
工具	はしご	2 台	役場総務企画課	
テント	テント	5 張	役場備品庫	

## ※その他資機材備蓄先

箇所名	住所	備蓄資機材等
役場備品庫	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 1 号 (バス車庫 2 階)	備蓄物品等
役場書庫	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号 (役場 1 階)	懐中電灯等
旧バス車庫	東神楽町北 1 条西 1 丁目	備蓄資機材
車両センター	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号	備蓄資機材
文化センター	東神楽町南 1 条東 1 丁目 義経公園内	上記以外の標識類等、公園等管理用資機材

## 4-15 災害時要援護者関係施設

区分	施設名称	所在地	定員	電話番号	FAX 番号	特記事項
保育所	東聖保育園	東神楽町ひじり野南 1 条 2 丁目 1-2	90	0166-83-3767	同左	浸水
	中央保育園	東神楽町南 2 条東 2 丁目 1-1	90	0166-83-3769	同左	
	ひじり野保育所	東神楽町ひじり野北 2 条 4 丁目 4-8	—	0166-83-4313	—	浸水
幼稚園	東神楽幼稚園	東神楽町南 2 条東 1 丁目 5-1	105	0166-83-2343	同左	
	東聖こばと幼稚園	東神楽町ひじり野南 1 条 2 丁目 1-3	90	0166-83-4777	同左	浸水
児童福祉施設	東神楽町子供発達支援センター	東神楽町 19 号北區画外 1 番地	—	0166-83-2996	同左	
病院（有床）	聖台病院	東神楽町東 1 線 2 号	100	0166-83-3522	0166-83-3523	
診療所（無床）	東神楽町立国保診療所	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3-3	—	0166-83-2423	0166-83-3373	
	ひじり野小池クリニック	東神楽町ひじり野北 1 条 3 丁目 1-1	—	0166-83-5580	0166-83-5570	浸水
	館花医院	東神楽町ひじり野北 1 条 5 丁目 1-1	—	0166-83-5123	0166-83-5890	浸水
老人保健施設	回生苑	東神楽町東 1 線 2 号	100	0166-83-5110	0166-83-5118	
特別養護老人ホーム	東神楽町特別養護老人ホームアゼリアハイツ	東神楽町南 2 条東 1 丁目 4-1	70	0166-83-2097	0166-83-5522	
有料老人ホーム	さわやか東神楽館	東神楽町北 2 条東 2 丁目	100	0166-83-6666	0166-83-6677	
デイサービスセンター	東神楽町デイサービスセンター	東神楽町南 2 条東 1 丁目 4-1	—	0166-83-3630	0166-83-5522	
グループホーム	グループホームひばり	東神楽町北 1 条東 2 丁目	18	0166-83-4965	0166-83-4969	
福祉サービス事業所	ケンセイシャサポート	東神楽町北 1 条西 2 丁目 9-3 共生型集合住宅フラワーハウス内	18	0166-83-3330	0166-83-3011	
障がい者福祉サービス事業所	NPO 法人まこと・ケンセイシャレバレッジ	東神楽町北 2 条西 3 丁目共生型地域交流館のんの内	—	0166-83-4644	—	
障がい者福祉サービス事業所	ゆい・ゆい本舗	東神楽町ひじり野北 1 条 3 丁目 1-3	18	0166-76-4237	0166-76-4238	浸水
障がい者支援施設	おんぷ	東神楽町ひじり野南 1 条 3 丁目 1-6	7	050-7566-9236	0166-73-6393	浸水

※災害時要援護者関係施設の範囲

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（六）項に掲げる防火対象物の用途に供されている部分を有するもの。

消防法施行令 別表第 1（六）

イ 病院、診療所又は助産所

ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

ハ 幼稚園又は特別支援学校

4-16 避難所・避難場所一覧

(1) 避難所

No	避難所施設				建築年	耐震関係		非常電源				暖房設備											
	施設名	所在地	構造	収容可能人数		耐震		設備		種類		作動設備		設備		電源							
						済	未	有	無	設	搬	他	照	暖	他	有	無	要	不	電	ガ	油	他
1	東聖小学校	東神楽町ひじり野南1条2丁目1番1号	RC	1,700	S42	1			1					1		1							1
2	ふれあい交流館	東神楽町ひじり野北1条1丁目1番6号	RC	680	H7	1			1					1		1							1
3	聖台地区公民館	東神楽町東1線8号	木造	190	S51		1		1					1		1						1	
4	東神楽中学校	東神楽町南1条西3丁目6番1号	RC	660	H9	1			1					1		1							1
5	総合体育館・地域世代交流センター	東神楽町南1条西1丁目4番1号	SRC	1,390	S49	1			1					1		1							1
6	総合福祉会館トレーニングセンター	東神楽町北1条西1丁目1番13号	RC	570	S45		1		1					1		1							1
7	東神楽小学校	東神楽町南3条東1丁目2番1号	RC	1,380	S52	1			1					1		1		1					
8	交流プラザつつじ館	東神楽町南2条西1丁目1番6号	RC	530	H9	1			1					1		1							1
9	メモリアルホール	東神楽町南1条西1丁目3番10号	RC	220	H5	1			1					1		1							1
10	農村環境改善センター	東神楽町南1条西1丁目3番2号	RC	550	S57	1		1		1			1	1	1	1							1
11	忠栄小学校	東神楽町19号南5番地	RC	580	S54		1		1					1		1							1
12	忠栄地区公民館	東神楽町19号南2番地	RC	190	S53		1		1					1		1						1	
13	健康回復センター（森のゆ花神楽）	東神楽町基線27号29番地	RC	680	H12	1			1					1		1							1
14	稲荷地区公民館	東神楽町東4線17号	木造	140	S55		1		1					1		1						1	
15	八千代地区公民館	東神楽町字八千代ヶ岡2線北8号418番地	木造	150	S54		1		1					1		1						1	
16	志比内小学校	東神楽町字志比内75番地	RC	510	S58	1			1					1		1							1
17	志比内地区公民館	東神楽町字志比内73番地	木造	190	S49		1		1					1		1							1

(2) 避難場所

No	施設管理状況				水飲み場		トイレ		冬期間利用				備考	
	施設名	避難区分		所在地	収容可能人数	有	無	有	無	除雪		利用		
		広域	一時							有	無	可		不
1	東聖小学校グラウンド		1	東神楽町ひじり野南1条2丁目	7,494		1		1		1		1	
2	東神楽小学校グラウンド		1	東神楽町南3条東1丁目	6,835		1		1		1		1	
3	忠栄小学校グラウンド		1	東神楽町19号南5番地	5,113		1		1		1		1	
4	志比内小学校グラウンド		1	東神楽町字志比内75番地	3,960		1		1		1		1	
5	東神楽中学校グラウンド		1	東神楽町南1条西3丁目	15,204		1		1		1		1	
6	ひじり野公園		1	東神楽町ひじり野北1条2丁目	10,505	1		1			1		1	
7	義経公園		1	東神楽町南1条東1丁目	11,289	1		1			1		1	
8	八千代地区公民館グラウンド		1	東神楽町字八千代ヶ岡2線北8号	2,369		1		1		1		1	
9	稲荷地区公民館グラウンド		1	東神楽町東4線17号	3,170		1		1		1		1	
10	聖台地区公民館グラウンド		1	東神楽町東1線8号	1,250		1		1		1		1	

## 4-17 避難路

## (1) 道道(町内分)

路線番号	路線名	起点～終点	道路幅員(町内)	総延長(町内)	備考
37	鷹栖東神楽線	上川郡鷹栖町北1条1丁目～上川郡東神楽町南13号	11.50-22.00 橋梁 9.50	2,508.0	
68	旭川空港線	上川郡東神楽町東2線～旭川市西神楽2線18号	10.00-20.00	4,034.0	
213	天人峡美瑛線	上川郡東川町天人峡温泉～上川郡美瑛町花園2丁目	8.50-11.50	5,580.0	
294	東川東神楽旭川線	上川郡東川町南町1丁目～旭川市1条通9丁目	14.00-22.00	9,650.0	
1160	旭川旭岳温泉線	旭川市4条通9丁目～上川郡東川町勇駒別	10.00-10.50 橋梁 8.75	1,061.0	

## (2) 町道

路線番号	路線名	起点～終点	道路幅員	総延長	備考
1006	8号線	字東神楽149-5～字東神楽116-5	7.50-9.00	1,811.4	
1007	9号線	字東神楽184-3～字東神楽141-1	6.00-10.00	2,054.9	
1012	14号線	字東神楽380-1～字東神楽661-3	6.50-14.75	2,471.8	
1018	20号線	字東神楽500-4～字東神楽497-1475	7.00-9.50	3,129.5	
1040	高台8号線	字東神楽169-1～854-2	9.25-10.00	1,700.0	
1059	東1線	字東神楽1-1163～708-1	5.00-14.00	6,806.3	
1069	稻荷八千代線	字東神楽671-6～字八千代ヶ岡1-1091	6.50-7.50	3,272.2	
1070	八千代志比内線	東神楽497-1473～字八千代ヶ岡1-1207	6.50-7.50	3,167.7	
1088	本通り線	字東神楽500-4～字東神楽555-9	9.50-11.50	3,021.0	
1089	忠栄志比内線	字東神楽559-1～字栄岡111-3	3.00-11.25	3,835.5	
1091	上忠栄志比内線	字東神楽498-10～字栄岡142-3	3.00-8.50	6,660.5	
1114	志比内坂道線	字栄岡115-1～字栄岡127-1	7.30-11.00	470.0	
1118	志比内3線	字志比内27-2～字志比内25-2	3.00-11.00	691.4	
1130	志比内基線	字志比内872～字志比内45-1	4.30-8.50	1,457.1	
1157	忠栄栄岡線	字栄岡82-4～字栄岡116-1	7.25-8.70	1,758.7	
1158	八千代栄岡線	字八千代ヶ岡3-22～字八千代ヶ岡3-29	7.50-8.25	998.5	
1170	北1線	北3条東2丁目355-14～北3条東2丁目355-24	10.30-10.30	235.0	
2004	6号線	字東神楽101-2～字東神楽74-27	5.50-16.00	1,302.1	
2014	16号線	字東神楽418-1～字東神楽686-3	7.50-10.65	2,624.1	
2064	南2線	字東神楽497-18～字東神楽497-188	3.70-8.00	3,695.3	
2075	中央4号線	字東神楽331-6～字東神楽497-31	3.75-7.50	2,397.9	
2176	みずほ通り線	字東神楽68-16～字東神楽322-7	8.30-8.75	5,465.3	
2184	高台17号線	10-165～10-641	5.50-8.00	1,291.2	
3003	旭東線	ひじり野北2条4丁目80番31～513-3	7.60-20.00	2,158.7	
3049	高台17号線	字東神楽682-2～字東神楽497-2760	7.50-12.00	509.7	
3162	南5条通り線	南1条西2丁目263-35-南2条西1丁目285-4	13.90-14.50	751.4	
3177	8号9号連絡線	字東神楽149-1～字東神楽147-4	8.50-8.50	556.3	
3256	空港千代ヶ岡線	40～39-2	6.00-17.50	1,097.1	



## 4-18 防災行政無線

平成 22 年 4 月 1 日現在

番号	無線局の種別	取付・保管箇所	車両種類等	車両番号	W数	免許番号	有効期間	導入年月日	製造会社
—	固定曲	総務企画課	—	—	10	北固第 3923号	H24. 11. 30	H7. 1. 27	日立
—	基地局	総務企画課・建設課	—	—	10	北基第 10844号	H23. 5. 31	H3. 1. 17	日立
501	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3037538号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
502	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3037539号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
503	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3037540号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
504	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3037541号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
505	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3037542号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
506	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3042589号	H23. 5. 31	H14. 8. 7	日立
507	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3042590号	H24. 5. 31	H14. 8. 7	日立
508	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3042591号	H24. 5. 31	H14. 8. 7	日立
509	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3042592号	H24. 5. 31	H14. 8. 7	日立
510	陸上移動局	総務企画課	(ハンディ)	—	5	北移第3042593号	H24. 5. 31	H14. 8. 7	日立
101	陸上移動局	普通車(交通指導車)		旭川57 ふ3462	10	北移第3037528号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
102	陸上移動局	普通車(事務用)	カルディナ	旭川45 た3517	10	北移第3037529号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
103	陸上移動局	普通車(事務用)	カローラワゴン	旭川500せ1079	10	北移第3037530号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
104	陸上移動局	普通車(事務用)	カルディナ	旭川58 つ8776	10	北移第3037531号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
105	陸上移動局	普通車(事務用)	カリブ		10	北移第3037532号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
106	陸上移動局	バス(スクールバス)	スクールバス	旭川22 せ 964	10	北移第3037533号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
107	陸上移動局	バス(スクールバス)	スクールバス	旭川22 せ1134	10	北移第3037534号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
108	陸上移動局	普通特殊車両(除雪車)	除雪専用トラッ	旭川88 た1523	10	北移第3037535号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
109	陸上移動局	大型特殊自動車(ショベル)	TCM	旭川00 る6664	10	北移第3037536号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
110	陸上移動局	普通貨物自動車(ダンプ)	ヒノ	旭川11 さ6803	10	北移第3037537号	H23. 5. 31	H7. 1. 27	日立
1	陸上移動局	普通貨物自動車(ダンプ)	ニッサン	旭川11 さ8117	5	北移第 112732号	H23. 5. 31	H3. 6. 1	スタンダード
2	陸上移動局	大型特殊自動車(ショベル)	TCM	旭川00 る6664	5	北移第 112733号	H23. 5. 31	H3. 6. 1	日立
3	陸上移動局	普通貨物自動車(ダンプ)	ヒノ	旭川11 た1559	5	北移第 112734号	H23. 5. 31	H3. 6. 1	スタンダード
4	陸上移動局	建設課			5	北移第 113531号	H23. 5. 31	H3. 11. 22	スタンダード
5	陸上移動局	大型特殊自動車(グレーダー)	グレーダー	旭川00 る5730	5	北移第 113532号	H23. 5. 31	H3. 11. 22	スタンダード
6	陸上移動局	大型特殊自動車(ロータリー)	エッチケー	旭川900る 605	5	北移第 114094号	H23. 5. 31	H4. 8. 5	スタンダード
7	陸上移動局	普通特殊自動車(除雪車)	ミツビシフソウ	旭川800は 98	10	北移第3030348号	H23. 5. 31	H13. 6. 1	スタンダード
8	陸上移動局	大型特殊自動車(ショベル)	CAT938	旭川900る 430	10	北移第3030349号	H23. 5. 31	H13. 6. 1	スタンダード
9	陸上移動局	大型特殊自動車(ロータリー)	TCM	旭川900る 335	10	北移第3044602号	H23. 5. 31	H18. 6. 1	スタンダード
10	陸上移動局	普通貨物自動車(ダンプ)	ニッサン	旭川100は2608	10	北移第3044603号	H23. 5. 31	H18. 6. 1	スタンダード

電波の形式、周波数及び空中線電力

固定局 16K0F2D 16K0F3E 68.55MHz 10W

基地局、陸上移動局 F3E 466.075MHz 10W

## 4-19 除雪機械現有数

平成22年12月1日現在

## (1) 町有車両

種別	台数	管理課
ショベルカー	2台	建設課
ダンプ車	3台	建設課
グレーダー	1台	建設課
タイヤドーザー	1台	建設課
ロータリー除雪車	3台	建設課
除雪専用トラック	2台	建設課

## (2) 除排雪委託業者

業者名	種別	台数	住所	電話
高橋建設(株)	除雪ドーザー	4台	東神楽町南1条東2丁目2-17	0166-83-2443

## 4-20 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

## 1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する・処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

## 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

## ① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。

## (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

## (ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

## (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
  - d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
  - f 緊急輸送の確保に関する事項
  - g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
  - h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続
- ア 事前届出の申請
    - (ア) 申請者
 

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。
    - (イ) 申請先
 

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。
    - (ウ) 申請書類
 

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。
  - イ 審査
 

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。
  - ウ 届出済証の交付
 

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。
  - エ 届出済証の再交付
 

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。
  - オ 届出済証の返還
 

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。
- ② 発災時の緊急通行車両の確認
- 災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行うものとする。
- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認
    - ア 確認
 

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。
    - イ 確認時の留意事項
      - (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
      - (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。
  - (2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認
    - ア 申請者
 

申請する車両の使用者とする。
    - イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

- (ア) 緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)
- (イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類(協定書等)

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急通行車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行う災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別記

第1号様式 ( 警察署) 受理番号 号

地震防災 災害 応急対策用  <p style="text-align: center;"><b>緊急通行車両等事前届出書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 北海道公安委員会 殿  <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p>	地震防災 災害 応急対策用  <p style="text-align: center;"><b>緊急通行車両等事前届出済証</b></p> <p style="text-align: center;">左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div> <p style="text-align: center;">北海道公安委員会 印</p>
自動車登録番号	備考
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の 勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的 に備考欄へ記載) 10 緊急輸送( 人) ※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )
使用者 住 所 氏 名	( ) 局 番
出 発 地	
備 考	(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を紛失し、汚損し、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。  3 次に該当するときは、この届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき

注: 1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

## 第2号様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 公安委員会	
番号標に表示されている 番号		印 印	
車両の用途（緊急輸送を行 う車両にあつては輸送人 員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

第3号様式

( 警察署 ) 第 号

地震防災 災害 応急対策用  <b>緊急通行車両等確認申請書</b>  年 月 日 北海道知事 殿 北海道公安委員会  申請者住所  氏名 印		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送( 人) ※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )	
使用者	住所	
	氏名	( ) 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第5号様式

( 警察署) 第 号

<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">北海道知事 北海道公安委員会</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">印</div>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報の発令及び伝達、避難の勧告、指示</li> <li>2 消防、水防その他の応急措置</li> <li>3 救難、救助、その他の保護</li> <li>4 児童・生徒の応急の教育</li> <li>5 施設、設備の応急の復旧</li> <li>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</li> <li>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</li> <li>8 緊急輸送確保のための措置</li> <li>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄へ記載)</li> <li>10 緊急輸送 ( 人)</li> </ol> <p style="margin-left: 40px;">※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )</p>				
使用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">( ) 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	( ) 局 番
住所					
氏名	( ) 局 番				
通行 日 時	月 日 : から 月 日 : の間				
通行 経 路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 発 地</td> <td style="padding: 2px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第6号様式

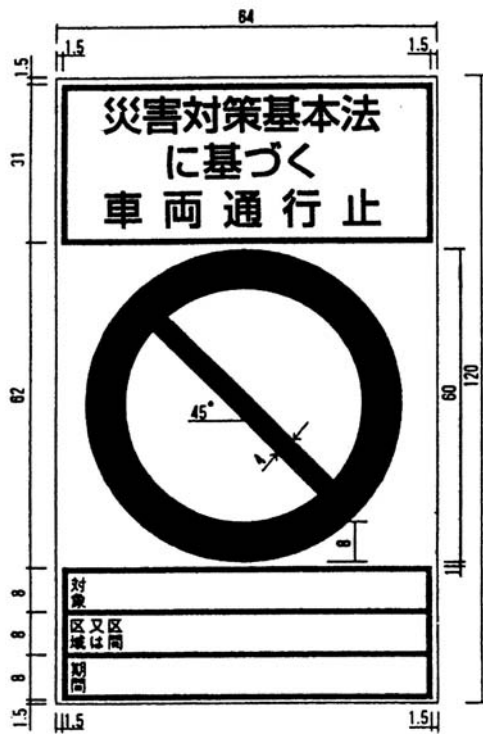
( 警察署) 第 号

<h2 style="margin: 0;">緊急輸送車両確認証明書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">北海道知事 北海道公安委員会</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">印</div>	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震予知情報の伝達、避難の勧告、指示</li> <li>2 消防、水防その他の応急措置</li> <li>3 応急の救護その他の保護</li> <li>4 施設及び設備の整備・点検</li> <li>5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</li> <li>6 緊急輸送確保のための措置</li> <li>7 清掃、防疫、保健衛生、その他必要な整備</li> <li>8 その他地震災害の発生の防止又は軽減(具体的に備考欄へ記載)</li> <li>9 緊急輸送 ( 人)</li> </ol> <p style="margin-left: 40px;">※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )</p>
使用者	住所
	氏名 ( ) 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

(1) 標識等

規制の標識等

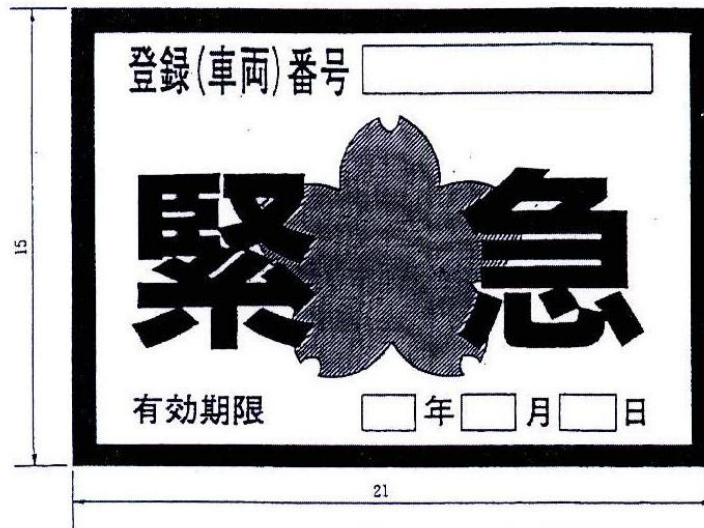


備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、字を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の1/2まで縮小することができる。

様式 1

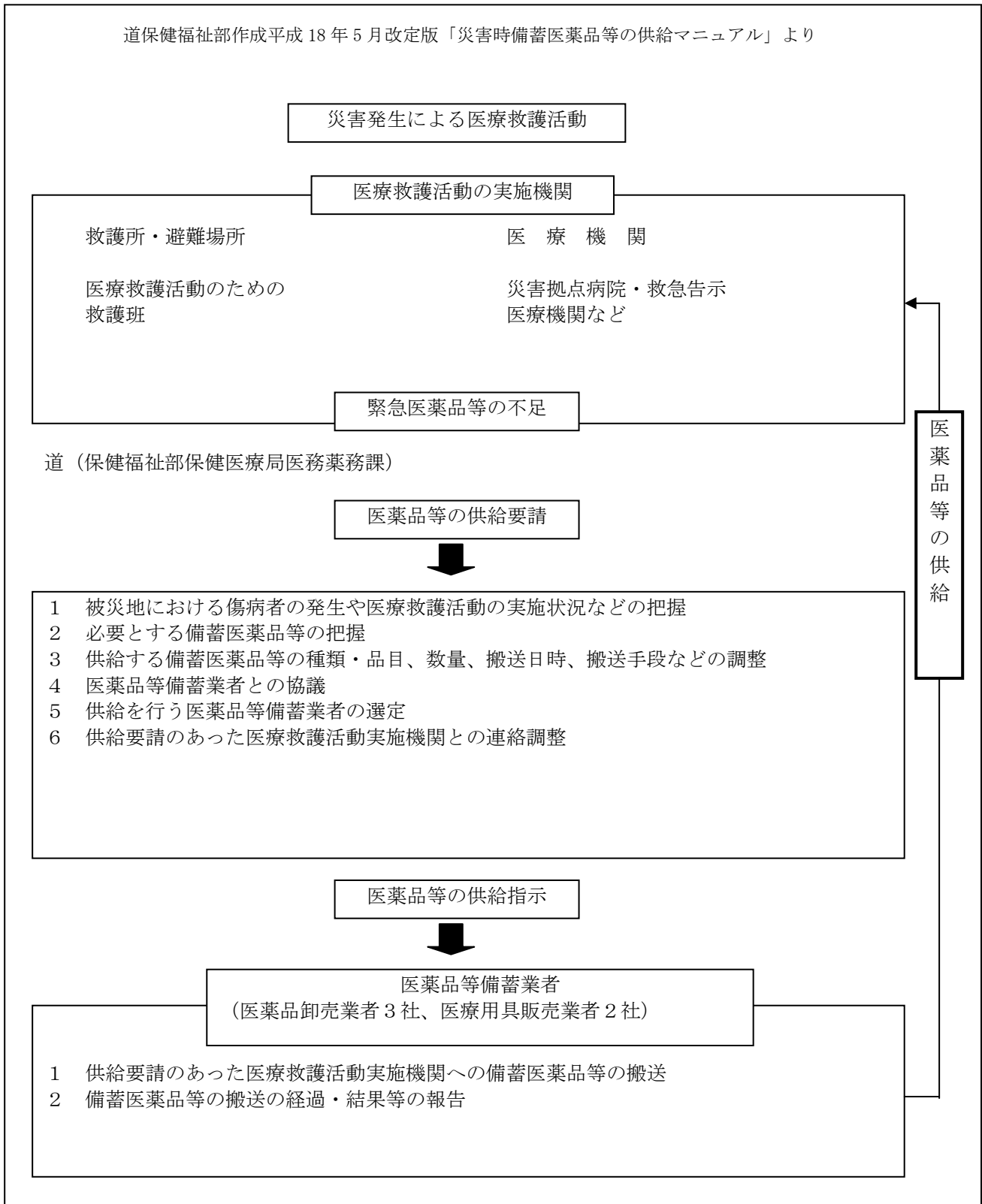
緊急通行車両確認標章



- (備考)
- 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4-21 災害時備蓄医薬品等の供給フロー

<参考資料>



## 4-22 医療機関

## (1) 町内の医療機関等

医療機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
東神楽町立国保診療所	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3-3	0166-83-2423	0166-83-3373
聖台病院	東神楽町東 1 線 2 号	0166-83-3522	0166-83-3523
ひじり野小池クリニック	東神楽町ひじり野北 1 条 3 丁目 1-1	0166-83-5580	0166-83-5570
館花医院	東神楽町ひじり野北 1 条 5 丁目 1-1	0166-83-5123	0166-83-5890
谷口歯科医院	東神楽町南 1 条東 1 丁目 3-15	0166-83-2223	
アート歯科クリニック	東神楽町北 1 条西 1 丁目 8-4	0166-83-5206	
エツメイデンタルクリニック	東神楽町ひじり野南 1 条 3 丁目 1-1	0166-83-6500	

## (2) 災害拠点病院

## (1) 基幹災害医療センター

医療圏名	指定病院名	住 所	病床数	電話番号	F A X 番号
全道域	札幌医科大学付属病院	札幌市中央区南 1 条西 1 6 丁目	938	011-611-2111	011-621-8059

## (2) 地域災害医療センター

医療圏名	指定病院名	住 所	病床数	電話番号	F A X 番号
上川	日本赤十字旭川病院	旭川市曙 1 条 1 丁目 1 番 1 号	600	0166-22-8111	0166-24-4648

## (3) 救急告示医療機関（隣接市町村）

医療機関名	住 所	電話番号
J A 北海道厚生連旭川厚生病院	旭川市 1 条通 24 丁目 111 番地 3	0166-33-7171
医療法人唐澤病院	旭川市 4 条通 9 丁目左 8 号	0166-23-3165
医療法人回生会大西病院	旭川市 4 条通 11 丁目右 3 号	0166-26-2171
医療法人社団石崎病院	旭川市 4 条通 14 丁目左 1 号	0166-23-2370
医療法人中島病院	旭川市 4 条通 16 丁目 1152 番地	0166-24-1211
医療法人整形外科進藤病院	旭川市 4 条通 19 丁目右 6 号	0166-31-1221
医療法人社団幾晃会木原循環器科内科病院	旭川市 4 条通 22 丁目 118 番地	0166-35-5555
医療法人社団功和会佐久間病院	旭川市 5 条通 7 丁目左 7 号	0166-26-1111
医療法人元生会森山病院	旭川市 8 条通 6 丁目左 10 号	0166-22-4151
旭川脳神経外科病院	旭川市 10 条通 21 丁目 2 番地の 11	0166-33-2311
旭川赤十字病院	旭川市曙 1 条 1 丁目 1 番 1 号	0166-22-8111

豊岡中央病院	旭川市豊岡7条2丁目1番5号	0166-32-8181
医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院	旭川市東光3条3丁目3番13号	0166-32-6322
独立行政法人国立病院機構道北病院	旭川市花咲町7丁目	0166-51-3161
旭川市立旭川病院	旭川市金星町1丁目1番65号	0166-24-3181
医療法人社団杏仁会大雪病院	旭川市永山3条7丁目1番5号	0166-48-6661
医療法人社団恩和会旭川高砂台病院	旭川市高砂台1丁目1番22号	0166-61-5700
旭川医科大学付属病院	旭川市緑が丘東2条1丁目1-1	0166-65-2111
美瑛町立病院	上川郡美瑛町中町3丁目8番35号	0166-68-7111

## (4) 感染症指定医療機関(隣接市町村)

医療機関名	住 所	電話番号	指定病床数
旭川市立旭川病院	旭川市金星町1丁目1番65号	0166-24-3181	6

## (5) 医師会

医 師 会 名	住 所	電話番号	備 考
上川郡医師会	上川郡愛別町本町129番地の1 愛別診療所内	01658-6-6060	
旭川医師会	旭川市金星町1丁目1-50	0166-23-5728	
旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52	0166-22-2361	

## (6) 血液センター

センター名	住 所	電話番号	備 考
旭川赤十字血液センター	旭川市川端町7条10丁目1-50	0166-52-2211	

## 4-23 災害医療救護隊の出動

様式1

災害医療救護隊（班）出動要請文の様式

第 号  
平成 年 月 日

様

東神楽町長

印

災害医療救護隊（班）の出動要請について

標記について、災害発生のため、東神楽町医療救護対策本部を設置しましたので、下記により災害医療救護隊（班）の出動を要請いたします。

記

1. 災害発生の日時	
2. 災害発生の場所	
3. 災害発生の原因	
4. 災害発生の状況	
5. 出動の時期	
6. 出動の場所	
7. 出動を要する人員	
8. 必要な資機材	
9. その他必要な事項	

## 様式2

## 災害医療救護隊（班）活動報告文の様式

第 号  
平成 年 月 日

東神楽町長

様

災害医療救護隊（班）長

印

災害医療救護隊（班）の活動報告について

標記について、平成 年 月 日発生 of 災害のため、東神楽町医療救護対策本部長の要請により出動しました、災害医療救護隊（班）の活動を、下記のとおり報告いたします。

## 記

1. 出動の場所	
2. 出動の期間及び時間	平成 年 月 日 時 分から平成 年 月 日 時 分まで
3. 出動者の種別及び人員	医師 人 看護師 人
4. 受診者数	死亡 人 重傷 人 中等傷 人 軽傷 人
5. 使用医薬材料、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の内容	医薬材料金額 金額 円
	治療材料消耗破損料 金額 円
	医療器具等消耗、破損料 金額 円
	金額 円
6. 医療救護活動の概要	
7. その他必要な事項	

## 4-2-4 関係機関連絡先一覧

## (1) 町関係施設

施設名	所在地	電話番号	避難所
東神楽町役場	東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111	
農村環境改善センター	東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111	○
国保診療所	東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2423	
総合体育館・地域世代交流センター（これっと）・B&G海洋センタープール	東神楽町南1条西1丁目4番1号	0166-83-5423	○
ふれあい交流館	東神楽町ひじり野北1条1丁目1番6号	0166-83-3741	○
総合福祉会館・トレーニングセンター	東神楽町北1条西1丁目1番13号	0166-83-2606	○
メモリアルホール	東神楽町南1条西1丁目3番10号	0166-83-4646	○
交流プラザつつじ館	東神楽町南2条西1丁目1番6号	0166-83-2082	○
東神楽中学校	東神楽町南1条西3丁目6番1号	0166-83-2413	○
東聖小学校	東神楽町ひじり野南1条2丁目1番1号	0166-83-3055	○
東神楽小学校	東神楽町南3条東1丁目2番1号	0166-83-2344	○
忠栄小学校	東神楽町19号南5番地	0166-83-3205	○
志比内小学校	東神楽町字志比内75番地	0166-96-2146	○
東神楽幼稚園	東神楽町南2条東1丁目5番1号	0166-83-2343	
中央保育園	東神楽町南2条東2丁目1番1号	0166-83-3769	
東聖保育園	東神楽町ひじり野南1条2丁目2番1号	0166-83-3767	
子供発達支援センター(母と子の家)	東神楽町19号北区画外1番地	0166-83-2996	
忠栄地区公民館	東神楽町19号南2番地	0166-83-2995	○
聖台地区公民館	東神楽町東1線8号58番地	0166-83-2999	○
稲荷地区公民館(集落センター)	東神楽町東4線17号108番地	0166-83-2997	○
八千代地区公民館(農業研修集会所)	東神楽町字八千代ヶ岡2線北8号418番地	0166-83-2998	○
志比内地区公民館	東神楽町字志比内73番地	0166-96-2316	○
特別養護老人ホームアゼリアハイツ	東神楽町南2条東2丁目4番1号	0166-83-2097	
東神楽町デイサービスセンター	東神楽町南2条東2丁目4番1号	0166-83-3630	
森林公園管理棟	東神楽町25号39番地	0166-83-3727	
健康回復センター(花神楽)	東神楽町基線27号29番地	0166-83-3800	○
<b>【一部事務組合】</b>			
大雪消防組合東消防署	東神楽町15号南3番地	0166-83-0119	
大雪消防組合本部	上川郡美瑛町本町2-4-1	0166-92-2029	
大雪清掃組合(しらかば清掃センター)	上川郡美瑛町字下宇莫別5番地	0166-92-2247	
同 最終処分場	上川郡美瑛町字瑠辺薬第4番地	0166-95-2005	
大雪葬斎組合火葬場	東神楽町基線12号4番地	0166-83-2249	

## (2) 国関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道開発局旭川開発建設部	旭川市宮前通東 4155 番 31 旭川合同庁舎	0166-32-1111
同 旭川道路事務所	旭川市神楽 1 条 6 丁目	0166-61-0136
同 旭川河川事務所	旭川市永山 1 条 21 丁目 3 番 21 号	0166-48-2131
旭川地方気象台	旭川市宮前通東 4155 番 31 旭川合同庁舎	0166-32-7102
旭川地方気象台旭川空港出張所	上川郡東神楽町東 2 線 15 号	0166-83-2222
北海道農政事務所地域第四課	旭川市大町 3 条 3 丁目 3639 番地 2	0166-51-4296
国土交通省東京航空局旭川空港出張所	上川郡東神楽町東 2 線 16 号	0166-83-2541
北海道森林管理局旭川事務所	旭川市神楽 3 条 5 丁目 3-11	0166-62-6738
上川中部森林管理署	旭川市神楽 3 条 4 丁目 3-25	0166-61-0206
陸上自衛隊第 2 師団	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
陸上自衛隊第 2 特科連隊	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

## (3) 北海道関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道庁	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
上川総合振興局	旭川市永山 6 条 19 丁目 上川合同庁舎	0166-46-5111
上川教育局	旭川市永山 6 条 19 丁目 上川合同庁舎	0166-46-5111
上川保健福祉事務所(上川保健所)	旭川市永山 6 条 19 丁目 上川合同庁舎	0166-46-5111
上川総合振興局旭川建設管理部	旭川市永山 6 条 19 丁目 上川合同庁舎	0166-46-5111
上川総合振興局旭川建設管理部事業課	旭川市東 3 条 5 丁目 1-44	0166-26-4461
上川農業改良普及センター	上川郡当麻町宇園別 2 区 748 番地	0166-84-2017
上川農業改良普及センター大雪支所	上川郡美瑛町中町 4 丁目 4-13	0166-92-2077
上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖 4 線 15 号	0166-57-2232
上川南部森林室	旭川市永山 6 条 19 丁目 上川合同庁舎	0166-46-5998
北海道警察旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目	0166-35-0110
旭川方面旭川東警察署	旭川市 1 条通 25 丁目	0166-34-0110
同 東神楽駐在所	上川郡東神楽町北 1 条西 1 丁目	0166-83-2020
同 志比内駐在所	上川郡東神楽町字志比内	0166-96-2423
同 旭川空港警備派出所	上川郡東神楽町東 2 線 16 号	0166-83-3843
旭川児童相談所	旭川市 10 条通 11 丁目	0166-23-8195

## (4) 指定公共機関・地方公共機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道電力(株)旭川支店	旭川市 4 条通 12 丁目	0166-23-1011
旭川ガス(株)	旭川市 4 条通 16 丁目左 6	0166-23-4151
東日本電信電話(株)旭川支社	旭川市 10 条 10 丁目	0166-20-5495
(株)NTT ドコモ北海道旭川支店	旭川市 2 条通 8 丁目	0166-26-7544
郵便局(株)東神楽郵便局	上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 1 番 1 号	0166-83-2100
郵便事業(株)旭川東郵便局	旭川市東旭川町共栄 98-4	0166-37-3185
日本赤十字社北海道支部	旭川市曙 1 条 1 丁目 1-1 旭川赤十字病院内	0166-22-8111
上川郡中央医師会	上川郡愛別町本町 129 番地の 1 愛別診療所内	01658-6-6060
旭川市医師会	旭川市金星町 1 丁目 1-52	0166-23-5728
旭川歯科医師会	旭川市金星町 1 丁目 1-52	0166-22-2361
旭川薬剤師会	旭川市金星町 1 丁目	0166-29-2422
北海道獣医師会上川支部	旭川市宮下通 14 丁目農業会館上川生産連内	0166-24-1600
旭川地区トラック協会	旭川市流通団地 2 条 4 丁目	0166-48-7244
旭川地区バス協会	旭川市東旭川町共栄 128	0166-34-6431
旭川電気軌道(株)	北海道旭川市 3 条通 18 丁目	0166-51-0111
(社)北海道建築士会旭川支部	旭川市 6 条通 8 丁目左 2 号遠野ビル 2F	0166-22-8894

北海道警備業協会旭川支部	旭川市旭町 2 条 10 丁目 中央警備保障(株)内	0166-54-4664
東和土地改良区	旭川市東旭川旭正 312 番地	0166-32-2241
旭川土地改良区	旭川市西神楽南 1 条 2 丁目	0166-75-5511
北海道旅客鉄道(株)旭川支社	旭川市宮下通 6 丁目	0166-25-6003
日本通運(株)旭川支店	旭川市宮下通 12 丁目	0166-23-5111
東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所	旭川市宇近文 7 線南 1 号	0166-55-4051
日本放送協会旭川放送局 (NHK)	旭川市 6 条通 6 丁目	0166-24-7000
北海道放送(株)旭川放送局(HBC)	旭川市宮下通 8 丁目	0166-23-6610
札幌テレビ放送(株)旭川放送局(STV)	旭川市東旭川北 2 条 6 丁目	0166-36-1010
北海道文化放送旭川支社(UHB)	旭川市 4 条通 10 丁目	0166-26-2010
北海道テレビ放送(株)旭川支社(HTB)	旭川市 2 条通 8 丁目	0166-25-4151
テレビ北海道(株)旭川支局(TVH)	旭川市宮下通 7 丁目	0166-22-9336
(株)FM 北海道(AIR-G)	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌時計台ビル 14F	011-241-0804
(株)FM ノースウェーブ	札幌市北区北 7 条西 4 丁目 新北海道ビル	011-707-8250
FM りべる	旭川市宮下通 8 丁目	0166-27-1171
旭川ケーブルテレビ (ぽてと)	旭川市 8 条通西 2 丁目	0166-22-0070
北海道新聞(株)旭川支社	旭川市 4 条通 10 丁目	0166-21-2516
朝日新聞(株)旭川支局	旭川市 7 条通 14 丁目	0166-22-7181
読売新聞社旭川支局	旭川市 9 条通 7 丁目	0166-26-0435
毎日新聞社旭川支局	旭川市 6 条通 13 丁目	0166-26-5151
日本経済新聞社旭川支局	旭川市 8 条通 6 丁目	0166-23-7100
東神楽町社会福祉協議会	上川郡東神楽町南 2 条東 1 丁目 4 番 1 号	0166-83-5424
東神楽町商工会	上川郡東神楽町南 1 条西 2 丁目 10 番 30 号	0166-83-2543
東神楽農業協同組合	上川郡東神楽北 1 条西 1 丁目 2 番 1 号	0166-83-2321
上川中央農業共済組合	旭川市東旭川下兵村 517	0166-36-2162
東神楽町森林組合	東神楽町役場内	0166-83-2111
東神楽町建設業協会	上川郡東神楽町南 1 条西 2 丁目 10 番 30 号	0166-83-2543
旭川空港ビル(株)	上川郡東神楽町東 2 線 16 号	0166-83-3939

## (5) 市町村関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
旭川市	旭川市 6 条通 9 丁目	0166-26-1111
鷹栖町	上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 5-1	0166-87-2111
当麻町	上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 11-1	0166-84-2111
比布町	上川郡比布町北町 1 丁目 2-1	0166-85-2111
愛別町	上川郡愛別町字本町 179	01658-6-5111
上川町	上川郡上川町南町 180	01658-2-1211
東川町	上川郡東川町東町 1-16-1	0166-82-2111
美瑛町	上川郡美瑛町本町 4-6-1	0166-92-1111
旭川空港管理事務所	東神楽町東 2 線 15 号	0166-83-2200
旭川市水道局忠別川浄水場	東神楽町 4 号北 1 番地	0166-83-3663
旭川市環境センター	旭川市東旭川町上兵村 282 番地	0166-36-1256

4-26 東神楽町全図

(別途)